

ディスクロージャー2025

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JAいずみのは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者の皆さまにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー 2025」を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月 いずみの農業協同組合

JAのプロフィール

名称	いずみの農業協同組合
本店所在地	〒596-0045 岸和田市別所町3丁目13番20号
電話番号	072-439-2381(代表)
設立	平成21年4月1日
組合員数	44,506人
役員数	38人
職員数	332人
店舗数	本店1・営農総合センター1・支店22・農産物直売所1・購買店舗5
出資金	2,644百万円
総資産	588,581百万円
単体自己資本比率	15.63%

※令和7年3月31日現在

CONTENTS

◇ごあいさつ	2
1. 組合理念	3
2. 経営方針	3
＜参考＞内部統制システム基本方針	
3. 経営管理体制	4

4. 事業の概況	5
5. 農業振興活動	9
6. 地域貢献情報等	11
7. リスク管理の状況	15
8. 主な事業の内容等	23

経営資料

I 決算の状況	
1. 貸借対照表	36
2. 損益計算書	37
3. 注記表	38
4. 剰余金処分計算書	47
5. 部門別損益計算書	48
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	50
7. 会計監査人の監査	50

II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	51
2. 利益総括表	51
3. 資金運用収支の内訳	52
4. 受取・支払利息の増減額	52

III 事業の概況	
1. 信用事業	
(1) 貯金に関する指標	53
(2) 貸出金に関する指標	54
(3) 為替業務等取扱実績	57
(4) 有価証券に関する指標	57
(5) 有価証券等の時価情報等	58
(6) 預かり資産の状況	58
2. 共済事業取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・保有高	59
(2) 医療系共済の共済金額新契約高・保有高	59
(3) 介護系その他の共済の共済金額新契約高・保有高	59
(4) 年金共済の年金新契約高・保有高	60
(5) 短期共済新契約高	60
3. 購買事業取扱実績	60
4. 販売事業取扱実績	61
5. 直売所事業取扱実績	61
6. 資産管理事業取扱実績	61
7. 利用事業	61
8. 指導事業	62

IV 経営諸指標	
1. 利益率	63
2. 貯貸率・貯証率	63
3. 職員一人当たり指標	63
4. 一店舗当たり指標	63

V 自己資本の充実の状況等	
＜定性的な開示事項＞	
1. 自己資本比率の状況等	64
2. 信用リスクに関する事項	64
3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および 手続の概要	65
4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要	65
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	65
6. CVA リスクに関する事項	65
7. マーケット・リスクに関する事項	65
8. オペレーショナル・リスクに関する事項	65
9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する リスク管理の方針および手続の概要	66
10. 金利リスクに関する事項	66

＜定量的な開示事項＞	
1. 自己資本の構成に関する事項	68
2. 自己資本の充実度に関する事項	69
3. 信用リスクに関する事項	71
4. 信用リスク削減手法に関する事項	75
5. 派生商品取引および長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	76
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	76
7. 出資等または株式等エクスポージャーに 関する事項	76
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	76
9. 金利リスクに関する事項	76

VI 連結情報	
1. グループの概況	
(1) グループの事業系統図	78
(2) 子会社の状況	78
(3) 連結事業概況	78
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	78
(5) 連結貸借対照表	79
(6) 連結損益計算書	80
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	81
(8) 連結注記表	82
(9) 連結剰余金計算書	91
(10) 農協法および金融再生法に基づく開示債権の状況	91
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	91
2. 連結自己資本の充実の状況等	

＜定性的な開示事項＞	
(1) 連結自己資本比率の状況	92
(2) 信用リスクに関する事項	92
(3) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針 および手続の概要	92
(4) 派生商品取引および長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関するリスク管理の方針 および手続の概要	93
(5) 証券化エクスポージャーに関する事項	93
(6) CVA リスクに関する事項	93
(7) マーケット・リスクに関する事項	93
(8) オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の 方針および手続の概要	93
(9) 出資等または株式等エクスポージャーに関する リスク管理の方針および手続の概要	93
(10) 金利リスクに関する事項	93

＜定量的な開示事項＞	
(1) 自己資本の構成に関する事項	94
(2) 自己資本の充実度に関する事項	95
(3) 信用リスクに関する事項	97
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	101
(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	102
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	102
(7) 出資等または株式等エクスポージャーに 関する事項	102
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	102
(9) 金利リスクに関する事項	102

J Aの概要

1. 機構図	104
2. 役員一覧	105
3. 会計監査人の名称	105
4. 組合員数	105
5. 組合員組織の状況	106

6. 特定信用事業代理業者の状況	106
7. 地区一覧	107
8. 沿革・あゆみ	108
9. 店舗一覧	109

【参考】

法定開示項目一覧

- ※1. 本冊子は農協法第54条の3に基づき作成したディスクロージャー資料です。
※2. 計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています

ごあいさつ

平素よりJAいずみのの事業運営に格別のご理解とご支援を賜り、心よりお礼申し上げます。

農業・JAを取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増大に加え、異常気象の常態化や生産資材価格の高止まりなどから厳しい状況が続いています。

こうしたなか、「食料安全保障の確保」や「持続可能な農業の構築」などを目指す、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定が進んでおり、我々JAにおいても基本計画の趣旨に則った取り組みを進めていくことが重要と考えています。

とりわけ、地域の農業を守り、地域のくらしを守ることを事業運営の最優先事項と位置付け、役職員全員で邁進する所存ですので、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2025年は国連が定めた「国際協同組合年」です。協同活動と総合事業で食と農を支え、活力ある地域社会を実現するという存在意義を発揮していくため、当JAの経営方針や財務内容、事業活動等を取りまとめた「ディスクロージャー2025」を作成いたしました。ぜひ、ご一読いただき、当JAに対するご理解をより深めていただければ幸いに存じます。

最後になりましたが、皆さまのご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げ、ごあいさつといたします。

いずみの農業協同組合
代表理事組合長 谷口 敏信

1 組合理念

JAいずみの理念(組合理念)

JAいずみの理念とは、組合が存在する意義や目的を明確にしたもので、組合のいろいろな活動の基になる考え方です。

「人」が大切、「緑」が大切。

JAいずみのは、「人」と「人」の結びつきを基盤として存在しています。
ここでいう「人」とは、組合員であり、地域の人々であり、私たち役職員であり、親、子、兄弟、友人、知っている人、知らない人、近くの人、遠くの人、日本人、外国人……。
この人々のつながりこそが私たち“JAいずみ”の宝であり、今までより以上に大切にしていかなければならないと確信しています。

一方、私たちは、「人」を大切にすると同様に、「緑」を大切にし、守り育てなければならぬと考えています。

「緑」とは、草や木だけでなく、農業や農産物、林や森、身近な自然、大きな自然、都市の環境、地球の環境までを含めて考えています。

これらの「緑」は人が生きるためには不可欠なものであるがゆえに、大切にしていける活動をより積極的に展開します。

そして、JAいずみのは、「人」、「緑」を大切にすることにより、地域に根ざした組織として、社会的役割を誠実に果たしてまいります。

2 経営方針

JAいずみのは、「食・農・くらしを基軸に地域とつながるJA」を目指し、「地域農業を守る」「地域の食を守る」「組合員のくらしを守る」の「3つの守る(支える・解決する)」事業・活動を展開します。

- I 地域営農ビジョンを踏まえた持続可能な地域農業の振興
- II 協同活動・JA事業を通じた組合員の豊かなくらしの実現(組織基盤強化)
- III 活動と事業の好循環による価値提供を支える健全・強固な経営基盤の確立(経営基盤強化)
- IV 協同組合らしい人づくり(人的資本経営)
- V 広報活動の強化によるJAの魅力発信

また、法令の遵守、損失の危機管理および適正かつ効率的な事業運営を目指し、ガバナンスの質の向上を図るため、理事会において決議した以下の「内部統制システム基本方針」等に基づき、全般(全社)的な統制や重要な業務プロセスの文書化など内部統制システムの整備・構築に取り組んでいます。

<参考> 内部統制システム基本方針 (平成31年4月1日制定) <令和6年4月30日最終改定>

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。

- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力等に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

以上

3 経営管理体制

■ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が組合の業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

JAの業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性会から理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

なお、当JAの令和7年6月25日開催の第16回通常総代会で選任された理事は、平成27年農協法改正により適用することとされた、農業協同組合法施行規則第76条の2第1項1号の理事構成要件を満たしています。

4 事業の概況

■ 全体的な概況

マイナス金利政策が解除され市場金利が上昇傾向にあるなか、組合員や地域の方々に寄り添い、相談・提案活動を実施。また、食と農を通じた持続可能な地域づくりに向けた取り組みを行うとともに、泉大津市との包括連携協定の締結による「環境調和型農業」の取り組みへの一歩を踏み出すなどした結果、事業面では一部で未達の事業もございましたが、収支面では事業利益で973百万円、経常利益で1,311百万円と当初の計画を上回る結果となりました。

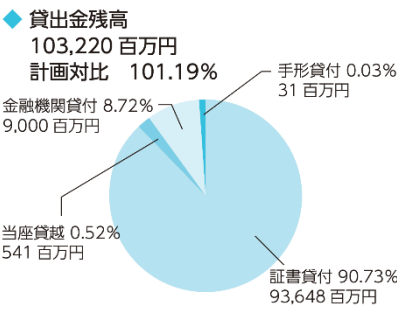
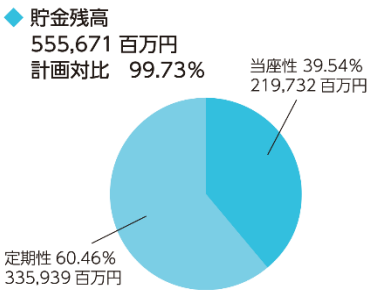
■ 信用事業

組合員・利用者との対話を通じ、「マネーライフプラン・お金の色分け」に沿った相談・提案活動をはじめ、支店を軸とした訪問活動の強化に努めました。

財産診断については、遺言信託など次世代につなぐ相続支援を実施しましたが、目標をやや下回りました。また、貯金については、個人金融資産の動向変化や物価高の影響により、貯金残高は減少いたしましたが、住宅ローンやマイカーローンならびに農業融資など、地域の農業やくらしの資金ニーズに応えることにより、貸出金残高は計画を上回る結果となりました。

実施具体策	目標	実績
財産診断	80件	73件

残高: 百万円、総利益: 千円				
	令和5年度	令和6年度	事業計画	計画対比
貯金残高	555,965	555,671	557,169	△1,497
貸出金残高	101,551	103,220	101,998	1,222
信用事業総利益	3,501,509	3,326,754	3,245,232	81,521

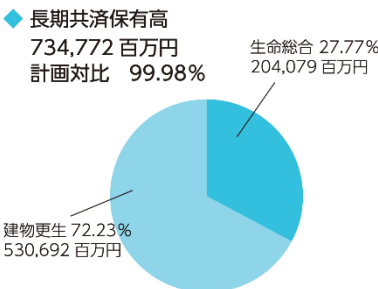


■ 共済事業

全契約者への3Q活動(共済加入者への保障点検活動)や未加入組合員等へのはじまる活動により、組合員・利用者の安心を深めるとともに、ライフステージ(人生設計)に応じた「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提案・提供に取り組みました。また、「Webマイページ」「Web約款」の利用拡大により、組合員・利用者の利便性向上に努めました。

組合員・利用者の信頼と期待に応え続ける事業活動に向け、「改正監督指針」や「組合員・利用者本位の業務運営」など、コンプライアンスへの取り組みを徹底いたしました。

保障金額: 百万円、総利益: 千円				
	令和5年度	令和6年度	事業計画	計画対比
長期共済保有高	746,161	734,772	734,913	△140
共済事業総利益	1,033,966	1,019,162	1,010,985	8,177



■ 購買事業

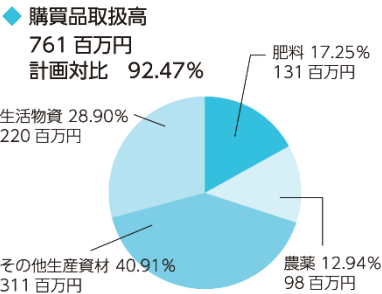
生産資材価格の高止まりによる農業経営への影響を最小限にとどめるよう、引き取りを推奨した予約購入申込による肥料・農薬などの価格低減を行いました。また、お米サポート(米の定期便[米サポ])の取り扱いを新たに開始し、消費者への米の安定供給に取り組みました。

また、購買店舗のPro店舗、Life店舗の展開として、組合員や地域の利用者のニーズに合わせた店舗運営に取り組みましたが、購買品取扱高の目標達成には至りませんでした。

取扱高: 百万円、総利益: 千円				
	令和5年度	令和6年度	事業計画	計画対比
生産資材	543	541	593	△51
うち肥料	133	131	145	△13
うち農薬	105	98	125	△26
生活物資	205	220	230	△10
購買品取扱高合計	748	761	823	△62
購買事業総利益	106,379	99,100	103,348	△4,248

※1. 購買品取扱高は、取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

※2. 購買品取扱高にはポイント使用分が含まれています。



■ 販売事業

消費者の農産物に対する安全志向の声にこたえるため、農薬安全使用講習会を実施し、農薬の適正使用や、防除履歴記帳などについて説明しました。

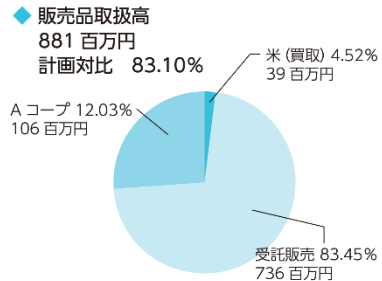
また、「泉州水なす」が令和7年1月に農水省より地理的表示(GI)に登録されたことを受けて、市場等の訪問を行い、有利販売に向けたPR活動を行いました。

販売品取扱高について、JA全農らぽーと和泉店の閉店、および、夏から秋にかけての高温による農産物の生育不良や鳥獣による被害により目標を下回る結果となりました。

単位: 人			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出荷組合員	592	585	496
Aコープ出荷者	510	463	454

取扱高: 百万円、総利益: 千円				
	令和5年度	令和6年度	事業計画	計画対比
受託品	896	842	1,016	△174
うちAコープ	234	106	246	△139
買取品(米)	48	39	44	△4
販売品取扱高合計	944	881	1,061	△179
販売事業総利益	43,777	35,983	49,246	△13,263

※米(買取)はポイント使用分控除前の実績を記載しています。



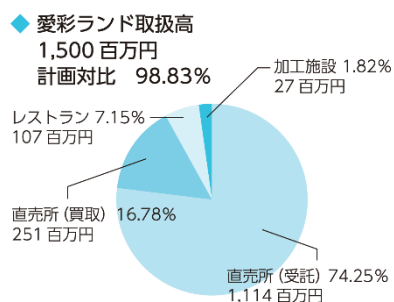
■ 直売所事業(愛彩ランド)

農産物直売所では、出荷者との対話から栽培状況や出荷時期を確認することにより、魅力ある「旬」の農産物が充実した売場づくりに取り組み、レストランでは、利用者が再度来店したくなるように「旬」や地元農産物をPRしたメニューを開発し提供しました。

併せて、SNS(InstagramやFacebook)で「旬」の農産物情報を発信するとともに、「支店マルシェ」やイベント等を通じた地元農産物のPR活動に努めましたが、愛彩ランド取扱高については目標をやや下回る結果となりました。

取扱高: 百万円、総利益: 千円

	令和5年度	令和6年度	事業計画	計画対比
受託品(直売所)	1,083	1,114	1,184	△70
買取品	341	386	333	52
直売所	216	251	209	42
レストラン	95	107	95	12
加工施設	28	27	29	△2
愛彩ランド取扱高合計	1,425	1,500	1,518	△17
直売所事業総利益	138,418	141,152	158,992	△17,839



■ 資産管理事業

4月から不動産(土地・建物)の相続登記の申請が義務化され、不動産の保有・承継に関するお悩みがより一層増えたことから、公認不動産コンサルティングマスターの有資格者(職員)による不動産相談に注力するとともに、顧問弁護士・税理士による法律相談や税務相談によって組合員に寄り添った相談活動を行いました。また、不動産の売買が成約につながり、^{あっせん}斡旋等取扱高や宅地等供給事業総利益ともに目標を大幅に上回る結果となりました。

単位: 件

相談活動	令和4年度	令和5年度	令和6年度
税務相談	101	120	102
法律相談	67	83	81
不動産相談	24	7	22
確定申告	1,046	1,042	1,022

取扱高: 百万円、総利益: 千円

	令和5年度	令和6年度	事業計画	計画対比
斡旋等取扱高	1,438	1,732	1,400	332
宅地等供給事業総利益	74,462	105,186	75,000	30,186

■ 指導事業

（営農指導）

無料職業紹介事業や農業機械レンタル事業の活用による労働力の負担軽減、および、SNS（インターネットを利用したサービス）を利用した病虫害発生情報などのタイムリーな情報提供により農業経営の改善や支援に取り組みました。併せて、担い手の確保・育成の一環として新規就農希望者向け就農説明会の開催や就農準備研修先支援事業による研修生の受入れ、チャレンジファーム（就農準備実習農場）による新規就農者の育成など、地域農業の振興に努めました。

また、生産・販売に関する農業基礎講習会ならびに実践的な農業技術講習会を実施するとともに、環境に配慮した農業への取り組みとして、「大阪エコ農産物認証制度」の説明会を開催し、地産地消によるエコ米の生産拡大を呼びかけました。

（生活指導）

「支店ふれあい委員会」では、農業体験活動や環境保全活動などを通じて、「食と農」、「地域共生」の大切さなどを発信するとともに、「女性組織」では愛彩ランドでの「アグリFesta」に参加するなど地域や会員同士の交流を通じて、「くらし」を守る活動などに取り組みました。また、地域の小学生を対象に、「体験料理教室」や「ファミリー野菜レシピコンクール」等を行い、「食」や「農」の大切さの理解醸成に向けた食農教育活動を展開しました。

（広報活動）

協同組合の特質や魅力を広く理解してもらい、JA活動の参加に繋がるよう広報誌やSNSなど多様な情報発信に取り組みました。

また、各支店ではふれあい活動をはじめとした地域貢献活動を積極的に実施し、さらに内容を広く紹介することでJAのファンづくりに努めました。

■ 組合が対処すべき課題

- ①組合員の農業経営支援と地域農業の担い手の確保
- ②組合員・地域へ貢献し、協同組合を支える人材の確保と育成
- ③大阪府広域合併促進協議会での具体的協議等へ参加

5 農業振興活動

■ 農業関係の持続的な取り組み

- ・農業者の栽培レベルアップや生産拡大に寄与するため、ニーズに応じたさまざまな技術講習会、栽培講習会を実施しています。
- ・新規就農者のための相談窓口の常設や、農の雇用事業を利用した子会社における担い手育成、農業機械レンタル事業の実施等、希望者が就農しやすい環境を整備しています。また、青壮年会を組織し、若手農業者同士の仲間づくりに取り組んでいます。
- ・農業者を総合的にサポートするため、経営規模に応じた訪問活動を実施しています。
- ・年2回の予約購買等での引き取りの推奨により、農業者に供給する肥料・農薬等、生産資材販売価格の低減を図っています。
- ・農業が継続しやすくなる環境を整えるため、無料職業紹介事業を実施しています。
- ・農業者に対し、病虫害情報等、営農に関する情報を迅速に提供するため、JAいずみの営農経済部公式LINEを運営しています。
- ・地域農業の担い手確保・育成支援を行うため、就農準備研修先支援事業を実施しています。
- ・就農準備実習農場で、栽培計画、栽培、収穫、出荷の実践を積み、農業経営まで自己完結できる就農者を育成しています。
- ・気候要因による品質低下等を原因とした収入減少リスクの低減に向け、農業用ハウスをリースする事業を行いました。

■ 地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

事業規模拡大など経営改善を希望する農業者をはじめとした地域のお客さまに対して、必要な資金調達のお手伝いをしていくことが当JAの重要な役割のひとつと位置付けて、農業者等の経営支援に取り組んでいます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

当JAでは、組合長以下常勤役員と部長室を構成員とするコンプライアンス委員会において金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的な協議を行っています。また、信用事業担当理事を金融円滑化管理責任者として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底を図るとともに、各支店に金融円滑化管理担当者を設置しています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援

農業者等の経営支援に資するため、本店と営農総合センターにそれぞれ1名の担い手金融リーダーを設置し、支店の融資担当者との連携のもと、農業近代化資金などの制度資金やJAバンク独自資金など、農業融資を通じて農家組合員の資金需要ニーズに対応しています。また、農業メインバンク機能強化への取り組みとして、農家組合員に対する提案・訪問活動に努めています。

(4) ライフサイクルに応じた担い手支援

JA事業の特性である信用・共済・購買・販売・指導・資産管理などの各種事業間の連携を通じて、担い手をはじめとする多様な農業者への総合的な支援活動を展開するとともに、当JA顧問の税理士や弁護士、社会保険労務士などの専門家とも協力をして、組合員のライフサイクルとニーズに対応した支援を行っています。

(5) 情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

地域農業の振興や地産地消の推進等を目的にファミリー野菜レシピコンクールの開催、体験料理教室や食農教育出張授業などを積極的に行っています。また、農産物直売所では各種イベント等を実施して農業者と消費者との交流機会を増やし、地域農業情報の受発信を通して得た情報を次の農業生産に生かしています。

■ 安全・安心な農産物づくりの取り組み

- ・販売事業取扱品目である 水ナス、軟弱野菜、種の先、タマネギ、タケノコ、紅ズイキ、冬瓜、温州ミカン、桃、イチジク、米等についてとうがんの防除履歴帳票等を徴求し、確認を行っています。
- ・出荷者等を対象に、大阪府と連携し、農薬の適正使用に関する講習会を実施しています。
- ・愛彩ランドへの出荷農産物について防除履歴帳票等を徴求し、確認を行い、生産者の顔が見え、安全で安心できる農産物直売所づくりに努めています。

■ 愛彩ランド(農産物直売所)

- ・地域農業の発信拠点として地産地消に取り組み、新鮮で安全・安心な農産物の提供を行っています。
- ・生産者と消費者の交流の場の提供に積極的に取り組んでいます。

■ 農業関連融資の状況

農業者に対する訪問活動を通じて、施設の整備等に必要な制度資金の活用支援を行っています。

■ 地産地消・食農教育への取り組み

- ・地産地消の推進と食農教育活動を目的に、岸和田市内・和泉市内の学校給食に地元産の米を供給しています。
- ・管内小学校を対象に、農業体験学習を実施しています。

○食農教育実施実績

体験料理教室	管内小学校 27校／全57回
食農教育出張授業	全7回
サツマイモ収穫体験	全11回
ファミリー野菜レシピコンクール	応募総数 1,104作品

■ 農業イベントの開催

地域農業の振興や地域住民に対する農業への理解促進を目的に「アグリWeekいずみの」を開催しています。また、岸和田市とともに「岸和田市農業まつり」を開催しています。

■ 農地の遊休化防止の取り組み

農地の遊休化防止に向けて、耕起作業の受託を行う等の取り組みを実施しています。

6 地域貢献情報等

■ 社会貢献活動(社会的責任)

JAいずみのは、地域に密着した事業運営・展開を図りつつ、社会貢献活動を通して積極的に社会的責任を果たしたいと考えています。

そうした考えのもと、私たちは、環境保全活動の一環として「夏のエコスタイル・キャンペーン」(省エネ推進)やプラスチック製買い物袋の利用削減、「エコキャップ運動」(再資源化)のほか、毎月2回、早朝より全役職員が「JA店舗周辺清掃」(地域の美化運動:景観保全)などの取り組みを行っています。

このほか、「JICA債」や「グリーンボンド」等、社会貢献に資する投資を行っています。

これらの活動を通じ、国連が定めたSDGsの達成に貢献しています。

■ 地域貢献情報

JAいずみのは、岸和田市・泉大津市・和泉市・高石市・泉北郡忠岡町を事業区域とし、農業者、地域住民の方々が組合員となって相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化等に資する地域金融機関です。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、当JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

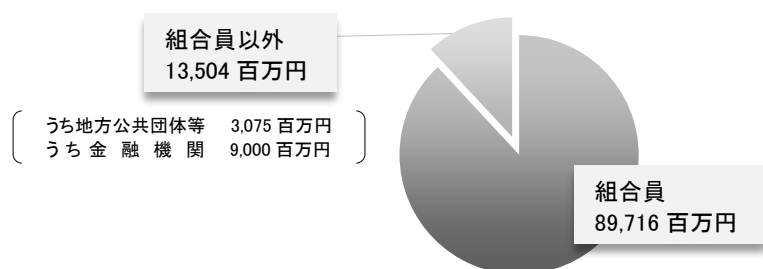
〔地域からの資金調達状況〕

令和7年3月末の貯金残高は、555,671百万円で、組合員の皆さまの計画的な資産づくりをお手伝いさせていただくため、目的や期間に応じた各種貯金の取り扱いをしています。(商品一覧はP24をご覧ください。)

〔地域への資金供給状況〕

令和7年3月末の貸出金残高は103,220百万円で、その資金は、大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としています。当JAでは資金を必要とする組合員の皆さまや、地方公共団体などにご利用いただいています。(商品一覧はP25をご覧ください。)

なお、貸出金残高の内訳および制度融資の概要等は以下のとおりです。



〈制度融資の取り扱い状況〉

名 称	令 和 7 年 3 月 末 残 高	概 要 ・ 趣 旨 等
農 業 近 代 化 資 金	7,643千円	経営意欲と能力がある農業者(経営者)等に対し、設備投資等、農業経営の展開を図るのに必要な資金を融資するもので、都道府県(国からの補助金を含む)が利子補給する資金。効率かつ安定的な農業経営の確立を目的とする。
就 農 支 援 資 金 (就農施設等資金)	438千円	新たに農業を開始しようとする人(認定就農者)に対して、農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入等に必要な資金を融資することで、その就農の促進を図るもの。国・都道府県等の資金を原資とする無利子資金。

〔文化的・社会的貢献に関する事項〕

● 支店ふれあい委員会の活動

・支店を拠点に支店ふれあい委員会を中心とした地域密着イベントを開催し、組合員、地域住民との交流を積極的に図るとともにメンバーシップの強化に努めています。

● 女性組織の活動

・女性大学「アイズカレッジ」の運営、女性会各支部・フレッシュミズ組織「いずみん」の活動を支援することで地域の女性に対してJA事業への参画と交流の場を提供しています。

● その他の活動

- ・管内小・中学生を対象とした「書道コンクール」を毎年開催しています。
- ・税理士による税務相談日を設置し、組合員の相続・贈与等にかかる相談を実施しています。また、農業所得や不動産所得申告のお手伝いも行っています。
- ・弁護士による法律相談日を設置し、組合員の法律問題等の相談を行っています。
- ・不動産コンサルティングマスター（JA職員）による不動産相談日を設置し、組合員の不動産にかかる相談を行っています。
- ・社会保険労務士による年金相談日を設置し、組合員・利用者の年金相談に応じています。

● 利用者ネットワーク化への取り組み

- ・「年金友の会」グラウンド・ゴルフ大会を毎年開催しています。
- ・「ゴルフ友の会」コンペの開催を通じて、組合員間の親睦とコミュニケーションの充実を図っています。

● 情報提供活動

- ・組合員向け広報誌『JA IZUMINO』を隔月発行し、JAや農業に関する情報提供や意思の疎通に努めています。（発行部数：約39,000部／回）
- ・地域コミュニティ紙『JA』を不定期発行し、管内4大新聞に折り込み、地域住民に対するJAや農業の情報提供や理解の浸透に努めています。（発行部数：約130,000部／回）
- ・ホームページやLINE公式アカウント、Instagram、Facebookを活用し、JA・農業・地域に関する情報の受発信をリアルタイムに実施しています。

【お客様本位の業務運営に関する取組方針】

当JAでは組合員・利用者の資産形成をサポートし、生活向上に寄与するという協同組合としての目的を果たすため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を以下の通り定めています。

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針（2024年10月30日制定）

いずみの農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、『「人」が大切、「緑」が大切。』を組合理念とし、「食・農・くらしを基軸に地域とつながるJA」を目指し、「地域農業を守る」「地域の食を守る」「組合員のくらしを守る」の「3つの守る（支える・解決する）」事業・活動を展開しております。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」といいます。）を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、地域に根ざした組織として社会的役割を誠実に果たすため、当組合の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針」の見直しを実施いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況については、定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営に資するよう、社会情勢や環境変化等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直してまいります。

注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA 共済連）が、共同で事業運営しております。JA 共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA 共済連のホームページをご参照ください。

【JAいずみの理念（組合理念）】

「人」が大切、「緑」が大切。

JAいずみの「人」と「人」の結びつきを基盤として存在しています。

ここでいう「人」とは、組合員であり、地域の人々であり、私たち役職員であり、親、子、兄弟、友人、知っている人、知らない人、近くの人、遠くの人、日本人、外国人……。

この人々のつながりこそが私たち「JAいずみの」の宝であり、今までより以上に大切にしていかなければならないと確信しています。

一方、私たちは、「人」を大切にするとともに、「緑」を大切に、守り育てなければならぬと考えています。

「緑」とは、草や木だけでなく、農業や農産物、林や森、身近な自然、大きな自然、都市の環境、地球の環境までを含めて考えられています。

これらの「緑」は人が生きるためには不可欠なものであるがゆえに、大切にしていける活動をより積極的に展開します。

そして、JAいずみの「人」、「緑」を大切にすることにより、地域に根ざした組織として、社会的役割を誠実に果たしてまいります。

1. 組合員・利用者への最良・最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

(1) 金融商品

- ① 組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、特定の投信運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客様の多様なニーズにお応えできるものを選定します。

なお、当組合は、金融商品の組成に携わっていません。

- ②金融商品の選定にあたっては、次の観点から組合員・利用者の皆さまの様々な「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、「選びやすさ」、「長期投資への適性」を考慮し、一定の商品数に絞った『セレクトファンド』により商品提供を行います。

<セレクトファンド選定基準>

- (i)長期投資
将来の備えに向けて「長期投資」を前提とした投資信託であること。
(テーマ型ファンドでないこと)
- (ii)手数料
手数料が良心的な水準であること。
- (iii)運用実績
過去の運用実績が相対的に良好であること。
- (iv)将来性
これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向けては過度な分配金を捻出する投資信託ではないこと。
- (v)運用体制
運用体制について、外部機関の評価を得ていること。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

(2) 共済仕組み・サービス

日々のくらしや農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう、組合員・利用者の皆さまに共済仕組みと最良なサービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み(例:外貨建て共済)は提供していません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

- ①組合員・利用者の皆さまへの商品提案にあたっては、「スタイル診断シート」を活用し、組合員・利用者の皆さまのリスク許容度を確認し、金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて組合員・利用者の皆さまにふさわしい商品をご提案します。
- ②組合員・利用者の皆さまへの商品提案にあたっては、「重要情報シート」により、当組合の提供する投資信託商品が長期運用を前提としたものであることなど、商品の性質を明確にしたうえで商品提案を実施します。
- ③組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について資料を提供のうえ分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
- ④組合員・利用者の皆さまが高齢の場合等においては、上席者の事前承認や同行対応による勧誘・ご提案、取引約定時における再確認等、組合員・利用者の皆さまの特性に応じ適切な対応を実施します。
- ⑤組合員・利用者の皆さまへの商品販売後も、金融市場の変動等に応じて、必要な情報提供を行う等適切にアフターフォローを行います。
- ⑥組合員・利用者の皆さまとの取引内容について定期的なモニタリングを実施し、組合員・利用者の皆さまへ適正な商品のご提案・販売を行っているか検証しています。

【原則2本文および(注)、原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

(2) 共済の事業活動

- ①組合員・利用者の皆さまにご提案する共済種類に応じて、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりのライフイベント等の目的やニーズに応じた、最良・最適な保障・サービスの提案を行います。
- ②保障の加入にあたっては、適切な販売支援ツール(提案資材)等を用いて、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、共済仕組みの保障内容を十分にご理解・ご納得いただけるよう、丁寧に分かりやすい重要事項説明(契約概要・注意喚起事項)を実施します。
- ③ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすい説明を心がけ、契約者である組合員・利用者さまだけでなく、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、ご家族も含めて十分にご理解・ご納得いただけるよう対応いたします。

④なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

⑤ご契約の変更や共済金のご請求等の各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、正確かつ迅速な対応を行います。また、3Q活動を通じた近況確認、あんしんチェック等の日々の接点により、ご契約後も安心いただけるアフターフォローを実施します。

【原則2本文および(注)、原則4本文、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

3. 利益相反の適切な管理

(1) 組合員・利用者の皆さまへの商品選定や情報提供にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則3本文および(注)】

(2) 金融商品の販売・推奨にあたっては、「重要情報シート」により、当組合の利益と組合員・利用者の皆さまの利益が反する可能性とその対処について明確化します。

【原則4本文、原則5本文および(注1～5)】

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品・共済仕組み・サービスを提供できるよう、職員の継続的・定期的な研修を実施するとともに、組合員・利用者の皆さまの多様な資産形成や保障ニーズに応え、誠実・公正な業務を行うことができる職員を育成し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

(2) 組合員・利用者の皆さまへの適切な提案に資する高度な専門性を有する職員育成のため、外部資格取得を推奨しています。

【原則6(注5)、原則7本文および(注)】

<内部研修・資格制度>

- ・証券外務員資格再研修(対象:信用担当職員)
- ・ライフアドバイザー認証要件研修(対象:渉外担当職員)
- ・スマイルサポーター認証要件研修(対象:共済担当職員)
- ・推進担当者認証要件研修(対象:LA管理者・共済担当職員・渉外担当職員) 等

<取得を推奨する外部資格>

- ・証券外務員2種(対象:信用担当職員)
- ・内部管理責任者試験(対象:信用担当職員)
- ・FP3級技能士(対象:全職員)

(3) 組合員・利用者の皆さまからいただいた「声(お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など)」を真摯に受け止め、組合員・利用者の信頼と期待に応え続ける事業活動を目指し、職員育成と業務改善に努めます。

【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

(4) 業績の評価にあたっては、「手数料収入への貢献度等」ではなく、組合員・利用者ニーズに沿った商品販売・保障提案を行った結果としての「預かり資産残高等」の他、「提案プロセス」を評価材料としています。

【原則7本文および(注)】

以 上

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021年1月改訂)との対応を示しています。

7 リスク管理の状況

〔リスク管理の体制〕

リスク管理基本方針等

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査担当（審査課）を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。また、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで受動的に発生するリスクのことをいい、主にシステムリスク、事務リスク、業務継続リスクなどをいいます。

① システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「JA大阪システム利用事務手続」などを策定しています。

② 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

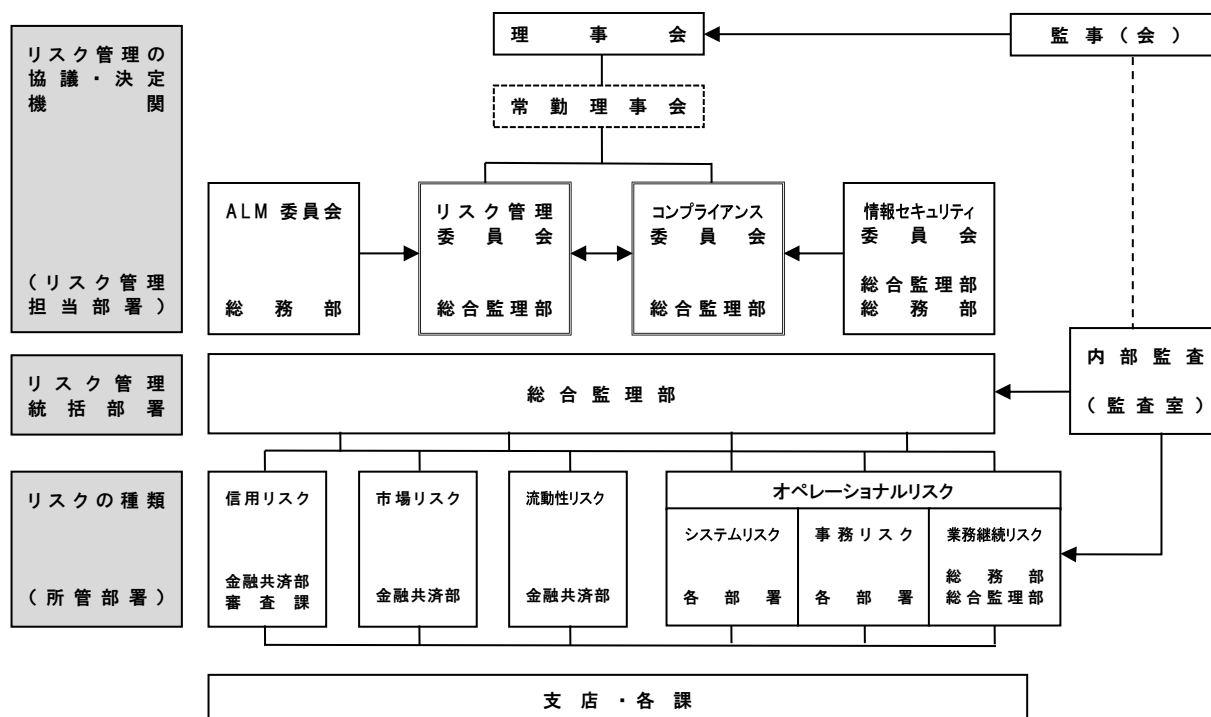
当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また万が一、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。

③ 業務継続リスク管理

自然災害等による大規模な被災や感染症の蔓延等に際し、適切な対応ができないことにより業務継続が困難となるリスクのことです。

当JAでは、自然災害等の緊急事態においても、利用者・当JAの役職員およびその家族の安全を確保しながら、JA事業の重要業務を適切に継続・運営するため、「業務継続リスク管理規程」、「事業継続計画(BCP)」、「危機管理マニュアル」、「業務継続マニュアル」を策定しています。

● リスク管理体制図



〔法令遵守の体制〕

コンプライアンス基本方針

【前文】

- JAいずみのは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。
- JAいずみのは、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与えるマネー・ローンダリング等および反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

■ コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進を行っています。

基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

あわせて、監事への情報提供窓口も設置しています。（詳細は下記をご参考ください。）

当JAの監事は、経営の健全な発展に資するため、農協法（法第35条の5）および農協法施行規則（第81条）に基づき、理事の職務の遂行に係る情報（組合経営に関する事象に限る）の提供を求めています。

理事の組合経営に関する事象があれば封書にて、下記宛にご連絡ください。

いずみの農業協同組合 監事会

連 絡 先 住 所 〒596-0045 岸和田市別所町3丁目13-20
部 署 名 いずみの農業協同組合 本店 監事会 宛
受 付 監 事 常 勤 監 事

※ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは受け付けいたしかねますので、予めご了承ください。

【一般苦情相談窓口】

当JAの業務に関する一般的な苦情・相談等の窓口は、金融課（信用事業）・共済課（共済事業）・指導販売課（営農経済事業）・資産管理課（資産管理事業）・総務課（その他全般）および各支店に設置しています。

〔利用者保護等への取り組み〕

当JAでは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む）の皆さまの正当な利益の保護と利便の確保のために、理事会において決議した「JAバンク利用者保護等管理方針」に基づき、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。（「JAバンク利用者保護等管理方針」については、下記をご参照ください。）

JAバンク利用者保護等管理方針（平成22年10月1日制定）

いずみの農業協同組合（以下「当組合」という）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ）の正当な利益の保護と利便の確保のために、以下の方針を定める。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行う。

- 1 当組合は、利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 当組合は、利用者からの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 当組合は、利用者に関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう、努める。
- 5 当組合は、当組合との取引に伴い、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理する。
- 6 本方針の制定・改廃は、コンプライアンス委員会での検討・協議に基づき、理事会の議決による。

※本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいう。

以 上

【利益相反管理への取り組み】

当JAでは、組合員・利用者の皆さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインならびに理事会において決議した「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行してまいります。（「利益相反管理方針の概要」については、下記をご参照ください。）

利益相反管理方針の概要（平成21年6月1日制定）

いずみの農業協同組合（以下、「当組合」といいます）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインならびに当組合で定める利益相反管理方針に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行いたします。

当組合は、法令等にしがたが、当組合の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1. 対象取引の範囲

利益相反管理方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下に掲げるものが考えられます。

- （1）お客さまと当組合の間の利益が相反する類型
- （2）当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- （1）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- （2）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- （3）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- （4）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- （5）利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- （1）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- （2）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- （3）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限り）
- （4）その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- （1）当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当組合の役員に対し、利益相反管理方針および利益相反管理方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- （2）利益相反管理統括者は、利益相反管理方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当組合は、利益相反管理方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、いずみの農業協同組合本店 総合監理部（Tel：072-439-2392）までご連絡ください。

〔マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針〕

当JAでは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定のうえ方針を定め、これを遵守します。（内容については、下記の「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」をご参照ください。）

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針（平成31年4月1日制定）＜令和6年3月25日最終改訂＞

いずみの農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

以 上

〔金融円滑化への取り組み〕

当JAでは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。（「金融円滑化にかかる基本的方針」については、下記をご参照ください。）

金融円滑化にかかる基本的方針（平成22年1月25日制定）＜平成25年4月1日最終改訂＞

当JAいずみの（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

- 4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
（１）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
（２）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
（３）各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

【金融ADR制度への対応】

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：0120-29-3925）午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

信用事業

東京弁護士会紛争解決センター	（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会仲裁センター	（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会仲裁センター	（電話：03-3581-2249）
京都弁護士会紛争解決センター	（電話：075-231-2378）
公益社団法人民間総合調停センター	（大阪府）
兵庫県弁護士会紛争解決センター	（電話：078-341-8227）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。
なお、下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の紛争解決センターでは、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

- 1 現地調停： 東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
例えば、お客様は、兵庫県弁護士会紛争解決センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。
- 2 移管調停： 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
例えば、兵庫県弁護士会紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容はJAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。

共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所	（電話：03-5368-5757） https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html
一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構	https://www.jibai-adr.or.jp/
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	https://n-tacc.or.jp/
公益財団法人 交通事故紛争処理センター	https://www.jcstad.or.jp/
日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR	https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口またはJA共済相談受付センター（電話：0120-536-093）にお問い合わせください。

〔内部監査体制〕

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店の全てを対象とし、中期および年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長および監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

〔金融商品の勧誘方針〕

当JAは、皆さまが安心して貯金や定期積金などをご利用いただけるよう、主要な貯金金利や手数料等を店頭に表示するとともに、商品内容に関わる説明書などもご用意しています。また、共済につきましても安心してご契約いただけるよう、ご契約内容を十分ご説明したのち重要事項説明書やご契約のしおり・約款を交付しています。そして、貯金や共済以外の商品についてはリスク等が正しくご理解いただけるよう商品内容のご説明等を行っています。

金融商品の勧誘方針（平成21年4月1日制定）

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

以 上

〔個人情報保護について〕

当JAは、個人情報保護の重要性に鑑み、また、当JAに対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）」・その他の関連法令・ガイドライン等に基づき、次のとおり取り組み方針を制定し、個人情報の適正な取り扱いに努めています。

個人情報保護方針（平成21年4月1日制定）＜令和4年4月1日最終改定＞

いずみの農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また、安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上

8 主な事業の内容等

(1) 主な事業の内容

■ 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

公共料金、府税、市町税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

また、平成17年3月1日より貯金保険制度による「全額保護」をご希望の組合員皆さまのために、決済用貯金（「普通貯金無利息型（決済用）」および「総合口座の普通貯金無利息型」）をご用意しています。この決済用貯金は、平成17年4月以降「全額保護」となっています。

● 貸出（融資）業務

農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活関連資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付も取り扱っています。

● 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

● その他の業務およびサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）や投資信託の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◆ 給与・年金の受取

勤務先からの給料やボーナス、各種年金が自動的に口座に振り込まれます。

◆ 各種自動支払

電気、電話、ガス、水道、NHKなどの公共料金をはじめ、納税やクレジット代金などを指定の口座から自動的にお支払いできます。

◆ キャッシュカード

JAのキャッシュカードは全国のJAほか、銀行・信用金庫・信用組合・郵便局・コンビニエンスストアなどのCD（現金自動支払機）、ATM（現金自動預入支払機）でご利用になれます。また、買い物などの支払いが即時決済できるデビットカードサービスも付加されています。

また、偽造キャッシュカード被害防止のために「ICキャッシュカード」を発行しています。

◆ JAカード

国内・海外のカード加盟店でご利用になれます。また、不意に現金が必要になったときには、キャッシングサービスがご利用になれます。

◆ JAカード（一体型）

キャッシュカード機能とJAカード機能がひとつになった、便利なカードです。もちろん、デビットカードサービスもご利用になれます。

◆ インターネット・バンキング（JAネットバンク）

窓口やATMに行かずに、インターネット接続のパソコン・携帯電話・スマートフォンから残高照会や振込などのサービスがご利用いただけます。また、JAバンクアプリ、JAバンクアプリプラスからオンラインでの申し込みが可能です。

◆ ATMでの税金・各種料金の払い込みサービス（Pay-easy（ペイジー））

ATMで税金・各種料金の払い込み（Pay-easy）がご利用になれます。

電話料金等の納付書または請求書にPay-easyマークが記載されているとご利用いただけます。この場合、JAいずみののキャッシュカードによる取り扱いとなります。なお、当JAと契約している収納機関宛での払い込みに限ります。

● 商品一覧

【貯金業務】

(令和7年7月1日現在)

種 類	特 色	期 間	お 預 け 入 れ 額	付 利 単 位
総 合 口 座	普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットでき、必要時に定期貯金から自動借入もできる便利な口座です。受け取る(給与・年金など)・支払う(公共料金など)・貯める・借りるが一冊でできます。	出し入れ自由	1円以上	100円
総 合 口 座 (普通貯金無利息型)	総合口座の商品性はそのままに、普通貯金部分が「普通貯金無利息型(決済用)」になったものです。	出し入れ自由	1円以上	無利息
当 座 貯 金	小切手や手形によるお支払いができます。	出し入れ自由	1円以上	無利息
普 通 貯 金	自由に出し入れができる口座です。給料・年金などの自動受取や公共料金の自動支払などのサービスもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	100円
普 通 貯 金 無利息型(決済用)	利息のつかない普通貯金です。貯金保険制度による全額保護の対象になります。	出し入れ自由	1円以上	無利息
貯 蓄 貯 金	普通貯金と同じように自由に出し入れができます。	出し入れ自由	1円以上	1円
通 知 貯 金	7日以上 of 短期間のお預け入れに有利な貯金です。お引き出しには、2日前までに通知が必要です。	1週間以上	5万円以上	1円
納 税 準 備 貯 金	税金の納付に備えるための貯金です。	お引き出しは 納税時	1円以上	100円
定 期 積 金	ご計画に合わせて、毎月、一定額を積み立て、満期日にはまとまった金額をお受け取りいただけます。	6カ月・1年・ 1年6カ月・2年・ 2年6カ月・3年・ 3年6カ月・4年・ 4年6カ月・5年	1,000円以上	1円
隔月掛金定期積金 「なごみ」	公的年金の受け取りをJAでされている方や新たにJAで受け取りを開始される方がお預けいただけます。掛け込みは年金の受け取りと同様2カ月に1回です。	1年・2年・3年・ 4年・5年	1,000円以上	1円
ブレ年金定期積金 「そなえ得」	公的年金の受け取りをJAに予約いただいた55歳以上65歳未満の方がお預けいただけます。	1年・2年・3年・ 4年・5年	1,000円以上	1円
期日指定定期貯金	利息は1年複利で計算されるので有利です。1年間の据え置き期間後は1カ月前のご連絡でいつでもお引き出しになれます。(個人のみ)	1年以上 3年以内	1円以上300万円未満	1円
スーパー定期貯金	金額・期間に合わせてお選びいただけます。証書・定期貯金通帳・総合口座でのお取り扱いができます。	1カ月以上 10年以内	1円以上	1円
大口定期貯金	1,000万円以上のまとまった資金をお預けいただくのに有利です。金融情勢やお預け入れ金額、期間などによって金利が決まります。	1カ月以上 10年以内	1,000万円以上	1円
変動金利定期貯金	6カ月ごとに金利が変動します。	1年・2年・3年	1円以上	1円
据置定期貯金	お預け入れ金額と期間に応じて金利を設定します。6カ月ごとに金利が変動します。	6カ月以上 5年以内	1円以上1,000万円未満	1円
年金シルバー 定期貯金	公的年金やJA年金共済(終身)等の受け取りをJAでされている方、新たにJAで受け取りを開始される方がお預けいただけます。	1年	1円以上500万円まで (ただし、組合員・ 組合員家族は 1,500万円まで)	1円
ブレ年金 定期貯金	公的年金等の受け取りをJAに予約いただいた55歳以上の方が1年のスーパー定期を契約されると元本500万円を上限にお預けいただけます。	1年	1円以上 500万円まで	1円
相続定期貯金 「つなぎ愛」	相続により取得した金額を原資としてお預け入れいただいた方がご利用いただけます。	3カ月・6カ月・ 1年	(スーパー) 100万円以上 (大口) 1,000万円以上	1円
積立 定期 貯金 財形 貯金	エンドレス型	積立期間や積立金額を定めず、毎月自由に定期貯金をお預けいただけます。	自 由	1円以上
	満期型	積立周期を指定して、定期貯金をお預けいただけます。	積立:6カ月以上 10年以下 据置:1カ月以上 3年以下	1円以上
	年金型	積立期間・据置期間・受取期間を指定して、定期貯金をお預けいただけます。また、契約期間内で一括または随時に預入れいただくこともできます。	積立1年以上 据置2カ月～10年 受取3カ月～20年	1円以上
	一般財形貯金	積立額、貯蓄目的とも自由。1年を経過すればいつでもお引き出しになれます。	3年以上	1円以上
	財形住宅貯金	住宅取得を目的に、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典があります。	5年以上	1円以上
財形年金貯金	在職中に退職後のために積み立てを行い、満60歳に達した日以降に年金方式でお受け取りになれます。非課税の特典があります。	預入5年以上 据置6カ月～5年 受取5年～20年	1円以上	1円

(注)ATMによる定期貯金のお預け入れ額は1,000円以上となります。

【貸出(融資)業務】

◆ 農業者の方へのご融資

種 類	お 使 い み ち	ご 融 資 額	ご 融 資 期 間
農 業 振 興 資 金	農業経営に必要な資金、農産物の価格安定に寄与する事業に必要な資金などをご融資します。	5億円以内	30年以内
制 度 資 金 お よ び 系 統 団 体 等 要 綱 資 金	国や地方自治体が設ける制度に基づき、農業近代化資金や農業経営改善資金などの各種制度資金をお取り扱いしています。また、系統団体が定める要綱資金についても、お取り扱いします。		
J A 農 機 ハ ウ ス ロ ー ン	農機具の購入、パイプハウス等資材・建設費用など、農産生産向上のための資金をご融資します。	1,800万円以内	10年以内

◆ 一般の方へのご融資(2種類以上のローンをご利用の場合や取り扱いの保証会社により、下記ご融資額とは別に限度額があります。)

種 類	お 使 い み ち	ご 融 資 額	ご 融 資 期 間
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築や増改築、宅地または住宅の購入、他行の住宅ローンの借り換えなどに低金利でご利用いただけます。	1億円以内	50年以内 (ただし、40年超については新築住宅のみ)
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	一定規模の住宅の増改築にご利用いただけます。	1,500万円以内	15年以内
マイカーローン	自動車の購入、車検、車庫の増改築資金などに低金利でお手軽にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
教 育 ロ ー ン	お子さまの入学金や授業料、下宿代などにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
多 目 的 ロ ー ン	あらゆる使いみちにご利用可能な便利なローンです。(ただし、負債整理資金、事業資金などのご融資はできません)	500万円以内	10年以内

◆ 当座決済型ご融資

種 類	お 使 い み ち	ご 融 資 額	ご 融 資 期 間
カ ー ド ロ ー ン (約 定 返 済 型)	限度額まで出し入れ自由。カード1枚で、全国のキャッシュコーナーでご利用いただけるお手軽・便利なローンです。	300万円以内	1年の自動更新

◆ 事業資金、その他のご融資

種 類	お 使 い み ち	ご 融 資 額	ご 融 資 期 間
一 般 ご 融 資 (事 業 資 金 等)	賃貸アパート・マンションの建築、事業の設備資金や運転資金など、さまざまな用途に幅広くご融資します。	審査により、決定します。	
岸和田市・高石市・ 忠岡町水洗便所 改 造 資 金	岸和田市・高石市・忠岡町の下水道整備事業に伴うトイレの水洗化にかかる費用をご融資します。	当該自治体の幹 旋決定通知金額	3年以内

※審査の結果によっては、ご希望に添えない場合があります。詳しくは各支店窓口へお尋ねください。

● 為替手数料

◆ 振込手数料

(令和7年7月1日現在 消費税込み)

項 目	系 統 金 融 機 関 あ て	系 統 外 金 融 機 関 あ て
窓 口 利 用	他 J A 550 円	880 円
	僚 店 330 円	
	自 店 110 円	
視覚障がい者等の窓口利用	他 J A 220 円	440 円
	僚 店 無 料	
	自 店 無 料	
A T M 振 込	他 J A 220 円	440 円
	僚 店 無 料	
	自 店 無 料	
インターネットバンキング	他 J A 110 円	220 円
	僚 店 無 料	
	自 店 無 料	
法 人 J A ネットバンク	他 J A 110 円	220 円
	僚 店 無 料	
	自 店 無 料	
定 時 自 動 送 金 (別途、口座振替手数料必要)	他 J A 110 円	440 円
	僚 店 無 料	
	自 店 無 料	

◆ 給与振込手数料

(令和7年7月1日現在 消費税込み)

項 目	系 統	金 融 機 関	あ て	系統外金融機関あて
デ ー タ 伝 送 (全銀協フォーマットによる)	他	J A	110 円	220 円
	僚	店	55 円	
	自	店	無 料	
手 書 き 依 頼 書	他	J A	220 円	440 円
	僚	店	110 円	
	自	店	55 円	
法 人 J A ネットバンク	他	J A	55 円	110 円
	僚	店	無 料	
	自	店	無 料	

◆ 取立手数料(僚店含む)

(令和7年7月1日現在 消費税込み)

項 目	手 数	料 金	額
電 子 交 換	1 通 につき	1,100 円	
個 別 取 立	1 通 につき	1,100 円	

◆ その他の諸手数料

(令和7年7月1日現在 消費税込み)

項 目	手 数	料 金	額
振 込 の 組 戻 料	1 件 につき	1,100 円	
振 込 の 訂 正 料	1 件 につき	1,100 円	
不 渡 手 形 返 却 料	1 通 につき	1,100 円	
取 立 手 形 組 戻 料	1 通 につき	1,100 円	
取 立 手 形 店 頭 呈 示 料	1 通 につき	1,100 円	

※ただし、上記金額を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴する。

● 当JAキャッシュカード・JAカード利用手数料

ご利用1回あたり(令和7年7月1日現在 消費税込み)

取 引	曜 日	利 用 時 間 帯	J A キ ャ ッ シ ュ カ ー ド				
			J A バ ン ク	三 菱 U F J 銀 行	セ ブ ン 銀 行 ローソン 銀行 イーネットATM	堤 携 銀 行	ゆうちょ銀行
入 金	平 日	8 : 0 0 ~ 8 : 4 5	無 料	ご 利 用 い た だ け ま せ ン	110円	ご 利 用 い た だ け ま せ ン	110円
		8 : 4 5 ~ 1 8 : 0 0			無 料		無 料
		1 8 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0			110円		110円
	土 曜	8 : 0 0 ~ 9 : 0 0			110円		110円
		9 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0			無 料		無 料
		1 4 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0			110円		110円
	日 曜 ・ 祝 日	8 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0			110円		110円
出 金	平 日	8 : 0 0 ~ 8 : 4 5		110円	110円	※	110円
		8 : 4 5 ~ 1 8 : 0 0		無 料	無 料	※	無 料
		1 8 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0		110円	110円	※	110円
	土 曜	8 : 0 0 ~ 9 : 0 0		110円	110円	※	110円
		9 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0		110円	無 料	※	無 料
		1 4 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0		110円	110円	※	110円
	日 曜 ・ 祝 日	8 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0		110円	110円	※	110円

- (注) 1. ご利用手数料は自動的に貯金口座より引き落としされます。なお、残高照会はいつでも無料です。
2. イーネットATMはファミリーマート・ポプラ等のコンビニエンスストアに設置されています。
3. コンビニエンスストア(ファミリーマート等)の一部の店舗においては、ATMが設置されていない場合、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合等があります。詳しくはご利用のATMの掲示等でご確認ください。
4. ※については、ご利用金融機関による所定の手数料となります。
5. 三菱UFJ銀行側の対象ATMは、同行本支店および店舗外に限ります(コンビニATMは対象外)。

● 信用事業に係る取扱手数料

◆ 貯金業務

(令和7年7月1日現在 消費税込み)

項 目			手 数 料 金 額
貯金残高証明書発行手数料(1通)			220円
利息支払証明書(1通)			220円
取引履歴照会手数料(1件)			440円
キャッシュカード新規発行手数料(単体、一体型)			無料
再 発 行 手 数 料	キャッシュカード	単 体	1,100円
		一体型	550円
	通 帳(1冊) 証 書(1通)	下記以外の場合	660円
		代表者変更による名義変更の場合	220円
		改姓改名による名義変更の場合	無料
		媒体変更	無料
		JA都合による顧客移管	無料
手 形 等 用 紙 代	小切手帳、約束手形、為替手形(1冊)		11,000円
	署名鑑入り小切手帳、約束手形、為替手形(1冊)		11,000円
	保証小切手(1枚)※当JA事情により発行する場合は除く		550円
署 名 印 鑑 登 録 手 数 料	署名鑑新規登録料		11,000円
	署名鑑変更登録料		11,000円
	署名鑑廃止料		無料
当座貯金口座開設手数料			11,000円
口 座 振 替 手 数 料	窓口利用の場合		55円
	定時自動集金		55円
	法人JAネットバンク		22円
	校納金手数料		22円
キャッシュカード暗証番号照会手数料			440円
デ ー タ 伝 送 ADP方式(月額)	利用料(加入者センタ登録料のみ)		5,500円
	利用料 + 任意ファイル伝送サービス料		11,000円
法 人 J A ネ ッ ト バンク手数料(月額)	振込・照会サービスのみ		1,100円
	振込・照会サービス + データ伝送サービス		3,300円
インターネットバンキング利用手数料			無料
未利用口座管理手数料			1,320円
個人番号登録手数料			2,200円
相続時口座照会手数料			5,060円

◆ 貸出業務

(令和7年7月1日現在 消費税込み)

項 目			手 数 料 金 額
貸 出 金 証 明 書	貸出金残高証明書発行手数料(1通)		220円
	融資証明書(1通)		220円
	住宅取得年末残高証明書発行手数料	1通	無料
		再発行(1通)	220円
	貸出金元金・利息に関する証明書発行手数料(1通)		220円
一 般 貸 付	定期貯金(積金)担保	融資実行(融資枠設定含む)	5,500円
		融資枠内手形実行・手形書替・条件変更	3,300円
	共済担保	融資実行	5,500円
		条件変更	3,300円
	有価証券担保	融資実行	11,000円
		条件変更	5,500円
	不動産担保	融資実行(融資枠設定含む)	55,000円
		融資枠内手形実行・手形書替	3,300円
		全額繰上返済	22,000円
		担保・保証・金利に関するもの	33,000円
		債務者・保証人(相続)に関するもの	16,500円
		上記以外のもの	5,500円
住 宅 資 金 住 宅 ロ ー ン	融資実行		33,000円
	全額繰上返済		22,000円
	一部繰上返済	窓口利用	5,500円
		インターネットバンキング利用	無料
	特約期間終了時、型選択のつど		5,500円
	条件変更	担保・保証・金利に関するもの	33,000円
		債務者・保証人(相続)に関するもの	16,500円
		上記以外のもの	5,500円
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	融資実行		11,000円
	条件変更		5,500円
	全額繰上返済		5,500円
	一部繰上返済	窓口利用	5,500円
		インターネットバンキング利用	無料
小 ロ ー ン	融資実行		11,000円
	条件変更		5,500円
	全額繰上返済		5,500円
	一部繰上返済	窓口利用	5,500円
		インターネットバンキング利用	無料
賃 貸 住 宅 (物 件) 建 築 資 金	融資実行		77,000円
	融資実行(基金協会保証付無担保貸付)		33,000円
	全額・一部繰上償還 (固定金利選択特約期間中)	期限前償還元金×0.7%×固定金利選択特約期間の残存日数÷365+消費税	
	全額繰上償還(変動金利中)		22,000円
	一部繰上償還(変動金利中)		5,500円
	特約期間終了時、型選択のつど		5,500円
	条件変更	担保・保証・金利に関するもの	33,000円
		債務者・保証人(相続)に関するもの	16,500円
		上記以外のもの	5,500円

◆ その他

(令和7年7月1日現在 消費税込み)

（令和7年1月1日現在）消費税込のみ

項 目				手 数 料 金 額
国債窓販	口座管理手数料（1カ月）			無料
	残高証明書発行手数料（1通）			220円
投信窓販	口座管理手数料（1カ月） ※月次報告書方式による取り扱い 販売手数料			無料 別表のとおり
	信託報酬（純資産総額に対し） 信託財産保留額（解約申込時の基準価格に対し）			目論見書（受益証券 説明書）記載どおり
	換金（解約）手数料			
	残高証明書発行手数料（1通）			220円
	貸 金 庫	貸金庫利用手数料（1カ月）（1年分一括先払い）		
鍵、カード再発行手数料			実費	
円貨両替 手 数 料	両 替 枚 数	1～ 200枚	枚数は両替前後の多い枚数 集金による両替も対象	無料
		201～ 500枚		550円
		501枚以上		500枚ごとに 550円を加算
硬貨入金 手 数 料	枚 数	1～ 500枚	集金による入金も対象	無料
		501～2,000枚		550円
		2,001枚以上		2,000枚ごとに 550円を加算

● 株式払込取扱手数料 ※有償払込額とは、発行価格の総額から無償分の総額を控除した金額。

(1) 一般払込手数料 (新株引受人が個別に申し込みに来るケース等)

(令和7年7月1日現在)

手数料率	手数料 = $\left\{ \text{有償払込額} \times \frac{X}{1000} + 5円 \times \text{受付票(または領収証)通数} \right\} \times (1 + \text{消費税の税率})$		
有償払込額	X	有償払込額	X
340百万円未満	3.50	1,600百万円以上	2.20
340百万円以上	3.40	1,700百万円以上	2.15
380百万円以上	3.30	1,800百万円以上	2.10
420百万円以上	3.20	1,900百万円以上	2.05
460百万円以上	3.10	2,000百万円以上	2.00
500百万円以上	3.00	2,500百万円以上	1.95
600百万円以上	2.90	3,000百万円以上	1.90
700百万円以上	2.80	4,000百万円以上	1.85
800百万円以上	2.70	5,000百万円以上	1.80
900百万円以上	2.60	6,250百万円以上	1.75
1,000百万円以上	2.50	7,500百万円以上	1.70
1,100百万円以上	2.45	8,750百万円以上	1.65
1,200百万円以上	2.40	10,000百万円以上	1.60
1,300百万円以上	2.35	11,250百万円以上	1.55
1,400百万円以上	2.30	12,500百万円以上	1.50
1,500百万円以上	2.25	15,000百万円	1.45
15,000百万円を 超過するもの	$\frac{15,000 \text{ 百万円} \times \frac{1.45}{1,000} + (\text{有償払込額} - 15,000 \text{ 百万円}) \times \frac{1}{1,000}}{\text{有償払込額}} \times 1,000 = (\text{小数点第3位未満切り捨て})$		

(2) 一括取扱手数料 (発起人または会社が株式払込金をまとめて払い込むようなケース)

(令和7年4月1日現在)

手数料率	手数料 = $\text{有償払込額} \times \frac{X}{1,000} \times (1 + \text{消費税の税率})$		
有償払込額	X	有償払込額	X
50百万円未満	2.50	5,000百万円以上	0.43
50百万円以上	2.00	5,500百万円以上	0.41
100百万円以上	1.50	6,000百万円以上	0.40
300百万円以上	1.20	6,500百万円以上	0.39
500百万円以上	1.00	7,000百万円以上	0.38
700百万円以上	0.85	7,500百万円以上	0.36
1,000百万円以上	0.75	8,000百万円以上	0.35
1,300百万円以上	0.69	8,500百万円以上	0.34
1,500百万円以上	0.66	9,000百万円以上	0.33
1,700百万円以上	0.64	10,000百万円以上	0.30
2,000百万円以上	0.62	11,000百万円以上	0.29
2,500百万円以上	0.59	12,000百万円以上	0.28
3,000百万円以上	0.55	13,000百万円以上	0.27
3,500百万円以上	0.51	14,000百万円以上	0.26
4,000百万円以上	0.48	15,000百万円	0.25
4,500百万円以上	0.45		
15,000百万円を 超過するもの	$\frac{15,000 \text{ 百万円} \times \frac{0.25}{1,000} + (\text{有償払込額} - 15,000 \text{ 百万円}) \times \frac{0.2}{1,000}}{\text{有償払込額}} \times 1,000 = (\text{小数点第3位未満切り捨て})$		

● 投資信託販売手数料率

◆ セレクトファンド

(令和7年7月1日現在)(消費税込み)(単位: %)

種類	申込金額	5千円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 300万円未満	300万円以上
農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド (安定運用コース)(資産形成コース)		1.10	0.88	0.66	0.44
HSBC世界資産選抜「愛称: 人生100年時代」 (育てるコース)(収穫コース)(充実生活コース)(種まきコース)		1.65	1.32	0.99	0.66
JA日本債券ファンド		0.22	0.176	0.132	0.088
Oneニッポン債券オープン「J社債選抜」		1.10	0.88	0.66	0.44
農中日経225オープン		1.65	1.32	0.99	0.66
農林中金＜パートナーズ＞米国株式 S&P500インデックスファンド		1.65	1.32	0.99	0.66
農林中金＜パートナーズ＞おおぶねJAPN (日本選抜)		1.65	1.32	0.99	0.66
農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資おおぶね		2.20	1.76	1.32	0.88
農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資おおぶねNISA口座つみたて投資枠				—	
農林中金＜パートナーズ＞J-REITインデックスファンド(年1回決算型)		1.10	0.88	0.66	0.44
グローバル・リート・インデックスファンド(資産形成型)「愛称: 世界のやどかり」		1.65	1.32	0.99	0.66
セゾン・グローバルバランスファンド				—	
農林中金＜パートナーズ＞つみたて日本株式 日経225				—	
農林中金＜パートナーズ＞つみたて米国株式 S&P500				—	
セゾン資産形成の達人ファンド				—	
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド「ロイヤル・マイル」		2.20	1.76	1.32	0.88
農林中金＜パートナーズ＞おおぶねグローバル(長期厳選)		1.65	1.32	0.99	0.66
農林中金＜パートナーズ＞先進国債券ファンド		1.10	0.88	0.66	0.44

◆ セレクトファンド以外

(令和7年7月1日現在)(消費税込み)(単位: %)

種類	申込金額	5千円以上 10万円未満	10万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
グローバル・インカム・フルコース		1.65	1.32	0.99		0.66
JA海外株式ファンド		2.20	1.76	1.32		0.88
農林中金＜パートナーズ＞J-REITインデックスファンド (毎月分配型)		1.10	0.88	0.66		0.44
グローバル・リート・インデックスファンド(毎月決算型)「愛称: 世界のやどかり」		1.65	1.32	0.99		0.66
世界の財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型		1.65	1.10	0.55		0.275
JA TOPIXオープン		1.65	1.10	0.66	0.33	0.22

■ 共済事業

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、相互扶助を基本理念に生命・建更・自動車などの各種共済による生活総合保障を通じて、組合員・利用者の皆さまが日常生活をおくる上で必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えしています。

● 長期共済（共済期間が5年以上の契約）

種 類	内 容
終 身 共 済	万一のとき、大きな出費にも手厚い「一時金」と、残された家族の暮らしを支える「生活保障年金」をお受け取りいただけます。医療共済をセットにすれば入院・手術はもちろん先進医療まで幅広い保障を確保できます。
養 老 生 命 共 済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。医療共済をセットにすれば入院・手術はもちろん先進医療まで幅広い保障を確保できます。
定 期 生 命 共 済	万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。また、法人化された担い手や経営者の方に万一（死亡）の保障はもちろん、退職金等の資金形成にお応えします。
が ん 共 済	がんと闘うための安心を一生にわたって手厚く保障し、あなたの「生きる」を応援します。がんのほか、脳腫瘍も対象としています。
医 療 共 済 ＜メディフル＞	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。
こ ど も 共 済	お子さまの教育資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親族）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。医療共済をセットにすれば入院・手術はもちろん先進医療まで幅広い保障を確保できます。
介 護 共 済	長生きの時代を安心して暮らせる一生の介護保障で、公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
認 知 症 共 済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広い保障を確保できます。
生 活 障 害 共 済 ＜働くわたしの ささエール＞	病気やケガにより身体に障害が残ったときに収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障を確保できます。
特 定 重 度 疾 病 共 済 ＜身近なリスクに そなエール＞	「三大疾病」や「その他の生活習慣病」に備えられる幅広い保障を確保できます。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済 ＜ライフロード＞	ご契約後6年目以降、その時の経済状況等にあわせて予定利率を毎年見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに、最低保証予定利率も設定されていますので、安心です。
損 害 共 済	建物更生共済 ＜むてきプラス＞ 火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新・改築や家財の買替資金としてもご活用いただけます。

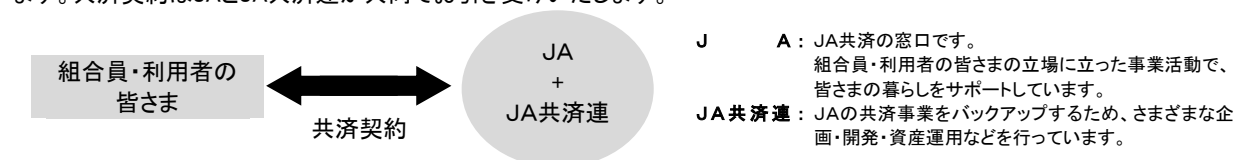
● 短期共済（共済期間が5年未満の契約）

種 類	内 容
自 動 車 共 済 ＜クルマスター＞	お車の保障のほかご自身やご家族、ご契約のお車に搭乗中の方の損害を幅広く保障する傷害保障と対人、対物賠償の保障が自動セットされています。また、大切なお車の事故による破損や、盗難や災害などによる損害を幅広く保障し、掛金割引制度も充実しています。
自 賠 責 共 済	法律ですべての自動車（注記1）に加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせないクルマの共済です。 注記1：農耕作業用小型特殊自動車を除きます。
火 災 共 済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。
傷 害 共 済	日常のさまざまなアクシデントによる死亡や負傷を保障する共済です。
賠 償 責 任 共 済	日常生活での賠償責任事故保障です。
農 業 者 賠 償 責 任 共 済 ＜ファーマスト＞	「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業者に関する幅広い賠償リスクを保障します。
イ ベ ン ト 共 済	イベント中の傷害・賠償責任事故保障です。
旅 行 傷 害 共 済	日本国内における旅行中の事故による死亡や負傷を保障します。

※この資料は共済の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

JA共済の役割

JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。共済契約はJAとJA共済連が共同でお引き受けいたします。



■ 販売事業

地域で生産された野菜、果実、花きなどの農作物の共同出荷をお手伝いしています。また、「より安全・安心」な農産物を提供するため、防除履歴帳票確認の徹底にも努めています。

■ 購買事業

組合員や地域住民の皆さまへ農業生産に必要な肥料、農薬、農機具、生産資材の供給と、お米および生活に必要な物資の供給を行っています。

● 肥料・農薬・生産資材の供給

水稻、野菜、果樹などの肥料・農薬からトラクター、コンバインなどの農業機械、また、鍬や鎌といった小農具まで農業生産に必要な資材を取り扱っています。

● 自動車の供給

農業用貨物自動車から乗用車まで、多くのメーカーの自動車を取り扱っています。

● お米の供給

地元産米を中心に有名産地銘柄米も取り扱っています。

令和6年産米より米の消費拡大に向けて、「お米サポート」(お米の定期便【KOMESAPO】)を行っています。

● 主な取扱品目

種 類	品 名
生産資材	肥料 米かん配合、やさい配合、水稻配合、タケノコ配合、化成8-8-8、化成14-10-13、特選配合、特選配合ペレット 他
	農 薬 トレボン乳剤、ペンコゼブ水和剤、アルバリン顆粒水溶剤、アディオナ乳剤、草枯らし、ラウンドアップ、バスタ液剤 他
	農 業 機 械 トラクター、コンバイン、耕うん機、田植機、管理機、動力噴霧器 他
	飼 料 スターレイヤー、圧偏麦 他
	自 動 車 日産、三菱、スバル、トヨタ 他
生活物資	その 他 生産資材 大型鉄骨ハウス、パイプハウス、ビニールフィルム、ダンボール、鍬、鎌、エンジンオイル 他
	米 魚沼コシヒカリ、佐渡コシヒカリ、入善コシヒカリ、あきたこまち、にこまる、きぬむすめ、ヒノヒカリ
その 他 生活物資	白アリ駆除工事、表装、石碑、生活用品等

■ 愛彩ランド(直売所)事業

● 農産物直売所

地元農家が愛情を持って育てた、安全・安心で新鮮な農産物を取りそろえています。地産地消を積極的にすすめ、地域の人々との交流を図ることを目的とした農産物直売所です。

● 地域応援館

岸和田市漁協の新鮮な魚介類をはじめ、花・野菜苗のほか、鉢物、肥料といった園芸用品を取り扱っています。

● レストラン「泉州やさいのビュッフェ&カフェ」

「地産地消」・「旬」・「農産物の情報」などを地域の人々にお伝えするため、地元の食材を使った料理をお届けしています。また、カフェではソフトクリームなどもご提供しています。

● こだわり手作り工房

地域食材を利用した農産加工食品の製造を行い、みそ・米粉パン・水ナス浅漬けなど地域の顔となる加工品を作っています。伝統的で家庭的な味をお伝えします。

● 楽しい学びの体験交流館

食と農に関する体験を通じて、農業の役割と大切さを伝え、地域農業情報の発信や生産者と消費者の交流など、健康で心豊かな地域社会づくりの拠点です。

■ 資産管理事業

公認不動産コンサルティングマスターによる不動産相談活動の展開ならびに賃貸住宅・商業リース・個人住宅(新築・リフォーム)の斡旋を行うとともに駐車場の管理や不動産の売買などの業務も行います。

また、各専門家による税務・法律相談や所得税の確定申告支援を行っています。

■ 指導事業

営農指導、生活文化活動、教育広報活動、農政活動、各種の相談活動など、農業振興や地域の皆さまのお役に立つためにさまざまな活動を展開しています。

● 営農指導

生産活動支援(栽培技術指導、病害虫診断、土壌分析など)や経営改善支援(経営改善や資金調達等相談、後継者の育成、労働力確保、農地の斡旋など)、共同利用活動(野菜・花の育苗作業受託、水稻農作業受託、農業機械レンタルなど)、農空間保全活動(有害鳥獣対策、農地保全作業受託、市民農園の運営など)のほか、新規就農者の確保・育成など、幅広い指導や相談を行っています。

● 生活文化活動

地域女性(女性会・フレッシュミズ)の文化活動などのお手伝いや女性大学の運営、料理・収穫などを体験する食農教育、小・中学生書道コンクールの実施、「年金友の会」グラウンドゴルフ大会、長生きセミナーや「ゴルフ友の会」コンペの開催など、地域を元気にする活動を行っています。

● 教育広報活動

組合員向け広報誌『JA IZUMINO』の発行、地域住民向けコミュニティ紙『JA』の発行を通じて、農業、地域、JAについての理解やコミュニケーションの強化を進めています。また、ホームページやLINE公式アカウント、Instagram、Facebookを利用してタイムリーな情報を発信しています。

● 農政活動

日本の農業、農家、農地を守り育てるために、全国のJAグループや関係団体との連携を保ちながら、行政への働きかけを行っています。

● 営農・生活・相談サービス

種 類	内 容
営 農 指 導	農産物の栽培(施肥、農薬の散布など)についての指導・相談、農産物販売(共同出荷など)の支援・促進、農地保全・活用支援、農業政策の周知・活用 他
生活・文化活動	JA女性会活動の後援、フレッシュミズ活動の後援、女性大学の運営、食農教育の展開、小・中学生書道コンクールの実施、「年金友の会」グラウンドゴルフ大会の開催、「ゴルフ友の会」コンペの開催 他
教育広報活動	組合員向け広報誌『JA IZUMINO』の発行(隔月発行)、地域コミュニティ紙『JA』の発行(不定期発行、4大新聞紙に折り込み、市・町内全域に配布)、ホームページ、LINE公式アカウント、Instagram、Facebookによる情報発信
税 務 相 談	毎月第1～第4火曜日、午前9時より、顧問税理士による無料相談を開催
法 律 相 談	毎月第1、第3、第4木曜日、午後1時30分より、顧問弁護士による無料相談を開催
不 動 産 相 談	毎月2回、午前10時より、公認不動産コンサルティングマスター(JA職員)による無料相談を開催
年 金 相 談	毎月1回、午後1時30分より、顧問社会保険労務士による無料相談を開催
相 続 支 援	専門家と連携し、相続支援となる財産診断および遺言信託業務を展開
確定申告支援	毎年2月上旬から3月上旬にかけて、各支店で、農業所得や不動産所得、譲渡所得などの確定申告のお手伝いを実施
税 務 研 修 会	年1回、農業所得や不動産所得などの申告について、税務署担当官による研修会を実施

※税務相談・法律相談・不動産相談・年金相談・相続支援に関するお問い合わせ・お申し込みについては、各支店窓口で承ります。また、相談日は変更となる場合があります。

(2) JAバンク・セーフティーネット

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティーネットで守られています。

■ 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員(JA、信連、農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

■ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

■ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

■ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

経営資料

I. 決算の状況

II. 損益の状況

III. 事業の概況

IV. 経営諸指標

V. 自己資本の充実の状況

I.決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

資産			
科目		令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
1. 信用事業資産		561,728,381	561,412,237
(1)	現金	1,896,190	1,867,988
(2)	預金	438,633,092	435,689,835
	系統預金	438,633,092	435,189,835
	系統外預金	0	500,000
(3)	有価証券	16,962,788	17,829,544
	国債	6,114,693	6,907,104
	地方債	2,735,288	2,595,173
	政府保証債	411,630	383,880
	社債	7,701,177	7,943,386
(4)	貸出金	101,551,397	103,220,976
(5)	その他の信用事業資産	2,754,643	2,868,450
	未収収益	2,563,919	2,649,155
	その他の資産	190,724	219,295
(6)	貸倒引当金	△69,730	△64,558
2. 共済事業資産		3,278	5,069
(1)	その他の共済事業資産	3,278	5,069
3. 経済事業資産		433,461	418,265
(1)	経済事業未収金	111,488	90,355
(2)	経済受託債権	17,015	18,722
(3)	棚卸資産	150,153	165,561
	購買品	126,626	151,370
	販売品	22,222	12,520
	その他の棚卸資産	1,304	1,670
(4)	その他の経済事業資産	154,937	143,704
(5)	貸倒引当金	△133	△77
4. 雑資産		491,397	318,392
(1)	雑資産	491,397	318,392
5. 固定資産		8,118,467	8,215,559
(1)	有形固定資産	8,111,064	8,206,569
	建物	5,673,765	5,617,664
	機械装置	321,491	341,007
	土地	5,642,043	5,642,043
	建設仮勘定	4,193	76,507
	その他の有形固定資産	1,841,512	1,856,471
	減価償却累計額	△5,371,940	△5,327,125
(2)	無形固定資産	7,403	8,989
6. 外部出資		18,019,034	18,019,034
(1)	外部出資	18,019,034	18,019,034
	系統出資	17,348,714	17,348,714
	系統外出資	640,520	640,520
	子会社等出資	29,800	29,800
7. 繰延税金資産		241,083	192,494
資産の部合計		589,035,104	588,581,053

負債および純資産			
科目		令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
1. 信用事業負債		557,421,071	556,804,819
(1)	貯金	555,965,328	555,671,789
(2)	借入金	600,876	300,438
(3)	その他の信用事業負債	836,760	815,133
	未払費用	127,601	258,020
	その他の負債	709,158	557,112
(4)	睡眠貯金払戻引当金	18,106	17,458
2. 共済事業負債		1,003,875	1,051,900
(1)	共済資金	434,430	457,806
(2)	未経過共済付加収入	564,310	587,449
(3)	共済未払費用	3,830	5,430
(4)	その他の共済事業負債	1,303	1,214
3. 経済事業負債		100,314	99,397
(1)	経済事業未払金	62,490	61,356
(2)	経済受託債務	37,824	38,041
4. 雑負債		1,383,136	1,185,895
(1)	未払法人税等	306,268	204,329
(2)	資産除去債務	31,788	30,870
(3)	その他の雑負債	1,045,079	950,696
5. 諸引当金		735,650	597,231
(1)	賞与引当金	151,876	146,433
(2)	退職給付引当金	270,426	143,471
(3)	役員退職慰労引当金	96,539	118,514
(4)	特例業務負担引当金	216,807	188,811
6. 再評価に係る繰延税金負債		949,861	974,016
負債の部合計		561,593,908	560,713,261
1. 組合員資本		25,325,380	26,183,762
(1)	出資金	2,685,921	2,644,750
(2)	資本準備金	23,502	23,502
(3)	利益剰余金	22,653,184	23,555,806
	利益準備金	4,626,000	4,839,000
	その他利益剰余金	18,027,184	18,716,806
	信用事業基盤強化積立金	2,550,000	2,600,000
	施設整備積立金	775,700	825,700
	圧縮積立金	248,009	244,090
	特別積立金	7,259,185	7,259,185
	当期末処分剰余金	7,194,288	7,787,830
	(うち当期剰余金)	(1,060,282)	(955,498)
(4)	処分未済持分	△37,228	△40,297
2. 評価・換算差額等		2,115,815	1,684,030
(1)	その他有価証券評価差額金	△297,527	△705,158
(2)	土地再評価差額金	2,413,343	2,389,188
純資産の部合計		27,441,195	27,867,792
負債及び純資産の部合計		589,035,104	588,581,053

2. 損益計算書

(単位:千円)

科目	令和5年度	令和6年度
	(令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	(令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
1. 事業総利益	4,801,916	4,629,539
事業収益	6,355,210	6,482,684
事業費用	1,553,294	1,853,144
(1) 信用事業収益	4,037,461	4,094,728
資金運用収益	3,746,148	3,805,852
(うち預金利息)	(2,471,474)	(2,575,230)
(うち有価証券利息)	(129,141)	(128,790)
(うち貸出金利息)	(936,209)	(942,960)
(うちその他受入利息)	(209,322)	(158,870)
役務取引等収益	114,024	118,605
その他経常収益	177,287	170,270
(2) 信用事業費用	535,951	767,973
資金調達費用	204,320	459,999
(うち貯金利息)	(198,046)	(454,883)
(うち給付補てん備金繰入)	(2,779)	(2,015)
(うちその他支払利息)	(3,494)	(3,100)
役務取引等費用	26,032	24,320
その他経常費用	305,598	283,654
(うち睡眠貯金払戻引当金繰入額)	(12,665)	(1,598)
信用事業総利益	3,501,509	3,326,754
(3) 共済事業収益	1,051,923	1,038,472
共済付加収入	996,805	975,146
その他の収益	55,118	63,326
(4) 共済事業費用	17,957	19,310
共済推進費	6,981	8,520
共済保全費	757	977
その他の費用	10,217	9,812
共済事業総利益	1,033,966	1,019,162
(5) 購買事業収益	492,661	516,443
購買品供給高	460,677	487,736
購買手数料	22,053	20,970
その他の収益	9,930	7,737
(6) 購買事業費用	386,282	417,343
購買品供給原価	374,216	406,317
購買品供給費	2,526	2,564
その他の費用	9,539	8,461
購買事業総利益	106,379	99,100
(7) 販売事業収益	94,987	75,785
販売品販売高	47,879	39,693
販売手数料	41,918	32,565
その他の収益	5,190	3,526
(8) 販売事業費用	51,209	39,802
販売品販売原価	39,793	30,191
販売費	10,080	6,244
その他の費用	1,336	3,366
販売事業総利益	43,777	35,983
(9) 直売所事業収益	514,189	563,186
販売品販売高	341,698	386,395
販売手数料	158,155	162,561
その他の収益	14,335	14,228
(10) 直売所事業費用	375,770	422,033
販売品販売原価	229,154	264,486
販売費	129,377	139,111
その他の費用	17,239	18,435
直売所事業総利益	138,418	141,152

科目	令和5年度	令和6年度
	(令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	(令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
(11) 利用事業収益	66,401	65,386
育苗関係	31,173	31,111
農作業受委託	25,350	23,667
農園関係	5,840	5,700
その他の収益	4,037	4,906
(12) 利用事業費用	52,634	52,845
育苗関係	30,958	30,938
農作業受委託	14,809	14,112
農園関係	4,462	4,403
その他の費用	2,403	3,391
利用事業総利益	13,766	12,540
(13) 宅地等供給事業収益	76,323	106,843
仲介手数料	32,575	69,408
管理料	18,000	17,880
請負紹介料	24,324	18,477
その他の収益	1,424	1,075
(14) 宅地等供給事業費用	1,860	1,657
管理費用	1,007	1,071
その他の費用	853	585
宅地等供給事業総利益	74,462	105,186
(15) 指導事業収入	21,261	21,837
指導補助金	2,207	1,971
実費収入	18,759	19,531
その他の収入	294	335
(16) 指導事業支出	131,627	132,177
営農改善費	78,592	89,130
生活改善費	11,903	14,049
教育情報費	28,129	24,476
組織活動費	13,001	4,522
指導事業収支差額	△110,365	△110,340
2. 事業管理費	3,706,443	3,656,110
(1) 人件費	2,595,080	2,436,915
(2) 業務費	460,825	457,000
(3) 諸税負担金	132,349	132,507
(4) 施設費	505,351	616,058
(5) その他事業管理費	12,836	13,628
事業利益	1,095,473	973,429
3. 事業外収益	382,727	345,261
(1) 受取雑利息	120	116
(2) 受取出資配当金	302,725	302,468
(3) 賃貸料	10,978	10,746
(4) 貸倒引当金戻入益	9,627	5,227
(5) 雑収入	59,274	26,701
4. 事業外費用	12,586	7,218
(1) 支払雑利息	5,366	3,871
(2) 寄付金	932	927
(3) 減価償却費	506	533
(4) 雑損失	5,781	1,885
経常利益	1,465,613	1,311,471
5. 特別利益	155,254	108
(1) 固定資産処分益	37	108
(2) 一般補助金	155,217	-
6. 特別損失	198,085	41,398
(1) 固定資産処分損	21,715	41,398
(2) 固定資産圧縮損	155,217	-
(3) 減損損失	21,152	-
税引前当期利益	1,422,782	1,270,181
法人税、住民税及び事業税	368,006	266,093
法人税等調整額	△5,507	48,589
法人税等合計	362,499	314,682
当期剰余金	1,060,282	955,498
当期首繰越剰余金	6,134,006	6,832,331
当期末処分剰余金	7,194,288	7,787,830

3. 注記表

令和 5 年度	令和 6 年度
I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法 (1)満期保有目的の債券:償却原価法(定額法) (2)子会社株式および関連会社株式:移動平均法による原価法 (3)その他有価証券 ①時価のあるもの:時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ②市場価格のない株式等:移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法 (1)購買品……総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (2)販売品……総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) 3. 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。 (2)無形固定資産 定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5 年)に基づく定額法により償却しています。 4. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当規程により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額または今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間または 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。 (2)賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。 ②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 (5)特例業務負担引当金 農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。 (6)睡眠貯金払戻引当金 利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。	I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法 (1)満期保有目的の債券:償却原価法(定額法) (2)子会社株式および関連会社株式:移動平均法による原価法 (3)その他有価証券 ①時価のあるもの:時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ②市場価格のない株式等:移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法 (1)購買品……総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (2)販売品……総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) 3. 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。 (2)無形固定資産 定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5 年)に基づく定額法により償却しています。 4. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額または今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間または 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。 (2)賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。 ②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 (5)特例業務負担引当金 農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。 (6)睡眠貯金払戻引当金 利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

令和 5 年度	令和 6 年度
5. 収益および費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 ①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ②販売事業・直売所事業 組合員等が生産した農産物等を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ③利用事業・宅地等供給事業・指導事業 当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡すまたは役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡しまたは役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 なお、指導事業のうち貸手として行うファイナンス・リース取引については、指導事業収入を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっています。 6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。 Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1)当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（純額） 241,083 千円 （繰延税金負債と相殺前の金額は 339,244 千円です） (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積りについては、令和 6 年 3 月に作成した早期警戒制度にかかる 5 か年収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 (1)当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 21,152 千円 (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 6 年 3 月に作成した早期警戒制度にかかる 5 か年収支シミュレーションを基礎	5. 収益および費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 ①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ②販売事業・直売所事業 組合員等が生産した農産物等を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ③利用事業・宅地等供給事業・指導事業 当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡すまたは役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡しまたは役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 なお、指導事業のうち貸手として行うファイナンス・リース取引については、指導事業収入を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっています。 6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。 Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1)当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（純額） 192,494 千円 （繰延税金負債と相殺前の金額は 291,527 千円です） (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積りについては、令和 7 年 3 月に作成した早期警戒制度にかかる 5 か年収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

令和 5 年度	令和 6 年度
として算出しており、将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 69,863 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ① 算定方法 「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。 ② 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 Ⅲ. 貸借対照表に関する注記 1. 資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 286,508 千円であり、その内訳は、次のとおりです。 建物 173,732 千円 機械装置 70,165 千円 その他の有形固定資産 42,610 千円 2. 担保に供している資産 為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金 5,000,000 千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。 3. 子会社等に対する金銭債権および金銭債務 子会社に対する金銭債権の総額 1,079 千円 子会社に対する金銭債務の総額 29,339 千円 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務 理事、監事に対する金銭債権の総額 221,490 千円 理事、監事に対する金銭債務はありません。 5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額 債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は 146,072 千円、危険債権額は 474,460 千円です。 なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額ははありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の合計額は 620,532 千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ●再評価を行った年月日 旧JAきしわだ地区、旧JA泉北西部地区 平成 11 年 3 月 31 日 旧JA大阪和泉地区 平成 12 年 3 月 31 日 ●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 2,231,755 千円 ●同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 旧JAきしわだ地区については、土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める、当該事業用土地について	2. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 64,636 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ① 算定方法 「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。 ② 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 Ⅲ. 貸借対照表に関する注記 1. 資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 286,508 千円であり、その内訳は、次のとおりです。 建物 173,732 千円 機械装置 70,165 千円 その他の有形固定資産 42,610 千円 2. 担保に供している資産 為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金 5,000,000 千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。 3. 子会社等に対する金銭債権および金銭債務 子会社に対する金銭債権の総額 176 千円 子会社に対する金銭債務の総額 32,760 千円 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務 理事、監事に対する金銭債権の総額 197,290 千円 理事、監事に対する金銭債務はありません。 5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額 債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は 163,083 千円、危険債権額は 434,408 千円です。 なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額ははありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は 597,491 千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ●再評価を行った年月日 旧JAきしわだ地区、旧JA泉北西部地区 平成 11 年 3 月 31 日 旧JA大阪和泉地区 平成 12 年 3 月 31 日 ●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 2,221,998 千円 ●同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 旧JAきしわだ地区については、土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める、当該事業用土地について

令和 5 年度	令和 6 年度																																
地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。 また、旧JA泉北西部地区、旧JA大阪和泉地区については、土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。	地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。 また、旧JA泉北西部地区、旧JA大阪和泉地区については、土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。																																
7. 当座貸越契約 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、1,247,173 千円です。 なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。	7. 当座貸越契約 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、1,119,197 千円です。 なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。																																
IV. 損益計算書に関する注記 1. 子会社等との取引高の総額 <table><tr><td>（1）子会社との取引による収益総額</td><td>11,542 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引高</td><td>11,242 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引以外の取引高</td><td>300 千円</td></tr><tr><td>（2）子会社との取引による費用総額</td><td>47,594 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引高</td><td>47,544 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引以外の取引高</td><td>50 千円</td></tr></table> 2. 減損損失に関する注記 （1）資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要 事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店およびいずみのライスセンター等農業関連施設については、複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としています。 当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>その他</th></tr><tr><td>営農総合センター</td><td>営農施設</td><td>建物、その他の有形固定資産</td><td>事業用資産</td></tr></table> （2）減損損失の認識に至った経緯 事業用資産については、キャッシュ・フローが継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。 （3）減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳 営農総合センター 21,152 千円（建物 749 千円 その他の有形固定資産 20,403 千円） （4）回収可能価額の算定方法 回収可能価額は正味売却価額を使用しています。なお、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等を基礎として算定しています。	（1）子会社との取引による収益総額	11,542 千円	うち事業取引高	11,242 千円	うち事業取引以外の取引高	300 千円	（2）子会社との取引による費用総額	47,594 千円	うち事業取引高	47,544 千円	うち事業取引以外の取引高	50 千円	場所	用途	種類	その他	営農総合センター	営農施設	建物、その他の有形固定資産	事業用資産	IV. 損益計算書に関する注記 1. 子会社等との取引高の総額 <table><tr><td>（1）子会社との取引による収益総額</td><td>12,506 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引高</td><td>12,206 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引以外の取引高</td><td>300 千円</td></tr><tr><td>（2）子会社との取引による費用総額</td><td>57,519 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引高</td><td>57,449 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引以外の取引高</td><td>70 千円</td></tr></table> V. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 （1）金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、社債や国債など債券等の有価証券による運用を行っています。 （2）金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 当事業年度末における貸出金のうち、10.79%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。 また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。 （3）金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理	（1）子会社との取引による収益総額	12,506 千円	うち事業取引高	12,206 千円	うち事業取引以外の取引高	300 千円	（2）子会社との取引による費用総額	57,519 千円	うち事業取引高	57,449 千円	うち事業取引以外の取引高	70 千円
（1）子会社との取引による収益総額	11,542 千円																																
うち事業取引高	11,242 千円																																
うち事業取引以外の取引高	300 千円																																
（2）子会社との取引による費用総額	47,594 千円																																
うち事業取引高	47,544 千円																																
うち事業取引以外の取引高	50 千円																																
場所	用途	種類	その他																														
営農総合センター	営農施設	建物、その他の有形固定資産	事業用資産																														
（1）子会社との取引による収益総額	12,506 千円																																
うち事業取引高	12,206 千円																																
うち事業取引以外の取引高	300 千円																																
（2）子会社との取引による費用総額	57,519 千円																																
うち事業取引高	57,449 千円																																
うち事業取引以外の取引高	70 千円																																

令和 5 年度	令和 6 年度																																																																																								
当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針および ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。 当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.21% 下落したものと想定した場合には、経済価値が 176,046 千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 ③資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。	当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針および ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。 当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.16% 下落したものと想定した場合には、経済価値が 151,600 千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 ③資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。																																																																																								
(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。																																																																																								
2. 金融商品の時価等に関する事項 (1)金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。 (単位:千円) <table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価</th><th>差額</th></tr><tr><td>預金</td><td>438,633,092</td><td>438,390,391</td><td>△242,700</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>11,175,848</td><td>10,206,070</td><td>△969,778</td></tr><tr><td>その他有価証券</td><td>5,786,940</td><td>5,786,940</td><td>—</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>101,551,397</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金(*)</td><td>△69,730</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金控除後</td><td>101,481,666</td><td>100,668,814</td><td>△812,852</td></tr><tr><td>資産計</td><td>557,077,547</td><td>555,052,216</td><td>△2,025,331</td></tr><tr><td>貯金</td><td>555,965,328</td><td>555,689,105</td><td>△276,222</td></tr><tr><td>負債計</td><td>555,965,328</td><td>555,689,105</td><td>△276,222</td></tr></table> (*)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。		貸借対照表計上額	時価	差額	預金	438,633,092	438,390,391	△242,700	有価証券				満期保有目的の債券	11,175,848	10,206,070	△969,778	その他有価証券	5,786,940	5,786,940	—	貸出金	101,551,397			貸倒引当金(*)	△69,730			貸倒引当金控除後	101,481,666	100,668,814	△812,852	資産計	557,077,547	555,052,216	△2,025,331	貯金	555,965,328	555,689,105	△276,222	負債計	555,965,328	555,689,105	△276,222	2. 金融商品の時価等に関する事項 (1)金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。 (単位:千円) <table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価</th><th>差額</th></tr><tr><td>預金</td><td>435,689,835</td><td>434,729,079</td><td>△960,755</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>12,166,444</td><td>10,483,770</td><td>△1,682,674</td></tr><tr><td>その他有価証券</td><td>5,663,100</td><td>5,663,100</td><td>—</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>103,220,976</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金(*)</td><td>△64,558</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金控除後</td><td>103,156,417</td><td>102,200,591</td><td>△955,826</td></tr><tr><td>資産計</td><td>556,675,798</td><td>553,076,541</td><td>△3,599,256</td></tr><tr><td>貯金</td><td>555,671,789</td><td>554,532,141</td><td>△1,139,648</td></tr><tr><td>負債計</td><td>555,671,789</td><td>554,532,141</td><td>△1,139,648</td></tr></table> (*)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。		貸借対照表計上額	時価	差額	預金	435,689,835	434,729,079	△960,755	有価証券				満期保有目的の債券	12,166,444	10,483,770	△1,682,674	その他有価証券	5,663,100	5,663,100	—	貸出金	103,220,976			貸倒引当金(*)	△64,558			貸倒引当金控除後	103,156,417	102,200,591	△955,826	資産計	556,675,798	553,076,541	△3,599,256	貯金	555,671,789	554,532,141	△1,139,648	負債計	555,671,789	554,532,141	△1,139,648
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																						
預金	438,633,092	438,390,391	△242,700																																																																																						
有価証券																																																																																									
満期保有目的の債券	11,175,848	10,206,070	△969,778																																																																																						
その他有価証券	5,786,940	5,786,940	—																																																																																						
貸出金	101,551,397																																																																																								
貸倒引当金(*)	△69,730																																																																																								
貸倒引当金控除後	101,481,666	100,668,814	△812,852																																																																																						
資産計	557,077,547	555,052,216	△2,025,331																																																																																						
貯金	555,965,328	555,689,105	△276,222																																																																																						
負債計	555,965,328	555,689,105	△276,222																																																																																						
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																						
預金	435,689,835	434,729,079	△960,755																																																																																						
有価証券																																																																																									
満期保有目的の債券	12,166,444	10,483,770	△1,682,674																																																																																						
その他有価証券	5,663,100	5,663,100	—																																																																																						
貸出金	103,220,976																																																																																								
貸倒引当金(*)	△64,558																																																																																								
貸倒引当金控除後	103,156,417	102,200,591	△955,826																																																																																						
資産計	556,675,798	553,076,541	△3,599,256																																																																																						
貯金	555,671,789	554,532,141	△1,139,648																																																																																						
負債計	555,671,789	554,532,141	△1,139,648																																																																																						
(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資産】 ①預金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。	(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資産】 ①預金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。																																																																																								

令和 5 年度

②有価証券
有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	18,019,034

(4)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	438,633,092	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	200,000	200,000	200,000	800,000	300,000	9,500,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	—	200,000	100,000	100,000	—	5,700,000
貸出金(*1,2)	6,528,016	5,372,533	5,007,047	4,780,802	4,481,512	75,271,674
合計	445,361,108	5,772,533	5,307,047	5,680,802	4,781,512	90,471,674

(*)貸出金のうち、当座貸越 587,253 千円については「1 年以内」に含めています。

(*)貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 109,809 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	526,070,658	15,014,545	14,038,930	424,483	197,470	219,238
合計	526,070,658	15,014,545	14,038,930	424,483	197,470	219,238

(*)貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	399,928	411,560	11,631
	社債	699,989	727,380	27,390
	小計	1,099,917	1,138,940	39,022
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,881,983	3,398,770	△483,213
	地方債	1,500,000	1,292,880	△207,120
	社債	4,693,947	4,375,480	△318,467
小計	10,075,930	9,067,130	△1,008,800	
合計	11,175,848	10,206,070	△969,778	

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

令和 6 年度

②有価証券
有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	18,019,034

(4)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	435,689,835	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	200,000	200,000	1,000,000	300,000	500,000	10,000,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	200,000	100,000	100,000	—	300,000	5,700,000
貸出金(*1,2)	6,356,918	5,113,068	4,975,101	4,686,123	4,431,270	77,539,004
合計	442,446,754	5,413,068	6,075,101	4,986,123	5,231,270	93,239,004

(*)貸出金のうち、当座貸越 541,477 千円については「1 年以内」に含めています。

(*)貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 119,489 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	517,863,007	11,126,120	25,376,888	291,504	740,079	274,189
合計	517,863,007	11,126,120	25,376,888	291,504	740,079	274,189

(*)貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	299,953	302,570	2,616
	社債	699,975	706,190	6,214
	小計	999,928	1,008,760	8,831
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	4,571,704	3,756,850	△814,854
	地方債	1,500,000	1,159,030	△340,970
	社債	5,094,811	4,559,130	△535,681
小計	11,166,516	9,475,010	△1,691,506	
合計	12,166,444	10,483,770	△1,682,674	

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

令和 5 年度					令和 6 年度				
(単位:千円)					(単位:千円)				
種類		貸借対照表計上額	取得原価 または 償却原価	差額	種類		貸借対照表計上額	取得原価 または 償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国債	841,280	798,111	43,168	貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国債	102,490	99,007	3,482
	地方債	835,360	802,956	32,403		地方債	408,550	402,047	6,502
	政府保証債	315,150	299,797	15,352		社債	101,180	100,447	732
	社債	205,940	200,671	5,268		小計	612,220	601,502	10,717
	小計	2,197,730	2,101,537	96,192	貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国債	2,232,910	2,469,226	△236,316
国債	1,391,430	1,485,290	△93,860	地方債		386,670	399,904	△13,234	
政府保証債	96,480	100,000	△3,520	政府保証債		383,880	399,815	△15,935	
社債	2,101,300	2,397,639	△296,339	社債		2,047,420	2,497,809	△450,389	
小計	3,589,210	3,982,929	△393,719	小計	5,050,880	5,766,755	△715,875		
合 計		5,786,940	6,084,467	△297,527	合 計		5,663,100	6,368,258	△705,158

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度およびりそな銀行、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)	
期首における退職給付債務	3,159,928
勤務費用	167,937
利息費用	28,097
数理計算上の差異の発生額	△214,577
退職給付の支払額	△130,248
期末における退職給付債務	3,011,138

(3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)	
期首における年金資産	2,814,717
期待運用収益	52,568
数理計算上の差異の発生額	194,728
事業主からの特定退職金共済制度への拠出額	18,070
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	114,478
退職給付の支払額	△130,049
期末における年金資産	3,064,514

(4)退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)	
退職給付債務	3,011,138
特定退職金共済制度	△293,959
確定給付企業年金制度	△2,770,554
未積立退職給付債務	△53,375
未認識過去勤務費用	29,348
未認識数理計算上の差異	294,454
貸借対照表計上額純額	270,426
退職給付引当金	270,426

(5)退職給付費用およびその内訳項目の金額

(単位:千円)	
勤務費用	167,937
利息費用	28,097
期待運用収益	△52,568
数理計算上の差異の費用処理額	38,283
過去勤務費用の費用処理額	△4,192
合計	177,558

(6)年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債 券	20.4%
一般勘定	13.2%
株 式	8.6%
年金保険投資	2.6%
現金および預金	2.5%
その他	52.4%
合計	100%

(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度およびりそな銀行、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)	
期首における退職給付債務	3,011,138
勤務費用	153,050
利息費用	26,595
数理計算上の差異の発生額	16,955
退職給付の支払額	△316,938
期末における退職給付債務	2,890,801

(3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)	
期首における年金資産	3,064,514
期待運用収益	57,615
数理計算上の差異の発生額	△105,981
事業主からの特定退職金共済制度への拠出額	17,975
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	136,044
退職給付の支払額	△299,778
期末における年金資産	2,870,389

(4)退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)	
退職給付債務	2,890,801
特定退職金共済制度	△273,060
確定給付企業年金制度	△2,597,329
未積立退職給付債務	20,412
未認識過去勤務費用	25,155
未認識数理計算上の差異	97,903
貸借対照表計上額純額	143,471
退職給付引当金	143,471

(5)退職給付費用およびその内訳項目の金額

(単位:千円)	
勤務費用	153,050
利息費用	26,595
期待運用収益	△57,615
数理計算上の差異の費用処理額	△73,613
過去勤務費用の費用処理額	△4,192
合計	44,224

(6)年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債 券	20.9%
一般勘定	13.4%
株 式	7.5%
年金保険投資	2.3%
現金および預金	2.8%
その他	52.8%
合計	100%

(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される

令和 5 年度	令和 6 年度
長期の収益率を考慮しています。	長期の収益率を考慮しています。
(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
割引率 0.96%	割引率 0.96%
長期期待運用収益率 1.86%	長期期待運用収益率 1.88%
2. 特例業務負担金の将来見込額	2. 特例業務負担金の将来見込額
人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 27,179 千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額 27,179 千円と相殺して表示しています。	人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 27,143 千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額 27,143 千円と相殺して表示しています。
なお、組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。	なお、組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。
VIII. 税効果会計に関する注記	VIII. 税効果会計に関する注記
1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳	1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳
(単位:千円)	(単位:千円)
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
賞与引当金 42,403	賞与引当金 40,884
退職給付引当金 75,503	退職給付引当金 41,007
役員退職慰労引当金 26,953	役員退職慰労引当金 33,800
特例業務負担引当金 60,532	特例業務負担引当金 53,865
減価償却超過額 31,537	減価償却超過額 38,521
未払事業税 23,427	未払事業税 16,966
減損損失 189,208	減損損失 185,408
その他有価証券評価差額金 83,069	その他有価証券評価差額金 201,886
その他 31,955	その他 26,513
繰延税金資産小計 564,591	繰延税金資産小計 638,854
評価性引当額 △225,347	評価性引当額 △347,326
繰延税金資産合計(A) 339,244	繰延税金資産合計(A) 291,527
(繰延税金負債)	(繰延税金負債)
資産除去費用の資産計上額 △34	資産除去費用の資産計上額 △6
固定資産圧縮積立金 △94,547	固定資産圧縮積立金 △95,356
外部出資 △3,579	外部出資 △3,670
繰延税金負債合計(B) △98,160	繰延税金負債合計(B) △99,033
繰延税金資産の純額(A+B) 241,083	繰延税金資産の純額(A+B) 192,494
(再評価繰延税金資産)	(再評価繰延税金資産)
土地再評価差損 10,854	土地再評価差損 11,130
再評価繰延税金資産小計 10,854	再評価繰延税金資産小計 11,130
評価性引当額 △10,854	評価性引当額 △11,130
再評価繰延税金資産合計(A) —	再評価繰延税金資産合計(A) —
(再評価繰延税金負債)	(再評価繰延税金負債)
土地再評価差益 △949,861	土地再評価差益 △974,016
再評価繰延税金負債合計(B) △949,861	再評価繰延税金負債合計(B) △974,016
再評価繰延税金負債の純額(A+B) △949,861	再評価繰延税金負債の純額(A+B) △974,016
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
法定実効税率 27.92%	法定実効税率 27.92%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.13%	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.13%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △2.97%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △3.32%
住民税均等割等 0.44%	住民税均等割等 0.49%
その他 △0.04%	投資促進税制の税額控除 △0.17%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.48%	税率変更等による影響 △0.20%
	その他 △0.08%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 24.77%
IX. 収益認識に関する注記	IX. 収益認識に関する注記
「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。	3. 税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債への影響額 「所得税法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 13 号)」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.92%から 28.63%に変更されました。 この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は 2,592 千円増加し、法人税等調整額は同額減少しています。また、再評価に係る繰延税金負債は 24,154 千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しています。
	「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和 5 年度	令和 6 年度																																																
X. その他の注記 1. 資産除去債務に関する注記 (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの ①当該資産除去債務の概要 当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。また、店外ATMブースについて、定期建物賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。 ②当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間(主に4年)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り(主に 0.426%)を採用しています。 ③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減 <table><tr><td>当事業年度の期首残高</td><td>31,986 千円</td></tr><tr><td>時の経過による調整額</td><td>28 千円</td></tr><tr><td>資産除去債務の履行による減少額</td><td>226 千円</td></tr><tr><td>当事業年度の期末残高</td><td>31,788 千円</td></tr></table> (2) 貸借対照表に計上しているものの以外の資産除去債務 該当事項はありません。 2. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記 (1) リース債権の決算日後の回収予定額 (単位:千円) <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th><th>合計</th></tr><tr><td>リース債権</td><td>11,233</td><td>11,233</td><td>11,233</td><td>11,233</td><td>11,233</td><td>98,015</td><td>154,182</td></tr></table> (2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。	当事業年度の期首残高	31,986 千円	時の経過による調整額	28 千円	資産除去債務の履行による減少額	226 千円	当事業年度の期末残高	31,788 千円		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計	リース債権	11,233	11,233	11,233	11,233	11,233	98,015	154,182	X. その他の注記 1. 資産除去債務に関する注記 (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの ①当該資産除去債務の概要 当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。また、店外ATMブースについて、定期建物賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。 ②当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間(主に4年)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り(主に 0.426%)を採用しています。 ③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減 <table><tr><td>当事業年度の期首残高</td><td>31,788 千円</td></tr><tr><td>時の経過による調整額</td><td>27 千円</td></tr><tr><td>資産除去債務の履行による減少額</td><td>946 千円</td></tr><tr><td>当事業年度の期末残高</td><td>30,870 千円</td></tr></table> (2) 貸借対照表に計上しているものの以外の資産除去債務 該当事項はありません。 2. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記 (1) リース債権の決算日後の回収予定額 (単位:千円) <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th><th>合計</th></tr><tr><td>リース債権</td><td>11,233</td><td>11,233</td><td>11,233</td><td>11,233</td><td>11,233</td><td>86,782</td><td>142,948</td></tr></table> (2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。	当事業年度の期首残高	31,788 千円	時の経過による調整額	27 千円	資産除去債務の履行による減少額	946 千円	当事業年度の期末残高	30,870 千円		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計	リース債権	11,233	11,233	11,233	11,233	11,233	86,782	142,948
当事業年度の期首残高	31,986 千円																																																
時の経過による調整額	28 千円																																																
資産除去債務の履行による減少額	226 千円																																																
当事業年度の期末残高	31,788 千円																																																
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計																																										
リース債権	11,233	11,233	11,233	11,233	11,233	98,015	154,182																																										
当事業年度の期首残高	31,788 千円																																																
時の経過による調整額	27 千円																																																
資産除去債務の履行による減少額	946 千円																																																
当事業年度の期末残高	30,870 千円																																																
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計																																										
リース債権	11,233	11,233	11,233	11,233	11,233	86,782	142,948																																										

4. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

項 目		令和5年度 総代会承認日 令和6年6月26日	令和6年度 総代会承認日 令和7年6月25日
当 期 未 処 分 剰 余 金		7,194,288	7,787,830
任 意 積 立 金 取 崩 額		3,919	6,246
圧 縮 積 立 金		3,919	6,246
剰 余 金 処 分 額		365,876	351,944
(1)	利 益 準 備 金	213,000	200,000
(2)	任 意 積 立 金	100,000	100,000
	信用事業基盤強化積立金	50,000	50,000
	施設整備積立金	50,000	50,000
(3)	出 資 配 当 金	52,876	51,944
	(出資配当率)	(2%)	(2%)
次 期 繰 越 剰 余 金		6,832,331	7,442,132

(注) 1. 任意積立金のうち、一定の目的のために設定した積立金の種類および積立目的、積立基準、取崩基準等は次のとおりです。

令和5年度		令和6年度	
種 類	信用事業基盤強化積立金	種 類	信用事業基盤強化積立金
目 的	信用事業の基盤強化を図るため	目 的	信用事業の基盤強化を図るため
積 立 基 準	期末貯金残高の10/1000	積 立 基 準	期末貯金残高の10/1000
取 崩 基 準	信用事業基盤に重大な影響がある場合等、信用事業総利益の減少額等の50/100相当額	取 崩 基 準	信用事業基盤に重大な影響がある場合等、信用事業総利益の減少額等の50/100相当額
当期積立額	50,000,000円	当期積立額	50,000,000円
種 類	施設整備積立金	種 類	施設整備積立金
目 的	施設の取得および増改築等、また、それに付随する費用相当分を積み立てる	目 的	施設の取得および増改築等、また、それに付随する費用相当分を積み立てる
積 立 基 準	当該施設の取得および増改築に必要な資金の90/100	積 立 基 準	当該施設の取得および増改築に必要な資金の90/100
取 崩 基 準	積立目的が達成された日(当該施設の取得日)の属する決算を含む10年の間で、当該年度の費用相当分を参酌の上、計画的に取り崩す	取 崩 基 準	積立目的が達成された日(当該施設の取得日)の属する決算を含む10年の間で、当該年度の費用相当分を参酌の上、計画的に取り崩す
当期積立額	50,000,000円	当期積立額	50,000,000円

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額、令和5年度54,000千円、令和6年度50,000千円、が含まれています。

5. 部門別損益計算書

部門別損益計算書(令和5年度)

(単位:千円)

区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連事業	生活その他 事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	6,355,210	4,037,461	1,051,923	1,090,441	159,239	16,146	
事業費用②	1,553,294	535,951	17,957	814,397	85,030	99,958	
事業総利益③ (①-②)	4,801,916	3,501,509	1,033,966	276,044	74,209	△ 83,812	
事業管理費④	3,706,443	2,127,716	698,788	562,616	175,661	141,662	
(うち減価償却費)⑤	(178,129)	(77,733)	(16,249)	(70,810)	(3,715)	(9,622)	
(うち人件費)⑤'	(2,595,080)	(1,429,593)	(572,324)	(338,426)	(142,649)	(112,088)	
※うち共通管理費⑥		524,139	148,095	113,767	27,695	15,506	△ 829,202
(うち減価償却費)⑦		(54,911)	(15,424)	(10,096)	(2,896)	(1,372)	(△ 84,699)
(うち人件費)⑦'		(345,714)	(97,681)	(75,038)	(18,267)	(10,228)	(△ 546,928)
事業利益⑧ (③-④)	1,095,473	1,373,793	335,178	△ 286,572	△ 101,452	△ 225,474	
事業外収益⑨	382,727	313,099	54,742	10,805	2,647	1,434	
※うち共通分⑩		44,643	12,614	9,690	2,359	1,321	△ 70,627
事業外費用⑪	12,586	7,955	2,248	1,727	421	235	
※うち共通分⑫		7,955	2,248	1,727	421	235	△ 12,586
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	1,465,613	1,678,936	387,672	△ 277,494	△ 99,226	△ 224,275	
特別利益⑭	155,254	22	7	5	2	155,218	
※うち共通分⑮		22	7	5	2	1	△ 37
特別損失⑯	198,085	27,097	7,656	5,882	1,431	156,019	
※うち共通分⑰		27,097	7,656	5,882	1,431	802	△ 42,868
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	1,422,782	1,651,861	380,023	△ 283,371	△ 100,655	△ 225,076	
営農指導事業分配賦額⑲		96,715	39,906	46,568	41,887	△ 225,076	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益(⑱-⑲)	1,422,782	1,555,146	340,117	△ 329,939	△ 142,542		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注記事項)

1. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業区分別職員数割、事業総利益割および人件費を除いた事業管理費割の平均による。

(2) 営農指導事業

均等割および事業総利益割の平均による。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	63.21	17.86	13.72	3.34	1.87	100.00
営農指導事業	42.97	17.73	20.69	18.61		100.00

<参考>部門別の資産

(単位:千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共 通 資 産
事業別の総資産	589,035,104	577,789,435	2,126,789	1,974,679	54,774	545,529	6,543,898
総資産(共通資産配賦後)	589,035,104	582,030,998	3,318,195	2,755,473	278,794	651,644	
(うち固定資産)	(8,118,467)	(4,086,728)	(1,100,360)	(2,398,243)	(207,200)	(325,936)	

※共通資産の他部門への配賦は、上記1の共通管理費等の配賦基準による。

部門別損益計算書(令和6年度)

(単位:千円)

区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連事業	生活その他 事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	6,482,684	4,094,728	1,038,472	1,111,549	219,861	18,073	
事業費用②	1,853,144	767,973	19,310	849,020	107,450	109,391	
事業総利益③ (①-②)	4,629,539	3,326,754	1,019,162	262,529	112,411	△91,318	
事業管理費④	3,656,110	2,140,741	638,170	569,087	179,808	128,304	
(うち減価償却費)⑤	(275,678)	(171,845)	(16,968)	(74,415)	(3,864)	(8,586)	
(うち人件費)⑤'	(2,436,915)	(1,353,377)	(511,057)	(326,134)	(145,849)	(100,498)	
※うち共通管理費⑥		519,016	141,394	112,039	30,089	12,884	△815,422
(うち減価償却費)⑦		(56,528)	(15,909)	(11,267)	(3,431)	(1,300)	(△88,435)
(うち人件費)⑦'		(336,345)	(91,630)	(72,606)	(19,499)	(8,349)	(△528,429)
事業利益⑧ (③-④)	973,429	1,186,013	380,992	△306,558	△67,397	△219,622	
事業外収益⑨	345,261	287,341	48,685	6,681	1,791	763	
※うち共通分⑩		24,070	6,557	5,196	1,396	598	△37,817
事業外費用⑪	7,218	4,593	1,252	992	267	114	
※うち共通分⑫		4,593	1,252	992	267	114	△7,218
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	1,311,471	1,468,761	428,425	△300,869	△65,873	△218,973	
特別利益⑭	108	68	19	15	4	2	
※うち共通分⑮		68	19	15	4	2	△108
特別損失⑯	41,398	26,350	7,178	5,688	1,528	654	
※うち共通分⑰		26,350	7,178	5,688	1,528	654	△41,398
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	1,270,181	1,442,479	421,266	△306,542	△67,397	△219,625	
営農指導事業分配賦額⑲		93,054	39,401	45,331	41,839	△219,625	
営農指導事業分配賦後⑳ 税引前当期利益(⑱-⑲)	1,270,181	1,349,425	381,865	△351,873	△109,236		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注記事項)

1. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業区分別職員数割、事業総利益割および人件費を除いた事業管理費割の平均による。

(2) 営農指導事業

均等割および事業総利益割の平均による。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	63.65	17.34	13.74	3.69	1.58	100.00
営農指導事業	42.37	17.94	20.64	19.05		100.00

<参考>部門別の資産

(単位:千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共 通 資 産
事業別の総資産	588,581,053	577,516,941	2,126,684	1,982,190	66,517	357,755	6,530,966
総資産(共通資産配賦後)	588,581,053	581,690,467	3,301,304	2,815,199	320,212	453,871	
(うち固定資産)	(8,215,559)	(4,113,474)	(1,096,651)	(2,482,170)	(236,860)	(286,404)	

※共通資産の他部門への配賦は、上記1の共通管理費等の配賦基準による。

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について(要請)」(平成17年10月14日付金監第2835号・17経営第3991号)に基づく、当JAの財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において農協法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1)業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2)業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3)重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月26日

いずみの農業協同組合
代表理事組合長 谷口 敏信

7. 会計監査人の監査

令和5年度および令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けています。

Ⅱ. 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	6,600,904	6,282,023	6,374,843	6,355,210	6,482,684
信用事業収益	4,097,427	3,963,203	4,054,996	4,037,461	4,094,728
共済事業収益	1,022,427	1,075,431	1,049,631	1,051,923	1,038,472
農業関連事業収益	1,253,861	1,023,935	1,075,409	1,090,441	1,111,549
その他事業収益	227,189	219,453	194,806	175,385	237,934
経常利益	842,871	1,346,444	1,521,228	1,465,613	1,311,471
当期剰余金	485,614	1,004,672	1,150,830	1,060,282	955,498
出 資 金	2,811,678	2,781,085	2,736,828	2,685,921	2,644,750
(出 資 口 数)	(2,811,678)	(2,781,085)	(2,736,828)	(2,685,921)	(2,644,750)
純 資 産 額	24,961,959	25,827,452	26,647,238	27,441,195	27,867,792
総 資 産 額	594,530,643	594,347,042	590,735,001	589,035,104	588,581,053
貯 金 等 残 高	562,968,802	562,050,136	558,168,103	555,965,328	555,671,789
貸 出 金 残 高	97,373,962	98,753,633	101,221,193	101,551,397	103,220,976
有 価 証 券 残 高	18,970,966	19,403,847	17,824,669	16,962,788	17,829,544
剰余金配当金額	55,429	54,757	53,854	52,876	51,944
出 資 配 当 の 額	55,429	54,757	53,854	52,876	51,944
事業分量配当の額	—	—	—	—	—
職 員 数	370	366	357	350	332
単体自己資本比率	12.18	12.86	13.73	14.50	15.63

- (注)1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
5. 令和2年度よりパートを嘱託職員に登用しています。

2. 利益総括表

(単位:千円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収益	3,746,148	3,805,852	59,703
資金調達費用	204,320	459,999	255,678
資金運用収支	3,541,827	3,345,852	△195,974
役務取引等収益	114,024	118,605	4,580
役務取引等費用	26,032	24,320	△1,712
役務取引等収支	87,992	94,285	6,293
その他信用事業収益	177,287	170,270	△7,017
その他信用事業費用	305,598	283,654	△21,944
その他信用事業収支	△128,310	△113,383	14,926
信用事業粗利益	3,501,509	3,326,754	△174,754
(信用事業粗利益率)	(0.62)	(0.59)	(△0.02)
共済事業粗利益	1,033,966	1,019,162	△14,804
(共済事業粗利益率)	(0.13)	(0.13)	(0.00)
購買事業粗利益	106,379	99,100	△7,279
(購買事業粗利益率)	(14.20)	(13.00)	(△1.20)
販売事業粗利益	43,777	35,983	△7,794
(販売事業粗利益率)	(4.63)	(4.07)	(△0.55)
事業粗利益	5,186,424	4,996,539	△189,884
(事業粗利益率)	(0.88)	(0.85)	(△0.02)
事業純益	1,479,981	1,340,429	△139,552
実質事業純益	1,479,981	1,340,429	△139,552
コア事業純益	1,479,981	1,340,429	△139,552
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	1,479,981	1,340,429	△139,552

3. 資金運用収支の内訳

(単位: 平均残高 百万円、利息 千円、利回り %)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	560,719	3,536,825	0.63	557,709	3,646,981	0.65
うち預金	441,295	2,471,474	0.56	439,048	2,575,230	0.58
うち有価証券	17,705	129,141	0.72	17,736	128,790	0.72
うち貸出金	101,718	936,209	0.92	100,923	942,960	0.93
資金調達勘定	558,601	200,826	0.03	555,213	456,899	0.08
うち貯金・定期積金	557,630	200,826	0.03	554,636	456,899	0.08
うち借入金	907	—	—	576	—	—
総資金利ざや			0.13			0.11

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)

2. 注1の経費率には、信用事業の指導部費負担額を含めています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位: 千円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	18,337	110,156
うち預金	46,634	103,756
うち有価証券	△14,111	△350
うち貸出金	△14,185	6,750
支 払 利 息	△4,841	256,072
うち貯金・定期積金	△4,841	256,072
差 引	23,179	△145,916

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ. 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 貯金の科目別期末残高

(単位:千円、%)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
当 座 貯 金	337,992	0.06	167,613	0.03	△170,378
普 通 貯 金	215,051,817	38.68	218,292,994	39.28	3,241,177
貯 蓄 貯 金	928,700	0.16	961,498	0.17	32,798
通 知 貯 金	—	—	—	—	—
その他の流動性貯金	192,990	0.03	309,913	0.00	116,923
流 動 性 貯 金 計	216,511,499	38.94	219,732,020	39.54	3,220,521
定 期 貯 金	334,295,581	60.12	331,010,766	59.56	△3,284,815
定 期 積 金	4,819,311	0.86	4,576,285	0.82	△243,025
その他の定期性貯金	338,935	0.06	352,717	0.06	13,782
定 期 性 貯 金 計	339,453,828	61.05	335,939,769	60.45	△3,514,059
合 計	555,965,328	100.00	555,671,789	100.00	△293,538

② 貯金の科目別平均残高

(単位:千円、%)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度		増 減
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比	
当 座 貯 金	339,511	0.06	255,985	0.04	△83,525
普 通 貯 金	212,015,653	38.02	219,135,026	39.50	7,119,373
貯 蓄 貯 金	850,641	0.15	947,290	0.17	96,649
通 知 貯 金	284	0.00	—	—	△284
その他の流動性貯金	344,530	0.06	382,054	0.06	37,524
流 動 性 貯 金 計	213,550,620	38.29	220,720,356	39.79	7,169,736
定 期 貯 金	338,137,211	60.63	328,917,233	59.30	△9,219,978
定 期 積 金	5,599,643	1.00	4,655,083	0.83	△944,559
その他の定期性貯金	343,353	0.06	343,990	0.06	636
定 期 性 貯 金 計	344,080,208	61.70	333,916,307	60.20	△10,163,901
合 計	557,630,828	100.00	554,636,664	100.00	△2,994,164

③ 定期貯金の金利条件別内訳残高

(単位:千円、%)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 定 期	334,621,265	99.99	331,351,851	99.99	△3,269,413
変 動 金 利 定 期	13,252	0.00	11,632	0.00	△1,619
合 計	334,634,517	100.00	331,363,483	100.00	△3,271,033

(注)1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2)貸出金等に関する指標

①貸出金の科目別期末残高

(単位:千円、%)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
手 形 貸 付	37,270	0.03	31,070	0.03	△6,200
証 書 貸 付	100,926,873	99.38	102,648,429	99.44	1,721,555
当 座 貸 越	587,253	0.57	541,477	0.52	△45,775
合 計	101,551,397	100.00	103,220,976	100.00	1,669,579

②貸出金の科目別平均残高

(単位:千円、%)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度		増 減
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比	
手 形 貸 付	45,545	0.04	34,718	0.03	△10,827
証 書 貸 付	101,078,317	99.35	100,336,804	99.40	△741,512
当 座 貸 越	606,456	0.59	560,801	0.55	△45,655
合 計	101,730,320	100.00	100,932,324	100.00	△797,995

③貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:千円、%)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	13,052,942	12.85	13,923,747	13.48	870,804
変 動 金 利 貸 出	88,498,454	87.14	89,297,229	86.51	798,774
合 計	101,551,397	100.00	103,220,976	100.00	1,669,579

④貸出金の担保別内訳残高

(単位:千円)

種 類		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
物的担保	貯 金 等	2,512,157	2,286,655	△225,501
	不 動 産	8,307,122	7,020,511	△1,287,010
	計	10,819,279	9,306,767	△1,512,512
保証	農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	55,554,949	57,337,470	1,782,521
	そ の 他 保 証	25,091,924	24,501,686	△590,238
	計	80,646,873	81,839,156	1,192,282
信 用		10,085,243	12,075,052	1,989,809
合 計		101,551,397	103,220,976	1,669,579

⑤債務保証見返額の担保別内訳残高

該当するものではありません。

⑥貸出金の使途別内訳残高

(単位:千円、%)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設 備 資 金	87,784,941	86.44	88,078,211	85.32	293,270
運 転 資 金	13,517,571	13.31	14,899,993	14.43	1,382,422
そ の 他	248,884	0.24	242,771	0.23	△6,113
合 計	101,551,397	100.00	103,220,976	100.00	1,669,579

⑦貸出金の業種別残高

(単位:千円、%)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
製 造 業	148,533	0.14	109,228	0.10	△ 39,305
農 業	154,907	0.15	258,437	0.25	103,530
漁 業	7,707	0.00	6,770	0.00	△ 936
鉱 業	20,093	0.01	19,041	0.01	△ 1,051
建 設 業	27,356	0.02	46,206	0.04	18,850
情 報 通 信 業	4,906	0.00	2,976	0.00	△ 1,929
運 輸 業	28,300	0.02	33,987	0.03	5,687
卸 売・小 売 業	73,997	0.07	66,959	0.06	△ 7,037
金 融・保 険 業	9,000,000	8.86	9,000,000	8.71	—
不 動 産 業	10,961,659	10.79	9,403,542	9.11	△ 1,558,117
各 種 サ ー ビ ス 業	338,278	0.33	319,851	0.30	△ 18,427
地 方 公 共 団 体	1,085,243	1.06	3,075,052	2.97	1,989,809
個人(住宅・消費・納税資金等)	79,700,414	78.48	80,878,921	78.35	1,178,507
合 計	101,551,397	100.00	103,220,976	100.00	1,669,579

- (注)1. 土地開発公社向け貸出金は不動産業に含めています。
2. 業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいています。

⑧主要な農業関係の貸出金残高

●営農類型別

(単位:千円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
農 業	655,365	676,408	21,042
う ち 穀 作	59,607	41,916	△ 17,691
う ち 野 菜・園 芸	283,214	293,114	9,900
うち果樹・樹園農業	99,157	91,756	△ 7,401
うち養鶏・養卵	674	—	△ 674
うちその他農業	212,711	249,620	36,909
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	655,365	676,408	21,042

- (注)1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関連する事業に必要な資金等が該当します。
なお、前掲⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が該当します。

●資金種類別

(単位:千円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	644,327	668,326	23,998
農 業 制 度 資 金	11,037	8,082	△ 2,955
うち農業近代化資金	10,161	7,643	△ 2,517
うちその他制度資金	876	438	△ 438
合 計	655,365	676,408	21,042

- (注)1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑨農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

●農協法および金融再生法に基づく開示債権の状況

(単位:千円)

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	146,072	163,083
危 険 債 権	474,460	434,408
要 管 理 債 権	—	—
三 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—
合 計	620,532	597,491
正 常 債 権	101,002,899	102,678,187

(注)1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていませんが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(注1、注2および注4に掲げるものを除く。)をいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、上記に掲げる債権以外の債権をいいます。

●金融再生法開示債権の保全状況

(単位:千円、%)

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
金融再生法開示債権合計 (A)	620,532	597,491
保 全 額 合 計 (B)	605,004	589,293
う ち 貸 倒 引 当 金	68,114	64,515
う ち 担 保 保 証 等	536,890	524,778
保 全 率 (B / A × 100)	97.49	98.62

(注)貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いた金額を記載しています。

⑩元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当するものはありません。

⑪貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:千円)

区 分		期 首 残 高	期中増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
				目的使用	そ の 他	
令和5年度	一般貸倒引当金	1,742	1,617	—	1,742	1,617
	個別貸倒引当金	77,749	68,246	—	77,749	68,246
	合 計	79,491	69,863	—	79,491	69,863
令和6年度	一般貸倒引当金	1,617	43	—	1,617	43
	個別貸倒引当金	68,246	64,592	—	68,246	64,592
	合 計	69,863	64,636	—	69,863	64,636

(注)その他の金額は洗替による取崩額です。

⑫貸出金償却等の額

該当するものはありません。

(3) 為替業務等取扱実績

① 内国為替取扱実績

(単位: 件、千円)

種 類	令 和 5 年 度				令 和 6 年 度			
	仕 向		被 仕 向		仕 向		被 仕 向	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込為替	80,967	59,724,281	553,670	120,630,180	84,154	64,042,892	561,027	124,524,665
代金取立為替	5	35,581	2	9,505	2	14,965	2	1,798
雑 為 替	2,794	1,591,641	2,238	2,671,565	2,879	1,053,160	2,213	1,204,465
合 計	83,766	61,351,505	555,910	123,311,251	87,035	65,111,018	563,242	125,730,930

② 公共債の引受額・公共債窓販実績

該当するものはありません。

③ オフ・バランス取引の状況

該当するものはありません。

(4) 有価証券に関する指標

① 有価証券の種類別平均残高

(単位: 千円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
国 債	6,162,910	6,521,592	358,682
地 方 債	2,736,185	2,699,302	△36,883
政 府 保 証 債	399,812	399,754	△57
社 債	8,407,087	8,115,676	△291,411
合 計	17,705,996	17,736,325	30,329

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、令和5年度および令和6年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

② 商品有価証券の種類別平均残高

該当するものはありません。

③ 有価証券の残存期間別残高

(単位: 千円)

年 度	種 類	1 年 以 内	1 年 超 3 年 以 内	3 年 超 5 年 以 内	5 年 超 7 年 以 内	7 年 超 10 年 以 内	10 年 超	期間の定めのないもの	合 計
令和5年度	国 債	—	—	—	107,320	—	6,007,373	—	6,114,693
	地 方 債	99,991	102,480	403,316	320,700	—	1,808,800	—	2,735,288
	政府保証債	—	—	—	—	—	411,630	—	411,630
	社 債	100,000	602,083	800,122	1,288,790	1,000,000	3,910,179	—	7,701,177
令和6年度	国 債	—	—	—	102,490	883,510	5,921,103	—	6,907,104
	地 方 債	100,360	400,803	99,310	207,340	96,710	1,690,650	—	2,595,173
	政府保証債	—	—	—	—	198,850	185,030	—	383,880
	社 債	299,562	1,000,761	986,449	1,399,730	1,061,330	3,195,552	—	7,943,386

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、令和5年度および令和6年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

[売買目的有価証券]

該当するものはありません。

[満期保有目的の債券]

(単位:千円)

種 類		令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を 超えるもの	地方債	399,928	411,560	11,631	299,953	302,570	2,616
	社 債	699,989	727,380	27,390	699,975	706,190	6,214
	小 計	1,099,917	1,138,940	39,022	999,928	1,008,760	8,831
時価が貸借対照表 計上額を 超えないもの	国 債	3,881,983	3,398,770	△483,213	4,571,704	3,756,850	△814,854
	地方債	1,500,000	1,292,880	△207,120	1,500,000	1,159,030	△340,970
	社 債	4,693,947	4,375,480	△318,467	5,094,811	4,559,130	△535,681
	小 計	10,075,930	9,067,130	△1,008,800	11,166,516	9,475,010	△1,691,506
合 計		11,175,848	10,206,070	△969,778	12,166,444	10,483,770	△1,682,674

[その他有価証券]

(単位:千円)

種 類		令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
		貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	国 債	841,280	798,111	43,168	102,490	99,007	3,482
	地方債	835,360	802,956	32,403	408,550	402,047	6,502
	政府保証債	315,150	299,797	15,352	—	—	—
	社 債	205,940	200,671	5,268	101,180	100,447	732
	小 計	2,197,730	2,101,537	96,192	612,220	601,502	10,717
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国 債	1,391,430	1,485,290	△93,860	2,232,910	2,469,226	△236,316
	地方債	—	—	—	386,670	399,904	△13,234
	政府保証債	96,480	100,000	△3,520	383,880	399,815	△15,935
	社 債	2,101,300	2,397,639	△296,339	2,047,420	2,497,809	△450,389
	小 計	3,589,210	3,982,929	△393,719	5,050,880	5,766,755	△715,875
合 計		5,786,940	6,084,467	△297,527	5,663,100	6,368,258	△705,158

(注) 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しています。

② 金銭の信託の時価情報等

該当するものはありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引

該当するものはありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高(ファンドラップ含む)

(単位:千円)

	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	804,486	1,115,913

(注) 投資信託残高は「約定日基準」に基づく算出です。

② 残高有り投資信託口座数

(単位:口座)

	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
残高有り投資信託口座数	844	1,172

2. 共済事業取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位: 件、千円)

種 類		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 系	終 身 共 済	14,844	141,791,332	14,981	135,643,450
	定 期 生 命 共 済	355	4,570,000	411	5,241,900
	養 老 生 命 共 済	11,139	53,271,594	9,930	44,807,567
	うちこども共済	6,838	21,872,700	6,555	20,065,300
	医 療 共 済	7,581	3,782,650	7,723	3,292,800
	が ん 共 済	796	216,000	824	209,000
	定 期 医 療 共 済	896	3,811,400	804	3,446,000
	介 護 共 済	3,547	10,363,094	3,760	11,438,905
	認 知 症 共 済	33	—	39	—
	生 活 障 害 共 済	70	—	76	—
建 物 系	特 定 重 度 疾 病 共 済	381	—	459	—
	年 金 共 済	9,953	—	9,937	—
建 物 系	建 物 更 生 共 済	30,275	528,355,086	29,821	530,692,921
合 計		79,780	746,161,158	78,765	734,772,545

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位: 件、千円)

種 類		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済		7,581	26,394	7,723	23,544
			409,396		507,291
が ん 共 済		796	5,016	824	5,137
定 期 医 療 共 済		896	4,345	804	3,902
合 計		9,273	35,755	9,351	32,583
			409,396		507,291

(注) 1. 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済および定期医療共済の金額は入院共済金額です。
2. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位: 件、千円)

種 類		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済		3,457	11,705,906	3,760	13,118,260
認 知 症 共 済		33	55,100	39	61,100
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)		49	157,300	50	162,300
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)		21	26,800	26	33,800
特 定 重 度 疾 病 共 済		381	530,400	459	638,400

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位: 件、千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	7,022	4,597,273	6,932	4,450,625
年 金 開 始 後	2,931	1,956,651	3,005	2,030,556
合 計	9,953	6,553,924	9,937	6,481,181

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位: 件、千円)

種 類	令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	1,510	19,444,360	16,877	1,407	18,240,290	15,873
自 動 車 共 済	9,367	—	385,725	9,351	—	384,233
傷 害 共 済	2,455	10,078,000	1,399	2,854	11,060,000	1,227
定 額 定 期 生 命 共 済	2	8,000	78	2	6,000	64
賠 償 責 任 共 済	341	—	709	294	—	598
自 賠 責 共 済	1,490	—	23,931	1,330	—	21,445
合 計	15,165	—	428,722	15,238	—	423,443

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障または火災保障を伴わない共済の金額欄は「—」)を記載しています。

3. 購買事業取扱実績

買取購買品

(単位: 千円)

種 類		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
		購 買 品 取 扱 高	購 買 品 取 扱 高
生 産 資 材	飼 料	1,381	1,285
	肥 料	133,150	131,418
	農 薬	105,431	98,570
	保 温 資 材	4,230	5,329
	包 装 資 材	71,059	70,802
	農 業 機 械	120,396	123,254
	石 油 類	1,136	1,237
	自 動 車 (二 輪 車 除 く)	19,488	7,001
	建 築 資 材	40,207	59,434
	そ の 他	47,138	43,317
計		543,619	541,652
生 活 物 資	食 米	50,067	83,360
	食 料 生 鮮 食 品	1,057	1,004
	品 一 般 食 品	10,254	10,289
	衣 料 品	1,936	1,447
	耐 久 消 費 財	39,869	24,648
	日 用 雑 貨	24,575	19,062
	L P ガ ス	7,325	6,861
	そ の 他	69,952	73,481
計		205,039	220,156
合 計		748,659	761,809

(注) 1. 購買品取扱高は、取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

2. 購買品取扱高にはポイント使用分が含まれています。

4. 販売事業取扱実績

(単位:千円)

種 類			令和5年度	令和6年度
			販売品取扱高	販売品取扱高
受託	野菜	菜	566,901	632,620
	果実	実	60,751	61,794
	花き・花木	木	15,208	11,499
	Aコープ	プ	234,475	106,125
	その他の	他	19,388	30,102
買取	米		48,180	39,839
合 計			944,904	881,981

(注)1. 販売品取扱高は取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

2. 販売品取扱高にはポイント使用分が含まれています。

5. 直売所事業取扱実績

(単位:千円)

種 類			令和5年度	令和6年度
			販売品取扱高	販売品取扱高
受託	直売所		1,083,490	1,114,319
買取	直売所		216,817	251,833
	レストラン		95,973	107,328
	加工施設		28,907	27,233
合 計			1,425,189	1,500,715

6. 資産管理事業取扱実績

(単位:千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
アパート・マンション 幹 旋	587,396	318,070
商業リース(テナント) 幹 旋	198,400	185,500
個人住宅 幹 旋	28,095	94,473
計	813,892	598,043
売 買 幹 旋	625,030	1,134,076
合 計	1,438,923	1,732,120

7. 利用事業

(単位:千円)

項 目		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
収 益	育 苗 関 係	31,173	31,111
	農 作 業 受 委 託	25,350	23,667
	農 園 関 係	5,840	5,700
	そ の 他 の 収 益	4,037	4,906
	計	66,401	65,386
費 用	育 苗 関 係	30,958	30,938
	農 作 業 受 委 託	14,809	14,112
	農 園 関 係	4,462	4,403
	そ の 他 の 費 用	2,403	3,391
	計	52,634	52,845
利 用 事 業 総 利 益		13,766	12,540

8. 指導事業

(単位:千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収入	指導補助金	2,207	1,971
	実費収入	18,759	19,531
	受入事務委託料	294	335
	計	21,261	21,837
支出	営農改善費	78,592	89,130
	生活改善費	11,903	14,049
	教育情報費	28,129	24,476
	組織活動費	13,001	4,522
	計	131,627	132,177
収 支 差 額		△110,365	△110,340

IV. 経営諸指標

1. 利益率

(単位: %、%ポイント)

項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
総資産経常利益率	0.24	0.22	△0.02
資本経常利益率	5.47	4.73	△0.74
総資産当期純利益率	0.18	0.16	△0.01
資本当期純利益率	3.96	3.44	△0.51

(注)

1. 総資産経常利益率 = $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$
2. 資本経常利益率 = $\frac{\text{経常利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$
3. 総資産当期純利益率 = $\frac{\text{当期剰余金(税引後)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$
4. 資本当期純利益率 = $\frac{\text{当期剰余金(税引後)}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

2. 貯貸率・貯証率

(単位: %、%ポイント)

単位：元、%、千円、千円

区 分		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
貯 貸 率	期 末	18.26	18.57	0.31
	期 中 平 均	18.24	18.19	△0.04
貯 証 率	期 末	3.05	3.20	0.15
	期 中 平 均	3.17	3.19	0.02

(注)

1. 貯貸率(期末) = $\frac{\text{貸出金残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$
2. 貯貸率(期中平均) = $\frac{\text{貸出金平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$
3. 貯証率(期末) = $\frac{\text{有価証券残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$
4. 貯証率(期中平均) = $\frac{\text{有価証券平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

3. 職員一人当たり指標

(単位: 千円)

項 目		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
信用事業	貯 金 残 高	1,588,472	1,673,710	85,237
	貸 出 金 残 高	290,146	310,906	20,759
共済事業	長期共済保有高	2,131,889	2,213,170	81,281
経済事業	購 買 品 取 扱 高	2,139	2,294	155
	販 売 品 取 扱 高	2,699	2,656	△43

(注) 各年度末の数値を令和5年度は350人、令和6年度は332人で除して算出しています。

4. 一店舗当たり指標

(単位: 千円)

項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
貯 金 残 高	25,271,151	25,257,808	△13,342
貸 出 金 残 高	4,615,972	4,691,862	75,889
長期共済保有高	33,916,416	33,398,752	△517,664
購買品取扱高	124,776	126,968	2,191

(注) 1. 貯金・貸出金・長期共済保有高については、22店舗で除して算出しています。

2. 購買品取扱高については、6店舗で除して算出しています。

V. 自己資本の充実の状況等

- 農業協同組合法施行規則（平成13年農林水産省令第148号）第204条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年金融庁・農林水産省告示第4号）として開示しています。
- 「定性的な開示事項」において、前年度（令和5年度）と同様の内容については前年度分の記載を省略しております。

定性的な開示事項

1. 自己資本比率の状況等

- 自己資本比率の状況
当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、15.63%となりました。
- 経営の健全性の確保と自己資本の充実
当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	いずみの農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,644百万円（前年度2,685百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 信用リスクに関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適合格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I） 株式会社日本格付研究所（JCR） ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） S&Pグローバル・レーティング（S&P） フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートジャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポートジャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポートジャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポートジャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポートジャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

該当するものではありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当するものではありません。

6. CVAリスクに関する事項

該当するものではありません。

7. マーケット・リスクに関する事項

該当するものではありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクをいい、当該リスクの管理方針等については、P15～P16をご覧ください。

●BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

●LMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当するものではありません。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)
該当するものではありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当JAにおいては、①子会社株式、②系統および系統外出資が該当します。

①子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金(外部出資等損失引当金)の計上や直接償却(外部出資等償却)を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

10. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告に係る事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

●リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

四半期末日を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当するものではありません。

●金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションに係る基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しています。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\angle$ EVEおよび $\angle$ NIIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
重要な変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当するものではありません。
- $\angle$ EVEおよび $\angle$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
該当するものではありません。

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	25,272,503	26,131,817
うち、出資金および資本準備金の額	2,709,423	2,668,252
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	22,653,184	23,555,806
うち、外部流出予定額(△)	52,876	51,944
うち、上記以外に該当するものの額	△37,228	△40,297
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,617	43
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	1,617	43
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	25,274,120	26,131,861
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5,336	6,479
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	5,336	6,479
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5,336	6,479
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	25,268,784	26,125,382
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	165,110,940	160,894,450
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,150,600	6,225,916
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	174,261,540	167,120,367
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ)) × 100	14.50%	15.63%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位:千円)

信用リスク・アセット		令和5年度	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
信	現金		1,896,190	—	—
	わが国の中央政府および中央銀行向け		6,170,972	—	—
	外国の中央政府および中央銀行向け		—	—	—
	国際決済銀行等向け		—	—	—
	わが国の地方公共団体向け		3,794,414	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
	国際開発銀行向け		—	—	—
	地方公共団体金融機構向け		499,914	49,991	1,999
	わが国の政府関係機関向け		1,202,852	80,179	3,207
	地方三公社向け		—	—	—
	金融機関および第一種金融商品取引業者向け		450,119,425	90,023,885	3,600,955
	法人等向け		8,307,439	4,160,047	166,401
	中小企業等向けおよび個人向け		29,626,608	11,293,660	451,746
	抵当権付住宅ローン		1,364,104	466,274	18,650
	不動産取得等事業向け		1,390,891	1,350,682	54,027
	三月以上延滞等		64,772	66,569	2,662
	取立未済手形		85,990	17,198	687
	信用保証協会等保証付		55,584,770	5,535,839	221,433
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
	共済約款貸付		—	—	—
	出資等		720,020	720,020	28,800
	うち出資等のエクスポージャー		720,020	720,020	28,800
	うち重要な出資のエクスポージャー		—	—	—
	上記以外		25,150,217	51,346,593	2,053,863
	うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー		—	—	—
	うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー		17,299,014	43,247,537	1,729,901
	うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー		187,778	469,447	18,777
	うち総株主等の議決権の10/100を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー		—	—	—
	うち総株主等の議決権の10/100を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー		—	—	—
	うち上記以外のエクスポージャー		7,663,424	7,629,608	305,184
	証券化		—	—	—
	うちSTC要件適用分		—	—	—
	うち非STC適用分		—	—	—
	再証券化		—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
	うちルックスルー方式		—	—	—
	うちマニデート方式		—	—	—
	うち蓋然性方式250%		—	—	—
	うち蓋然性方式400%		—	—	—
	うちフォールバック方式		—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計		585,978,583	165,110,940	6,604,437
	CVAリスク相当額 ÷ 8%		—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)			585,978,583	165,110,940	6,604,437
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額a		所要自己資本額b=a × 4 %	
		9,150,600		366,024	
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額b=a × 4 %	
		174,261,540		6,970,461	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産(オフ・バランスを含む。)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品業向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれています。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- (オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))
- $$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:千円)

		令和6年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	1,867,998	—	—
	わが国の中央政府および中央銀行向け	7,147,541	—	—
	外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	わが国の地方公共団体向け	5,683,167	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	499,935	49,993	1,999
	わが国の政府関係機関向け	1,202,591	80,153	3,206
	地方三公社向け	5,240	1,048	41
	金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	447,277,827	89,856,516	3,594,260
	(うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	7,127,544	2,958,225	118,329
	(うち特定貸付債権向け)	—	—	—
	中堅中小企業等向けおよび個人向け	5,987,768	1,953,078	78,123
	(うちトランザクター向け)	5,560	2,502	100
	不動産関連向け	27,322,331	9,747,294	389,891
	(うち自己居住用不動産等向け)	22,801,043	6,643,949	265,757
	(うち賃貸用不動産向け)	3,407,164	1,990,841	79,633
	(うち事業用不動産関連向け)	1,114,122	1,112,503	44,500
	(うちその他不動産関連向け)	—	—	—
	(うちADC向け)	—	—	—
	劣後債券およびその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	446,883	545,127	21,805
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	65,561	32,780	1,311
	取立未済手形	66,430	13,286	531
	信用保証協会等による保証付	57,358,713	5,712,010	228,480
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	株式等	720,020	720,020	28,800
	共済約款貸付	—	—	—
	上記以外	23,127,201	49,224,916	1,968,996
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	17,299,014	43,247,537	1,729,901
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	99,462	248,655	9,946
	(うち総株主等の議決権の10/100を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の10/100を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	5,728,723	5,728,723	229,148
	証券化	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(短期STC要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債券証券化適用分)	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	(うちリスクスルー方式)	—	—	—
	(うちマンデート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	585,906,747	160,894,450	6,435,778
	CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	585,906,747	160,894,450	6,435,778
	マーケット・リスクに対する所要自己資本の額<簡便方式または標準的方式>	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	—
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	249,036
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	6,684,814
		167,120,367		6,684,814

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:千円)

		令和6年度
	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,225,916
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	249,036
	BI	4,150,611
	BIC	498,073

- (注)1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4.「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告知第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 信用リスクに関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャーおよび三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

項 目			令 和 5 年 度				令 和 6 年 度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		三月以上延滞 エクスポージャー		信用リスクに関するエクスポージャーの残高		三月以上延滞 エクスポージャー	
			うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券		
法人	農 業		86,280	56,480	—	—	107,783	77,983	—	—
	林 業		—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業		7,711	7,711	—	—	6,774	6,774	—	—
	製 造 業		1,979,358	76,516	1,902,842	—	2,138,330	35,217	2,103,112	17,636
	鉱 業		—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業		2,507,457	1,405,514	1,101,943	—	2,488,439	1,086,049	1,402,389	—
	電気・ガス・熱供給・水道業		1,096,626	—	1,096,626	—	1,096,962	—	1,096,962	—
	運輸・通信業		1,737,627	28,329	1,702,448	—	1,746,421	36,964	1,702,606	—
	金融・保険業		469,539,352	9,018,918	1,401,252	—	466,677,953	9,018,799	1,401,010	—
	卸売・小売・飲食・サービス業		1,055,914	5,886	1,000,328	—	953,909	3,758	900,451	—
	日本国政府・地方公共団体		9,965,386	1,086,321	8,879,064	—	12,830,709	3,076,139	9,754,570	—
	上記以外		247,666	47,422	200,244	—	457,565	257,323	200,242	—
個人			89,900,296	89,900,296	—	64,772	89,705,646	89,705,646	—	494,809
その他			7,854,902	—	—	—	7,696,251	—	—	—
業種別残高計			585,978,583	101,633,398	17,284,750	64,772	585,906,747	103,304,657	18,561,345	512,445
1 年 以 下			435,196,236	895,762	200,106		439,640,343	980,708	400,607	
1 年 超 3 年 以 下			2,008,784	1,307,681	701,103		2,590,807	1,188,705	1,402,102	
3 年 超 5 年 以 下			3,663,790	2,461,951	1,201,838		3,537,133	2,436,051	1,101,081	
5 年 超 7 年 以 下			4,948,997	3,245,748	1,703,248		4,802,875	3,099,841	1,703,034	
7 年 超 1 0 年 以 下			7,573,615	6,572,145	1,001,470		8,448,063	6,152,798	2,295,265	
1 0 年 超			98,965,774	86,488,790	12,476,983		100,027,144	88,367,889	11,659,254	
期限の定めのないもの			33,621,385	661,317	—		26,860,379	1,078,662	—	
残存期間別残高計			585,978,583	101,633,398	17,284,750		585,906,747	103,304,657	18,561,345	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
6. 当JAは、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:千円)

項 目			令 和 5 年 度				令 和 6 年 度			
			期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額	
					目 的 使 用	そ の 他			目 的 使 用	そ の 他
一 般 貸 倒 引 当 金			1,742	1,617	—	1,742	1,617	1,617	43	—
個 別 貸 倒 引 当 金			77,749	68,246	—	77,749	68,246	68,246	64,592	—
法人	農 業		—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業		—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業		—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業		—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業		—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業		—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業		—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業		—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業		—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体		—	—	—	—	—	—	—	—
	個人		77,749	68,246	—	77,749	68,246	68,246	64,592	—
合 計			79,491	69,863	—	79,491	69,863	69,863	64,636	—

(注) 当JAは、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

③貸出金償却の額

該当するものではありません。

④信用リスク・アセット残高内訳表

(単位:千円)

項目	令和 6 年度						
	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	$F(=E/(C+D))$
現金	0	1,867,988	—	1,867,988	—	0	0
わが国の中央政府および中央銀行向け	0	7,147,541	—	7,147,541	—	0	0
外国の中央政府および中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
わが国の地方公共団体向け	0	5,683,167	—	5,683,167	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	499,935	—	499,935	—	49,993	10
わが国の政府関係機関向け	10～20	1,202,591	—	1,202,591	—	80,153	7
地方三公社向け	20	5,240	—	5,240	—	1,048	20
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	20～150	447,277,827	—	447,277,827	—	89,856,516	20
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	7,127,544	—	7,119,897	—	2,958,225	42
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45～100	5,966,791	209,767	3,664,799	20,976	1,953,078	53
（うちトランザクター向け）	45	—	55,600	—	5,560	2,502	45
不動産関連向け	20～150	27,322,331	—	27,149,346	—	9,747,294	36
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	22,801,043	—	22,749,407	—	6,643,949	29
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	3,407,164	—	3,318,069	—	1,990,841	60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	1,114,122	—	1,081,870	—	1,112,503	103
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うち ADC 向け）	100～50	—	—	—	—	—	—
劣後債券およびその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	382,142	1,491	381,968	149	545,127	143
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	65,561	—	65,561	—	32,780	50
取立未済手形	20	66,430	—	66,430	—	13,286	20
信用保証協会等による保証付	0～10	57,358,713	—	57,120,083	—	5,712,010	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	720,020	—	720,020	—	720,020	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	23,127,201	0	23,127,201	0	49,224,916	213
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	17,299,014	—	17,299,014	—	43,247,537	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	99,462	—	99,462	—	248,655	250
（うち総株主等の議決権の 10/100 を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の 10/100 を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	5,728,723	0	5,728,723	0	5,728,723	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うち STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期 STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち STC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—					—	
合計（信用リスク・アセットの額）	—					160,894,450	

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

⑤ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位:千円)

項目	令和 6 年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
わが国の中央政府および中央銀行向け	7,147,541	-	-	-	-	-	7,147,541						
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
わが国の地方公共団体向け	5,683,167	-	-	-	-	-	-	5,683,167					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方公共団体金融機構向け	-	499,935	-	-	-	-	-	499,935					
わが国の政府関係機関向け	401,058	801,532	-	-	-	-	-	1,202,591					
地方三公社向け	-	-	5,240	-	-	-	-	5,240					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	443,268,319	4,009,507	-	-	-	-	-	-	447,277,827				
(うち、第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	1,999,344	5,104,904	-	-	-	-	-	-	15,648	7,119,897			
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権およびその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-							
株式等	-	-	720,020	-	-	-	720,020						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向けおよび個人向け	5,560	774,106	393,941	2,512,168	3,685,775								
(うちトランザクター向け)	5,560	-	-	-	5,560								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	2,721,379	-	-	-	12,348,440	-	-	154,450	-	-	2,500	7,522,636	22,749,407
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	3,318,069	-	-	-	-	-	3,318,069	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	592,960	59,889	-	-	429,020	-	1,081,870						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	13,533	29,033	339,548	3	382,118								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	65,561	-	-	-	65,561								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	1,867,988	-	-	-	-	1,867,988							
取立未済手形	-	-	66,430	-	-	66,430							
信用保証協会等による保証付	-	57,114,948	-	0	5,135	57,120,083							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-							

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和 5 年度については記載していません。

⑥信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

項 目		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	14,937,891	14,937,891
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	56,660,086	56,660,086
	リスク・ウェイト 20%	1,198,007	461,493,447	462,691,455
	リスク・ウェイト 35%	—	1,332,211	1,332,211
	リスク・ウェイト 50%	5,504,911	12,845,283	18,350,194
	リスク・ウェイト 75%	—	3,770,947	3,770,947
	リスク・ウェイト 100%	—	10,706,062	10,706,062
	リスク・ウェイト 150%	—	42,941	42,941
	リスク・ウェイト 250%	—	17,486,793	17,486,793
	その他	—	—	—
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—
合 計		6,702,918	579,275,664	585,978,583

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には、リスク・ウェイト算定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはリスク・ウェイト算定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを導入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑦資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:千円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	548,985,124	—	—	546,409,301
40%～70%	10,326,799	55,600	10%	10,251,732
75%	786,240	127,885	10%	776,607
80%	—	—	—	—
85%	582,600	—	—	581,800
90%～100%	484,854	—	—	482,864
105%～130%	—	—	—	—
150%	798,184	1,491	10%	768,568
250%	720,020	—	—	720,020
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	10,004	26,281	10%	2,632
合計	562,693,828	211,258	10%	559,993,526

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

項 目	令和5年度	
	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
わが国の政府関係機関向け	—	401,053
地方三公社向け	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	2,741	394,688
中小企業等向けおよび個人向け	27,867	23,718,156
抵当権付住宅ローン	—	—
不動産取得等事業向け	—	—
三月以上延滞等証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
その他	—	—
合 計	30,609	24,513,898

- (注) 1. 当JAは、適格金融資産担保について簡便手法を採用しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産(オフ・バランスを含む。)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品業向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
5. 「その他」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれています。

(単位:千円)

項 目	令和6年度	
	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
わが国の政府関係機関向け	—	401,058
地方三公社向け	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3,849	11,788
中堅中小企業等向けおよび個人向け	40,899	1,886,188
自己居住用不動産等向け	650	10,394,428
賃貸用不動産向け	—	—
事業用不動産関連向け	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞証券化	—	65,561
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合 計	45,399	12,759,025

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む。)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当するものはありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当するものはありません。

7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:千円)

項 目	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場	—	—	—	—
非 上 場	18,019,034	18,019,034	18,019,034	18,019,034
合 計	18,019,034	18,019,034	18,019,034	18,019,034

②出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

該当するものはありません。

③貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当するものはありません。

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当するものはありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当するものはありません。

9. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項 番		△ E V E		△ N I I	
		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
1	上方パラレルシフト	479	160	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	95	343
3	ス テ ィ ー プ 化	2,006	1,490		
4	フ ラ ッ ト 化	—	—		
5	短 期 金 利 上 昇	—	—		
6	短 期 金 利 低 下	842	1,078		
7	最 大 値	2,006	1,490	95	343
		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
8	自 己 資 本 の 額	25,268		26,125	

連結情報

1.グループの概況

2.連結自己資本の充実の状況等

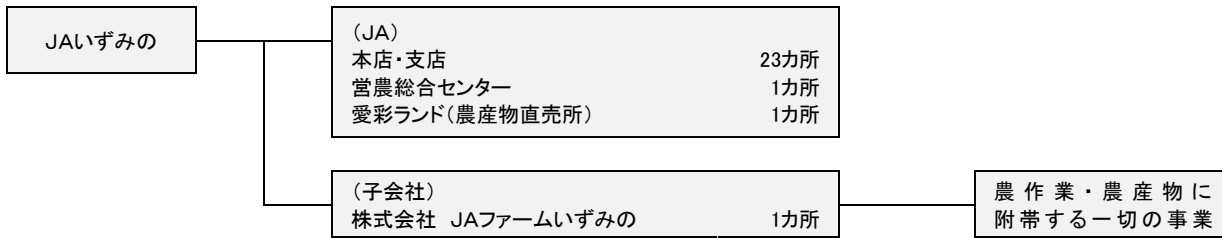
Ⅵ 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

JAIいずみののグループは、当JA、子会社1社で構成されています。

このうち、当年度および前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社と、相違はありません。



(2) 子会社の状況

名 称	株式会社JAファームいずみの
所 在 地	岸和田市山直中町1000番地の11
事 業 の 内 容	農作業の受委託、農産物の生産・加工販売、貸農園の開設運営、農業の担い手の育成研修
設 立 年 月 日	平成25年7月16日
資 本 金 ま た は 出 資 金	30,000,000円
当 J A の 議 決 権 比 率	99.3%
他の子会社等の議決権比率	—

(3) 連結事業概況

① 事業の概況

令和6年度の当JAの連結決算は、子会社1社を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益6,478百万円、連結当期剰余金958百万円、連結純資産27,952百万円、連結総資産588,516百万円で、連結自己資本比率は15.69%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

令和6年度売上高は65,325千円、当期利益は3,103千円となりました。なお、子会社における具体的な取り組みは以下のとおりです。

a 育苗

JAと連携し、生産出荷組合向けの水ナス苗、花卉苗、モロヘイヤ苗をはじめ、水稻苗や春と秋の即売用野菜苗を供給するとともに、直売所出荷者向けの野菜苗の育苗を行い、出荷品目の充実、高品質化に取り組み、実証栽培を実施しました。また、今年度については生産資材の価格高騰に伴う値上げも実施しましたが、計画対比130%以上を出荷し、計画を達成することができました。

b 農業経営

加温栽培ハウスでは水ナスを894本、無加温ハウスでは水ナスを1,760本栽培した後、シュンギクを栽培するとともに、直売所向けの中玉トマトやミニトマト、路地ほ場ではブロッコリーを実証栽培し、地域にあった農産物の普及、拡大に努めました。

c 担い手の育成

社員の新規就農に向け、生産・販売の実践を通じた研修を実施しました。農の雇用事業対象者の新規受け入れはありませんでした。

d その他

JAと連携した水稻種もみの消毒や農業機械レンタル事業の支援に取り組んだほか、「JAIいずみのチャレンジファーム研修農場」にかかる管理委託契約を締結しました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、%)					
項 目	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
連 結 経 常 収 益	6,595,924	6,281,518	6,371,046	6,350,413	6,478,453
信 用 事 業 収 益	4,097,410	3,963,187	4,054,977	4,037,431	4,094,694
共 済 事 業 収 益	1,022,427	1,075,431	1,049,631	1,051,923	1,038,472
農 業 関 連 事 業 収 益	1,248,898	1,023,511	1,071,652	1,085,704	1,107,352
そ の 他 事 業 収 益	227,189	219,387	194,785	175,355	237,934
連 結 経 常 利 益	841,740	1,346,318	1,522,000	1,467,164	1,315,418
連 結 当 期 剰 余 金	484,287	1,004,343	1,151,393	1,061,620	958,581
連 結 純 資 産 額	25,068,510	25,780,890	26,553,771	27,668,677	27,952,796
連 結 総 資 産 額	594,458,912	594,291,225	590,740,658	588,968,681	588,516,974
連 結 自 己 資 本 比 率	12.24	12.85	13.67	14.62	15.69

(注)1. 連結経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 連結当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

(5)連結貸借対照表

(単位:千円)

資産		
科目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
1. 信用事業資産	561,728,972	561,412,555
(1) 現金	1,896,190	1,867,988
(2) 預金	438,633,683	435,690,153
系統預金	438,633,129	435,189,994
系統外預金	554	500,159
(3) 有価証券	16,962,788	17,829,544
国債	6,114,693	6,907,104
地方債	2,735,288	2,595,173
政府保証債	411,630	383,880
社債	7,701,177	7,943,386
(4) 貸出金	101,551,397	103,220,976
(5) その他の信用事業資産	2,754,643	2,868,450
未収収益	2,563,919	2,649,155
その他の資産	190,724	219,295
(6) 貸倒引当金	△69,730	△64,558
2. 共済事業資産	3,278	5,069
(1) その他の共済事業資産	3,278	5,069
3. 経済事業資産	432,906	418,722
(1) 経済事業未収金	110,933	90,812
(2) 経済受託債権	17,015	18,722
(3) 棚卸資産	150,153	165,561
購買品	126,626	151,370
販売品	22,222	12,520
その他の棚卸資産	1,304	1,670
(4) その他の経済事業資産	154,937	143,704
(5) 貸倒引当金	△133	△77
4. 雑資産	491,768	318,582
(1) 雑資産	491,768	318,582
5. 固定資産	8,118,467	8,215,559
(1) 有形固定資産	8,111,064	8,206,569
建物	5,673,765	5,617,664
機械装置	321,491	341,007
土地	5,642,043	5,642,043
建設仮勘定	4,193	76,507
その他の有形固定資産	1,841,512	1,856,471
減価償却累計額	△5,371,940	△5,327,125
(2) 無形固定資産	7,403	8,989
6. 外部出資	17,989,234	17,989,234
(1) 外部出資	17,989,234	17,989,234
系統出資	17,348,714	17,348,714
系統外出資	640,520	640,520
7. 退職給付に係る資産	53,375	—
8. 繰延税金資産	150,677	157,250
資産の部合計	588,968,681	588,516,974

負債および純資産		
科目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
1. 信用事業負債	557,391,732	556,772,059
(1) 貯金	555,935,988	555,639,030
(2) 借入金	600,876	300,438
(3) その他の信用事業負債	836,760	815,131
未払費用	127,601	258,019
その他の負債	709,158	557,112
(4) 睡眠貯金払戻引当金	18,106	17,458
2. 共済事業負債	1,003,875	1,051,900
(1) 共済資金	434,430	457,806
(2) 未經過共済付加収入	564,310	587,449
(3) 共済未払費用	3,830	5,430
(4) その他の共済事業負債	1,303	1,214
3. 経済事業負債	103,989	103,170
(1) 経済事業未払金	66,165	65,129
(2) 経済受託債務	37,824	38,041
4. 雑負債	1,384,555	1,188,193
(1) 未払法人税等	306,473	205,172
(2) 資産除去債務	31,788	30,870
(3) その他の雑負債	1,046,293	952,150
5. 諸引当金	465,989	474,838
(1) 賞与引当金	152,642	147,100
(2) 退職給付に係る負債	—	20,412
(3) 役員退職慰労引当金	96,539	118,514
(4) 特例業務負担引当金	216,807	188,811
6. 再評価に係る繰延税金負債	949,861	974,016
負債の部合計	561,300,004	560,564,178
1. 組合員資本	25,319,305	26,180,770
(1) 出資金	2,685,921	2,644,750
(2) 資本準備金	23,502	23,502
(3) 利益剰余金	22,647,138	23,552,844
利益準備金	4,626,000	4,839,000
その他利益剰余金	18,021,138	18,713,844
信用事業基盤強化積立金	2,550,000	2,600,000
施設整備積立金	775,700	825,700
圧縮積立金	248,009	244,090
特別積立金	7,259,185	7,259,185
当期未処分剰余金	7,188,243	7,784,868
(うち当期剰余金)	1,061,620	958,581
(4) 処分未済持分	△37,228	△40,297
(5) 子会社の保有する親組合出資金	△29	△29
2. 評価・換算差額等	2,349,212	1,771,845
(1) その他有価証券評価差額金	△297,527	△705,158
(2) 土地再評価差額金	2,413,343	2,389,188
(3) 退職給付に係る調整累計額	233,396	87,815
3. 非支配株主持分	159	179
純資産の部合計	27,668,677	27,952,796
負債および純資産の部合計	588,968,681	588,516,974

(6) 連結損益計算書

(単位:千円)

科目	令和5年度	令和6年度
	(令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	(令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
1. 事業総利益	4,829,198	4,663,676
(1) 信用事業収益	4,037,431	4,094,694
資金運用収益	3,746,148	3,805,852
(うち預金利息)	(2,471,474)	(2,575,230)
(うち有価証券利息)	(129,141)	(128,790)
(うち貸出金利息)	(936,209)	(942,960)
(うちその他受入利息)	(209,322)	(158,870)
役務取引等収益	113,995	118,571
その他経常収益	177,287	170,270
(2) 信用事業費用	535,951	767,966
資金調達費用	204,320	459,992
(うち貯金利息)	(198,046)	(454,876)
(うち給付補てん備金繰入)	(2,779)	(2,015)
(うちその他支払利息)	(3,494)	(3,100)
役務取引等費用	26,032	24,320
その他経常費用	305,598	283,654
(うち睡眠貯金払戻引当金繰入)	12,665	1,598
信用事業総利益	3,501,479	3,326,728
(3) 共済事業収益	1,051,923	1,038,472
共済付加収入	996,805	975,146
その他の収益	55,118	63,326
(4) 共済事業費用	17,957	19,310
共済推進費	6,981	8,520
共済保全費	757	977
その他の費用	10,217	9,812
共済事業総利益	1,033,966	1,019,162
(5) 購買事業収益	481,640	504,607
購買品供給高	449,656	475,900
購買手数料	22,053	20,970
その他の収益	9,930	7,737
(6) 購買事業費用	383,064	414,024
購買品供給原価	370,998	402,998
購買品供給費	2,526	2,564
その他の費用	9,539	8,461
購買事業総利益	98,576	90,583
(7) 販売事業収益	100,753	82,418
販売品販売高	53,695	46,327
販売手数料	41,869	32,564
その他の収益	5,189	3,526
(8) 販売事業費用	52,921	41,740
販売品販売原価	41,451	32,129
販売費	10,132	6,244
その他の費用	1,336	3,366
販売事業総利益	47,832	40,678
(9) 直売所事業収益	514,778	564,075
販売品販売高	342,399	387,460
販売手数料	158,050	162,395
その他の収益	14,328	14,219
(10) 直売所事業費用	375,970	422,344
販売品販売原価	229,353	264,797
販売費	129,377	139,111
その他の費用	17,239	18,435
直売所事業総利益	138,808	141,730

科目	令和5年度	令和6年度
	(令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	(令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
(11) 利用事業収益	66,330	65,502
育苗関係	31,059	40,227
農作業受委託	25,393	14,668
農園関係	5,840	5,700
その他の収益	4,037	4,906
(12) 利用事業費用	35,465	39,007
育苗関係	13,912	17,223
農作業受委託	14,809	14,112
農園関係	4,462	4,403
その他の費用	2,280	3,268
利用事業総利益	30,865	26,495
(13) 宅地等供給事業収益	76,323	106,843
仲介手数料	32,575	69,408
管理料	18,000	17,880
請負紹介料	24,324	18,477
その他の収益	1,424	1,075
(14) 宅地等供給事業費用	1,860	1,657
管理費用	1,007	1,071
その他の費用	853	585
宅地等供給事業総利益	74,462	105,186
(15) 指導事業収入	21,231	21,837
指導補助金	2,207	1,971
実費収入	18,729	19,531
その他の収入	294	335
(16) 指導事業支出	118,024	108,726
営農改善費	64,996	65,686
生活改善費	11,903	14,049
教育情報費	28,129	24,476
組織活動費	12,994	4,514
指導事業収支差額	△96,792	△86,888
2. 事業管理費	3,735,340	3,687,439
(1) 人件費	2,623,113	2,467,314
(2) 業務費	460,995	457,151
(3) 諸税負担金	132,352	132,558
(4) 施設費	505,777	616,560
(5) その他事業管理費	13,101	13,854
事業利益	1,093,858	976,236
3. 事業外収益	385,893	346,401
(1) 受取雑利息	120	117
(2) 受取出資配当金	302,725	302,468
(3) 賃貸料	10,678	10,446
(4) 貸倒引当金戻入益	9,627	5,227
(5) その他の事業外収益	62,740	28,140
4. 事業外費用	12,587	7,218
(1) 支払雑利息	5,366	3,871
(2) 寄付金	932	927
(3) 減価償却費	506	533
(4) その他の事業外費用	5,781	1,885
経常利益	1,467,164	1,315,418
5. 特別利益	155,254	108
(1) 固定資産処分益	37	108
(2) 一般補助金	155,217	-
6. 特別損失	198,085	41,398
(1) 固定資産処分損	21,715	41,398
(2) 固定資産圧縮損	155,217	-
(3) 減損損失	21,152	-
税金等調整前当期利益	1,424,333	1,274,128
法人税、住民税および事業税	368,211	266,937
法人税等調整額	△5,507	48,589
法人税等合計	362,704	315,526
当期利益	1,061,629	958,602
非支配株主に帰属する当期利益	8	20
当期剰余金	1,061,620	958,581

(7)連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科目	令和5年度 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	1,424,333	1,274,128
減価償却費	178,636	276,211
減損損失	21,152	—
資産除去債務関係損益(△は益)	28	27
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△9,627	△5,227
睡眠貯金払戻引当金の増減額(△は減少)	4,038	△648
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1,118	△5,542
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	98,186	△180,330
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△53,375	53,375
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	22,025	21,975
特例業務負担引当金の増減額(△は減少)	△25,872	△27,995
信用事業資金運用収益	△3,743,972	△3,802,095
信用事業資金調達費用	204,320	459,992
受取雑利息および受取出資配当金	△302,846	△302,586
支払雑利息	5,366	3,871
有価証券関係損益(△は益)	△2,175	△3,756
固定資産売却関係損益(△は益)	25,608	42,050
その他	△2,880	△2,457
(信用事業活動による資産および負債の増減)		
貸出金の純増減(△は増加)	△330,203	△1,669,579
預金の純増減(△は増加)	3,000,000	1,950,000
貯金の純増減(△は減少)	△2,205,426	△296,957
信用事業借入金の純増減(△は減少)	△400,438	△300,438
その他の信用事業資産の純増減(△は増加)	△3,886	△28,571
その他の信用事業負債の純増減(△は減少)	165,351	△149,253
(共済事業活動による資産および負債の増減)		
共済資金の純増減(△は減少)	14,049	23,376
未経過共済付加収入の純増減(△は減少)	7,363	23,138
共済未払費用の純増減(△は減少)	△400	1,600
その他の共済事業資産の純増減(△は増加)	8,924	△1,791
その他の共済事業負債の純増減(△は減少)	△1,394	△89
(経済事業活動による資産および負債の増減)		
受取手形および経済事業未収金の純増減(△は増加)	△22,694	20,121
経済受託債権の純増減(△は増加)	△782	△1,706
棚卸資産の純増減(△は増加)	45,345	△15,408
支払手形および経済事業未払金の純増減(△は減少)	4,790	△1,036
経済受託債務の純増減(△は減少)	△1,122	217
その他の経済事業資産の純増減(△は増加)	△24,771	11,233
(その他の資産および負債の純増減)		
その他の資産の純増減(△は増加)	△138,468	178,582
その他の負債の純増減(△は減少)	△61,364	△99,411
未払消費税等の純増減(△は減少)	△3,008	298
信用事業資金運用による収入	3,677,138	3,716,847
信用事業資金調達による支出	△238,734	△332,353
小 計	1,332,092	829,809
雑利息および出資配当金の受取額	302,846	302,587
雑利息の支払額	△6,826	△3,940
法人税等の支払額	△394,417	△368,032
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,233,694	760,423

科目	令和5年度 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△100,000	△1,474,623
有価証券の償還による収入	800,124	203,991
補助金の受入による収入	155,217	—
固定資産の取得による支出	△544,702	△386,566
固定資産の処分等による支出	△19,881	△28,787
固定資産の売却による収入	—	—
資産除去債務の履行による支出	△226	△946
投資活動によるキャッシュ・フロー	290,532	△1,686,931
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の払戻しによる支出	△31,371	△31,541
持分の取得による支出	△16,999	△23,298
持分の譲渡による収入	9,138	12,698
出資配当金の支払額	△53,853	△52,876
財務活動によるキャッシュ・フロー	△93,086	△95,017
4. 現金および現金同等物の増減額(△は減少)	1,431,139	△1,021,731
5. 現金および現金同等物の期首残高	3,648,734	5,079,873
6. 現金および現金同等物の期末残高	5,079,873	4,058,142

(8)連結注記表

令和 5 年度	令和 6 年度																																																
I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社 1 社 (株)JA ファームいずみの 2. 持分法の適用に関する注記 持分法適用の関連法人はありません。 3. 連結される子会社および子法人等の連結事業年度に関する事項 連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。 4. のれんの償却方法および償却期間 のれんの残高はありませんので、適用していません。 5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基つて作成しています。 6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲 (1)連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうちの当座預金、普通預金となっています。 (2)現金および現金同等物期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 <table><tr><td>令和 5 年 3 月 31 日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>現金・預金勘定</td><td>442,098,734</td><td>千円</td></tr><tr><td>当座預金、普通預金以外の預金</td><td><u>△438,450,000</u></td><td>千円</td></tr><tr><td>現金および現金同等物</td><td><u>3,648,734</u></td><td>千円</td></tr></table> <table><tr><td>令和 6 年 3 月 31 日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>現金・預金勘定</td><td>440,529,873</td><td>千円</td></tr><tr><td>当座預金、普通預金以外の預金</td><td><u>△435,450,000</u></td><td>千円</td></tr><tr><td>現金および現金同等物</td><td><u>5,079,873</u></td><td>千円</td></tr></table> II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法 (1)満期保有目的の債券:償却原価法(定額法) (2)その他有価証券 ①時価のあるもの:時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ②市場価格のない株式等:移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法 (1)購買品・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (2)販売品・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) 3. 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。 (2)無形固定資産 定額法を採用しています。なお、当連結グループ利用ソフトウェアについては、当連結グループにおける利用可能期間(5 年)に基づく定額法により償却しています。 4. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当規程により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額または今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間または 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基	令和 5 年 3 月 31 日			現金・預金勘定	442,098,734	千円	当座預金、普通預金以外の預金	<u>△438,450,000</u>	千円	現金および現金同等物	<u>3,648,734</u>	千円	令和 6 年 3 月 31 日			現金・預金勘定	440,529,873	千円	当座預金、普通預金以外の預金	<u>△435,450,000</u>	千円	現金および現金同等物	<u>5,079,873</u>	千円	I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社 1 社 (株)JA ファームいずみの 2. 持分法の適用に関する注記 持分法適用の関連法人はありません。 3. 連結される子会社および子法人等の連結事業年度に関する事項 連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。 4. のれんの償却方法および償却期間 のれんの残高はありませんので、適用していません。 5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基つて作成しています。 6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲 (1)連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうちの当座預金、普通預金となっています。 (2)現金および現金同等物期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 <table><tr><td>令和 6 年 3 月 31 日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>現金・預金勘定</td><td>440,529,873</td><td>千円</td></tr><tr><td>当座預金、普通預金以外の預金</td><td><u>△435,450,000</u></td><td>千円</td></tr><tr><td>現金および現金同等物</td><td><u>5,079,873</u></td><td>千円</td></tr></table> <table><tr><td>令和 7 年 3 月 31 日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>現金・預金勘定</td><td>437,558,142</td><td>千円</td></tr><tr><td>当座預金、普通預金以外の預金</td><td><u>△433,000,000</u></td><td>千円</td></tr><tr><td>現金および現金同等物</td><td><u>4,558,142</u></td><td>千円</td></tr></table> II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法 (1)満期保有目的の債券:償却原価法(定額法) (2)その他有価証券 ①時価のあるもの:時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ②市場価格のない株式等:移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法 (1)購買品・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (2)販売品・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) 3. 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。 (2)無形固定資産 定額法を採用しています。なお、当連結グループ利用ソフトウェアについては、当連結グループにおける利用可能期間(5 年)に基づく定額法により償却しています。 4. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額または今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間または 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基	令和 6 年 3 月 31 日			現金・預金勘定	440,529,873	千円	当座預金、普通預金以外の預金	<u>△435,450,000</u>	千円	現金および現金同等物	<u>5,079,873</u>	千円	令和 7 年 3 月 31 日			現金・預金勘定	437,558,142	千円	当座預金、普通預金以外の預金	<u>△433,000,000</u>	千円	現金および現金同等物	<u>4,558,142</u>	千円
令和 5 年 3 月 31 日																																																	
現金・預金勘定	442,098,734	千円																																															
当座預金、普通預金以外の預金	<u>△438,450,000</u>	千円																																															
現金および現金同等物	<u>3,648,734</u>	千円																																															
令和 6 年 3 月 31 日																																																	
現金・預金勘定	440,529,873	千円																																															
当座預金、普通預金以外の預金	<u>△435,450,000</u>	千円																																															
現金および現金同等物	<u>5,079,873</u>	千円																																															
令和 6 年 3 月 31 日																																																	
現金・預金勘定	440,529,873	千円																																															
当座預金、普通預金以外の預金	<u>△435,450,000</u>	千円																																															
現金および現金同等物	<u>5,079,873</u>	千円																																															
令和 7 年 3 月 31 日																																																	
現金・預金勘定	437,558,142	千円																																															
当座預金、普通預金以外の預金	<u>△433,000,000</u>	千円																																															
現金および現金同等物	<u>4,558,142</u>	千円																																															

令和 5 年度	令和 6 年度
づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付に係る負債 職員の退職給付に備えるため、当連結事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。 ②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異については、各連結事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日連結事業年度から費用処理することとしています。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 (5) 特例業務負担引当金 農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。 (6) 睡眠貯金払戻引当金 利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。 5. 収益および費用の計上基準 当連結グループの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 ①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当連結グループは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ②販売事業・直売所事業 組合員等が生産した農産物等を当連結グループが集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当連結グループは業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ③利用事業・宅地等供給事業・指導事業 当連結グループは利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡すまたは役務(サービス)を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡しまたは役務の提供が完了する(サービスの提供)時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 なお、指導事業のうち貸手として行うファイナンス・リース取引については、指導事業収入を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっています。 6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。 7. 連結計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 8. その他連結計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 当連結グループが代理人として関与する取引の連結損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当連結グループが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当連結グループが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。 Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当連結事業年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産(純額) 150,677 千円	づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付に係る負債 職員の退職給付に備えるため、当連結事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。 ②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異については、各連結事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日連結事業年度から費用処理することとしています。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 (5) 特例業務負担引当金 農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。 (6) 睡眠貯金払戻引当金 利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。 5. 収益および費用の計上基準 当連結グループの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 ①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当連結グループは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ②販売事業・直売所事業 組合員等が生産した農産物等を当連結グループが集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当連結グループは業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ③利用事業・宅地等供給事業・指導事業 当連結グループは利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡すまたは役務(サービス)を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡しまたは役務の提供が完了する(サービスの提供)時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 なお、指導事業のうち貸手として行うファイナンス・リース取引については、指導事業収入を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっています。 6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。 7. 連結計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 8. その他連結計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 当連結グループが代理人として関与する取引の連結損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当連結グループが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当連結グループが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。 Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当連結事業年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産(純額) 157,250 千円

令和 5 年度	令和 6 年度
(繰延税金負債と相殺前の金額は 263,741 千円です)	(繰延税金負債と相殺前の金額は 256,283 千円です)
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積りについては、令和 6 年 3 月に作成した早期警戒制度にかかる 5 か年収支シミュレーションを基礎として、当連結グループが将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および当連結グループの経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌連結事業年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌連結事業年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。	(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積りについては、令和 7 年 3 月に作成した早期警戒制度にかかる 5 か年収支シミュレーションを基礎として、当連結グループが将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および当連結グループの経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌連結事業年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌連結事業年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
2. 固定資産の減損 (1) 当連結事業年度の連結計算書類に計上した金額 減損損失 21,152 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 6 年 3 月に作成した早期警戒制度にかかる 5 か年収支シミュレーションを基礎として算出しており、将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境および当連結グループの経営状況の影響を受け、翌連結事業年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。	2. 貸倒引当金 (1) 当連結事業年度の連結計算書類に計上した金額 貸倒引当金 64,636 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ①算定方法 「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。 ②主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ③翌連結事業年度に係る連結計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結事業年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
3. 貸倒引当金 (1) 当連結事業年度の連結計算書類に計上した金額 貸倒引当金 69,863 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ①算定方法 「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。 ②主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ③翌連結事業年度に係る連結計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結事業年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	2. 貸倒引当金 (1) 当連結事業年度の連結計算書類に計上した金額 貸倒引当金 64,636 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ①算定方法 「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。 ②主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ③翌連結事業年度に係る連結計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結事業年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
IV. 連結貸借対照表に関する注記 1. 資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 286,508 千円であり、その内訳は、次のとおりです。 建物 173,732 千円 機械装置 70,165 千円 その他の有形固定資産 42,610 千円 2. 担保に供している資産 為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金 5,000,000 千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務 理事、監事に対する金銭債権の総額 221,490 千円 理事、監事に対する金銭債務はありません。 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額 債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は 146,072 千円、危険債権額は 474,460 千円です。 なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の	IV. 連結貸借対照表に関する注記 1. 資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 286,508 千円であり、その内訳は、次のとおりです。 建物 173,732 千円 機械装置 70,165 千円 その他の有形固定資産 42,610 千円 2. 担保に供している資産 為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金 5,000,000 千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務 理事、監事に対する金銭債権の総額 197,290 千円 理事、監事に対する金銭債務はありません。 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額 債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は 163,083 千円、危険債権額は 434,408 千円です。 なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の

令和 5 年度

受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。
債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありませ
なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の合計額は 620,532 千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価
「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
●再評価を行った年月日
旧JAきしわだ地区、旧JA泉北西部地区 平成 11 年 3 月 31 日
旧JA大阪和泉地区 平成 12 年 3 月 31 日
●再評価を行った土地の当連結事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 2,231,755 千円
●同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
旧JAきしわだ地区については、土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める、当該事業用土地について地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出しました。
また、旧JA泉北西部地区、旧JA大阪和泉地区については、土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

6. 当座貸越契約
当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、1,247,173 千円です。
なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当連結グループの将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当連結グループが実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

V. 連結損益計算書に関する注記
1. 減損損失に関する注記
(1) 資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要
事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店およびいずみのライセンサー等農業関連施設については、複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としています。
当連結事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
営農総合センター	営農施設	建物、その他の有形固定資産	事業用資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯
事業用資産については、キャッシュ・フローが継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。
(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
営農総合センター21,152 千円(建物 749 千円 その他の有形固定資産 20,403 千円)
(4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は正味売却価額を使用しています。なお、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等を基礎として算定しています。

令和 6 年度

受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。
債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありませ
なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は 597,491 千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価
「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
●再評価を行った年月日
旧JAきしわだ地区、旧JA泉北西部地区 平成 11 年 3 月 31 日
旧JA大阪和泉地区 平成 12 年 3 月 31 日
●再評価を行った土地の当連結事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 2,221,998 千円
●同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
旧JAきしわだ地区については、土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める、当該事業用土地について地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出しました。
また、旧JA泉北西部地区、旧JA大阪和泉地区については、土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

6. 当座貸越契約
当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、1,119,197 千円です。
なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当連結グループの将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当連結グループが実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

令和 5 年度	令和 6 年度
VI. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当連結グループは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、社債や国債など債券等の有価証券による運用を行っています。 (2) 金融商品の内容およびそのリスク 当連結グループが保有する金融資産は、主として当連結グループ管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 当連結事業年度末における貸出金のうち、10.79%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。 また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当連結グループは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当連結グループでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当連結グループの保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針および ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当連結グループで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当連結グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。 当連結グループでは、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が 0.21%下落したものと想定した場合には、経済価値が175,971 千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 ③資金調達に係る流動性リスクの管理 当連結グループでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 2. 金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等 当連結事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。	V. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当連結グループは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、社債や国債など債券等の有価証券による運用を行っています。 (2) 金融商品の内容およびそのリスク 当連結グループが保有する金融資産は、主として当連結グループ管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 当連結事業年度末における貸出金のうち、9.11%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。 また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当連結グループは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当連結グループでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当連結グループの保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針および ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当連結グループで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当連結グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。 当連結グループでは、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が 0.16%下落したものと想定した場合には、経済価値が151,536 千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 ③資金調達に係る流動性リスクの管理 当連結グループでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 2. 金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等 当連結事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

令和 5 年度

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	438,633,683	438,390,982	△242,700
有価証券			
満期保有目的の債券	11,175,848	10,206,070	△969,778
その他有価証券	5,786,940	5,786,940	—
貸出金	101,551,397		
貸倒引当金(＊)	△69,730		
貸倒引当金控除後	101,481,666	100,668,814	△812,852
資産計	557,078,138	555,052,807	△2,025,331
貯金	555,935,988	555,659,560	△276,428
負債計	555,935,988	555,659,560	△276,428

(＊)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額
外部出資	17,989,234

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	438,633,683	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	200,000	200,000	200,000	800,000	300,000	9,500,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	200,000	100,000	100,000	—	5,700,000
貸出金(＊1,2)	6,528,016	5,372,533	5,007,047	4,780,802	4,481,512	75,271,674
合計	445,361,699	5,772,533	5,307,047	5,680,802	4,781,512	90,471,674

(＊1)貸出金のうち、当座貸越 587,253 千円については「1 年以内」に含めています。

(＊2)貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 109,809 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(＊)	526,041,319	15,014,545	14,038,930	424,483	197,470	219,238
合計	526,041,319	15,014,545	14,038,930	424,483	197,470	219,238

令和 6 年度

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	435,690,153	434,729,398	△960,755
有価証券			
満期保有目的の債券	12,166,444	10,483,770	△1,682,674
その他有価証券	5,663,100	5,663,100	—
貸出金	103,220,976		
貸倒引当金(＊)	△64,558		
貸倒引当金控除後	103,156,417	102,200,591	△955,826
資産計	556,676,116	553,076,859	△3,599,256
貯金	555,639,030	554,465,765	△1,173,265
負債計	555,639,030	554,465,765	△1,173,265

(＊)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債等については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額
外部出資	17,989,234

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	435,690,153	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	200,000	200,000	1,000,000	300,000	500,000	10,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	200,000	100,000	100,000	—	300,000	5,700,000
貸出金(＊1,2)	6,356,918	5,113,068	4,975,101	4,686,123	4,431,270	77,539,004
合計	442,447,072	5,413,068	6,075,101	4,986,123	5,231,270	93,239,004

(＊1)貸出金のうち、当座貸越 541,477 千円については「1 年以内」に含めています。

(＊2)貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 119,489 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(＊)	517,830,248	11,126,120	25,376,888	291,504	740,079	274,189
合計	517,830,248	11,126,120	25,376,888	291,504	740,079	274,189

令和 5 年度

(*)貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

Ⅶ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類		連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	399,928	411,560	11,631
	社債	699,989	727,380	27,390
	小計	1,099,917	1,138,940	39,022
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,881,983	3,398,770	△483,213
	地方債	1,500,000	1,292,880	△207,120
	社債	4,693,947	4,375,480	△318,467
小計	10,075,930	9,067,130	△1,008,800	
合 計		11,175,848	10,206,070	△969,778

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類		連結貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差額(*)
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国債	841,280	798,111	43,168
	地方債	835,360	802,956	32,403
	政府保証債	315,150	299,797	15,352
	社債	205,940	200,671	5,268
	小計	2,197,730	2,101,537	96,192
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国債	1,391,430	1,485,290	△93,860
	政府保証債	96,480	100,000	△3,520
	社債	2,101,300	2,397,639	△296,339
	小計	3,589,210	3,982,929	△393,719
合 計		5,786,940	6,084,467	△297,527

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

親組合の職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度およびりそな銀行、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

なお、連結子会社においては社員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しており、中小企業退職金共済に加入しています。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

期首における退職給付債務	3,159,928
勤務費用	167,937
利息費用	28,097
数理計算上の差異の発生額	△214,577
退職給付の支払額	△130,248
期末における退職給付債務	3,011,138

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

期首における年金資産	2,814,717
期待運用収益	52,568
数理計算上の差異の発生額	194,728
事業主からの特定退職金共済制度への拠出額	18,070
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	114,478
退職給付の支払額	△130,049
期末における年金資産	3,064,514

③退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産の調整表

(単位:千円)

退職給付債務	3,011,138
--------	-----------

令和 6 年度

(*)貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

Ⅶ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類		連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	299,953	302,570	2,616
	社債	699,975	706,190	6,214
	小計	999,928	1,008,760	8,831
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	4,571,704	3,756,850	△814,854
	地方債	1,500,000	1,159,030	△340,970
	社債	5,094,811	4,559,130	△535,681
小計	11,166,516	9,475,010	△1,691,506	
合 計		12,166,444	10,483,770	△1,682,674

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類		連結貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国債	102,490	99,007	3,482
	地方債	408,550	402,047	6,502
	社債	101,180	100,447	732
	小計	612,220	601,502	10,717
	連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国債	2,232,910	2,469,226
地方債		386,670	399,904	△13,234
政府保証債		383,880	399,815	△15,935
社債		2,047,420	2,497,809	△450,389
小計	5,050,880	5,766,755	△715,875	
合 計		5,663,100	6,368,258	△705,158

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

親組合の職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度およびりそな銀行、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

なお、連結子会社においては社員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しており、中小企業退職金共済に加入しています。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

期首における退職給付債務	3,011,138
勤務費用	153,050
利息費用	26,595
数理計算上の差異の発生額	16,955
退職給付の支払額	△316,938
期末における退職給付債務	2,890,801

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

期首における年金資産	3,064,514
期待運用収益	57,615
数理計算上の差異の発生額	△105,981
事業主からの特定退職金共済制度への拠出額	17,975
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	136,044
退職給付の支払額	△299,778
期末における年金資産	2,870,389

③退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位:千円)

退職給付債務	2,890,801
--------	-----------

令和 5 年度		令和 6 年度	
特定退職金共済制度	△293,959	特定退職金共済制度	△273,060
確定給付企業年金制度	△2,770,554	確定給付企業年金制度	△2,597,329
未積立退職給付債務	△53,375	未積立退職給付債務	20,412
連結貸借対照表計上額純額	△53,375	連結貸借対照表計上額純額	20,412
退職給付に係る資産	△53,375	退職給付に係る負債	20,412
④退職給付費用およびその内訳項目の金額		④退職給付費用およびその内訳項目の金額	
	(単位:千円)		(単位:千円)
勤務費用	167,937	勤務費用	153,050
利息費用	28,097	利息費用	26,595
期待運用収益	△52,568	期待運用収益	△57,615
数理計算上の差異の費用処理額	38,283	数理計算上の差異の費用処理額	△73,613
過去勤務費用の費用処理額	△4,192	過去勤務費用の費用処理額	△4,192
合計	177,558	合計	44,224
⑤退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳(税効果控除前)		⑤退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳(税効果控除前)	
	(単位:千円)		(単位:千円)
未認識数理計算上の差異	△294,454	未認識数理計算上の差異	△97,903
未認識過去勤務費用	△29,348	未認識過去勤務費用	△25,155
合計	△323,802	合計	△123,059
⑥年金資産の主な内訳		⑥年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。		年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
債 券	20.4%	債 券	20.9%
一般勘定	13.2%	一般勘定	13.4%
株 式	8.6%	株 式	7.5%
年金保険投資	2.6%	年金保険投資	2.3%
現金および預金	2.5%	現金および預金	2.8%
その他	52.4%	その他	52.8%
合計	100%	合計	100%
⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載		⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。		年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。	
⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項		⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
割引率	0.96%	割引率	0.96%
長期期待運用収益率	1.86%	長期期待運用収益率	1.88%
(3)確定拠出制度		(3)確定拠出制度	
連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は 524 千円でした。		連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は 594 千円でした。	
2. 特例業務負担金の将来見込額		2. 特例業務負担金の将来見込額	
人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 27,179 千円を含めて計上していますが、連結損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額 27,179 千円と相殺して表示しています。		人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 27,143 千円を含めて計上していますが、連結損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額 27,143 千円と相殺して表示しています。	
なお、当連結グループが翌連結事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。		なお、当連結グループが翌連結事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。	
Ⅸ. 税効果会計に関する注記		Ⅷ. 税効果会計に関する注記	
1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳		1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳	
	(単位:千円)		(単位:千円)
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
賞与引当金	42,403	賞与引当金	40,884
役員退職慰労引当金	26,953	退職給付に係る負債	5,763
特例業務負担引当金	60,532	役員退職慰労引当金	33,800
減価償却超過額	31,537	特例業務負担引当金	53,865
未払事業税	23,427	減価償却超過額	38,521
減損損失	189,208	未払事業税	16,966
その他の有価証券評価差額金	83,069	減損損失	185,408
その他	31,955	その他の有価証券評価差額金	201,886
繰延税金資産小計	489,088	その他	26,513
評価性引当額	△225,347	繰延税金資産小計	603,610
繰延税金資産合計(A)	263,741	評価性引当額	△347,326
		繰延税金資産合計(A)	256,283
(繰延税金負債)		(繰延税金負債)	
資産除去費用の資産計上額	△34	資産除去費用の資産計上額	△6
退職給付に係る資産	△14,902	固定資産圧縮積立金	△95,356
固定資産圧縮積立金	△94,547	外部出資	△3,670
外部出資	△3,579	繰延税金負債合計(B)	△99,033
繰延税金負債合計(B)	△113,063	繰延税金資産の純額(A+B)	157,250

令和 5 年度		令和 6 年度					
繰延税金資産の純額(A+B)		150,677					
(再評価繰延税金資産)		(再評価繰延税金資産)					
土地再評価差損	10,854	土地再評価差損	11,130				
再評価繰延税金資産小計	10,854	再評価繰延税金資産小計	11,130				
評価性引当額	△10,854	評価性引当額	△11,130				
再評価繰延税金資産合計(A)	—	再評価繰延税金資産合計(A)	—				
(再評価繰延税金負債)		(再評価繰延税金負債)					
土地再評価差益	△949,861	土地再評価差益	△974,016				
再評価繰延税金負債合計(B)	△949,861	再評価繰延税金負債合計(B)	△974,016				
再評価繰延税金負債の純額(A+B)	△949,861	再評価繰延税金負債の純額(A+B)	△974,016				
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因		2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因					
法定実効税率	27.92%	法定実効税率	27.92%				
(調整)		(調整)					
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.13%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.13%				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.97%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.31%				
住民税均等割等	0.45%	住民税均等割等	0.51%				
その他	△0.07%	その他	△0.49%				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.46%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.76%				
X. 収益認識に関する注記		IX. 収益認識に関する注記					
「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。		「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。					
XI. その他の注記		X. その他の注記					
1. 資産除去債務に関する注記		1. 資産除去債務に関する注記					
(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの		(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの					
①当該資産除去債務の概要		①当該資産除去債務の概要					
当連結グループは、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。また、店外ATMブースについて、定期建物賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。		当連結グループは、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。また、店外ATMブースについて、定期建物賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。					
②当該資産除去債務の金額の算定方法		②当該資産除去債務の金額の算定方法					
使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間(主に4年)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り(主に0.426%)を採用しています。		使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間(主に4年)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り(主に0.426%)を採用しています。					
③当連結事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減		③当連結事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減					
当連結事業年度の期首残高	31,986 千円	当連結事業年度の期首残高	31,788 千円				
時の経過による調整額	28 千円	時の経過による調整額	27 千円				
資産除去債務の履行による減少額	226 千円	資産除去債務の履行による減少額	946 千円				
当連結事業年度の期末残高	31,788 千円	当連結事業年度の期末残高	30,870 千円				
(2) 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務		(2) 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務					
該当事項はありません。		該当事項はありません。					
2. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記		2. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記					
(1) リース債権の決算日後の回収予定額		(1) リース債権の決算日後の回収予定額					
(単位:千円)		(単位:千円)					
	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	合計
リース債権	11,233	11,233	11,233	11,233	11,233	98,015	154,182
(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準		(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準					
「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。		「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。					

(9)連結剰余金計算書

(単位:千円)

項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
(資 本 剰 余 金 の 部)		
1. 資 本 剰 余 金 期 首 残 高	23,502	23,502
2. 資 本 剰 余 金 増 加 高	—	—
3. 資 本 剰 余 金 減 少 高	—	—
4. 資 本 剰 余 金 期 末 残 高	23,502	23,502
(利 益 剰 余 金 の 部)		
1. 利 益 剰 余 金 期 首 残 高	21,639,372	22,647,138
2. 利 益 剰 余 金 増 加 高	1,061,620	958,581
当 期 剰 余 金	1,061,620	958,581
3. 利 益 剰 余 金 減 少 高	53,853	52,876
配 当 金	53,853	52,876
4. 利 益 剰 余 金 期 末 残 高	22,647,138	23,552,844

(10)農協法および金融再生法に基づく開示債権の状況

(単位:千円)

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
破 産 更 生 債 権 お よ び こ れ ら に 準 ず る 債 権 額 (A)	146,072	163,083	17,011
危 険 債 権 額 (B)	474,460	434,408	△40,052
要 管 理 債 権 額 (C=D+E)	—	—	—
う ち 三 月 以 上 延 滞 債 権 額 (D)	—	—	—
う ち 貸 出 条 件 緩 和 債 権 額 (E)	—	—	—
合 計 (F=A+B+D+E)	620,532	597,491	△23,040
う ち 担 保 保 証 付 債 権 額 (G)	536,890	524,778	△12,111
担 保 保 証 付 控 除 後 債 権 額 (H=F-G)	83,642	72,713	△10,929
個 別 貸 倒 引 当 金 勘 定 残 高 (I)	68,114	64,515	△3,599
差 引 額 (J=H-I)	15,528	8,198	△7,330
正 常 債 権 額 (K)	101,002,899	102,678,187	1,675,288

- (注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていませんが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができていない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(注1、注2および注4に掲げるものを除く。)をいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、上記に掲げる債権以外の債権をいいます。
7. 担保保証付債権額
農協法に基づく開示債権額のうち、貯金・定期積金、有価証券(上場公社債、上場株式)および確実な不動産担保付の債権残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額をいいます。
8. 担保保証付控除後債権額
農協法に基づく開示債権額合計額から、担保保証付債権額を控除した債権残高をいいます。

(11)連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:千円)

区 分	項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
信 用 事 業	事 業 収 益	4,037,431	4,094,694
	経 常 利 益	1,678,906	1,468,734
	資 産 の 額	581,955,842	581,649,506
共 済 事 業	事 業 収 益	1,051,923	1,038,472
	経 常 利 益	387,672	428,425
	資 産 の 額	3,296,792	3,290,058
農 業 関 連 事 業	事 業 収 益	1,085,704	1,107,352
	経 常 利 益	△289,486	△320,346
	資 産 の 額	2,738,477	2,806,745
そ の 他 事 業	事 業 収 益	175,355	237,934
	経 常 利 益	△309,928	△261,395
	資 産 の 額	924,194	770,665
計	事 業 収 益	6,350,413	6,478,452
	経 常 利 益	1,467,164	1,315,415
	資 産 の 額	588,915,305	588,516,974

2. 連結自己資本の充実の状況等

定性的な開示事項

(1) 連結自己資本比率の状況

● 連結自己資本比率の状況

令和7年3月末における連結自己資本比率は、15.69%となりました。

● 経営の健全性の確保と自己資本の充実

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	いずみの農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,644百万円(前年度2,685百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(2) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法および手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P15・P64)をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートジャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポートジャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(3) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用および管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針および手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P65)をご参照ください。

**(4) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および
手続の概要**

該当するものではありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当するものではありません。

(6) CVAリスクに関する事項

該当するものではありません。

(7) マーケット・リスクに関する事項

該当するものではありません。

(8) オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理およびその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P65～P66)をご参照ください。

(9) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理およびその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P66)をご参照ください。

(10) 金利リスクに関する事項

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(P66～P67)をご参照ください。

定量的な開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資または非累積永久優先出資に係る組合員資本の額	25,266,428	26,128,826
うち、出資金および資本剰余金の額	2,709,394	2,668,223
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	22,647,138	23,552,844
うち、外部流出予定額 (△)	52,876	51,943
うち、上記以外に該当するものの額	△37,228	△40,297
コア資本に算入される評価・換算差額等	233,396	87,815
うち、退職給付に係るものの額	233,396	87,815
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,617	43
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	1,617	43
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	25,501,442	26,216,686
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5,336	6,479
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5,336	6,479
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	38,473	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る 10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る 15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	43,809	6,479
自己資本		
自己資本の額((イ)―(ロ)) (ハ)	25,457,633	26,210,206
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	164,906,871	160,794,089
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		-
うち経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	9,198,766	6,225,903
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	174,105,637	167,019,992
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))×100	14.62%	15.69%

(注)1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当連結グループでは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:千円)

信用リスク・アセット		令和5年度	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信	現金		1,896,190	—	—
	わが国の中央政府および中央銀行向け		6,170,972	—	—
	外国の中央政府および中央銀行向け		—	—	—
	国際決済銀行等向け		—	—	—
	わが国の地方公共団体向け		3,794,414	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
	国際開発銀行向け		—	—	—
	地方公共団体金融機構向け		499,914	49,991	1,999
	わが国の政府関係機関向け		1,202,852	80,179	3,207
	地方三公社向け		—	—	—
	金融機関および第一種金融商品取引業者向け		450,120,016	90,024,003	3,600,960
	法人等向け		8,307,439	4,160,047	166,401
	中小企業等向けおよび個人向け		29,626,608	11,293,660	451,746
	抵当権付住宅ローン		1,364,104	466,274	18,650
	不動産取得等事業向け		1,390,891	1,350,682	54,027
	三月以上延滞等		64,772	66,569	2,662
	取立未済手形		85,990	17,198	687
	信用保証協会等保証付		55,584,770	5,535,839	221,433
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
	共済約款貸付		—	—	—
	出資等		690,220	690,220	27,608
	うち出資等のエクスポージャー		690,220	690,220	27,608
	うち重要な出資のエクスポージャー		—	—	—
	上記以外		25,080,352	51,172,206	2,046,888
	うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー		—	—	—
	うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー		17,299,014	43,247,537	1,729,901
	うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー		118,098	295,245	11,809
	うち総株主等の議決権の10/100を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー		—	—	—
	うち総株主等の議決権の10/100を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー		—	—	—
	うち上記以外のエクスポージャー		7,663,239	7,629,423	305,176
	証券化		—	—	—
	うちSTC要件適用分		—	—	—
	うち非STC適用分		—	—	—
	再証券化		—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
	うちルックスルー方式		—	—	—
	うちマンドート方式		—	—	—
	うち蓋然性方式250%		—	—	—
	うち蓋然性方式400%		—	—	—
	うちフォールバック方式		—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)		—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計		585,879,508	164,906,871	6,596,274
	CVAリスク相当額÷8%		—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)		585,879,508	164,906,871	6,596,274
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額a		所要自己資本額b=a×4%
			9,198,766		367,950
所要自己資本額計			リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額b=a×4%
			174,105,637		6,964,225

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産(オフ・バランスを含む。)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品業向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれています。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- (オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))
- 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷8%

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:千円)

信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		1,867,998	—	—
わが国の中央政府および中央銀行向け		7,147,541	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
わが国の地方公共団体向け		5,683,167	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		499,935	49,993	1,999
わが国の政府関係機関向け		1,202,591	80,153	3,206
地方三公社向け		5,240	1,048	41
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け		447,278,145	89,856,579	3,594,263
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）		—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		7,127,544	2,958,225	118,329
（うち特定貸付債権向け）		—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け		5,987,768	1,953,078	78,123
（うちトランザクター向け）		5,560	2,502	100
不動産関連向け		27,322,331	9,747,294	389,891
（うち自己居住用不動産等向け）		22,801,043	6,643,949	265,757
（うち賃貸用不動産向け）		3,407,164	1,990,841	79,633
（うち事業用不動産関連向け）		1,114,122	1,112,503	44,500
（うちその他不動産関連向け）		—	—	—
（うちADC向け）		—	—	—
劣後債券およびその他資本性証券等		—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）		446,883	545,127	21,805
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		65,561	32,780	1,311
取立未済手形		66,430	13,286	531
信用保証協会等による保証付		57,358,713	5,712,010	228,480
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
出資等		690,220	690,220	27,608
共済約款貸付		—	—	—
上記以外		23,099,339	49,154,291	1,966,171
（うち重要な出資のエクスポージャー）		—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		17,299,014	43,247,537	1,729,901
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		70,953	177,383	7,095
（うち総株主等の議決権の10/100を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）		—	—	—
（うち総株主等の議決権の10/100を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）		—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）		5,729,370	5,729,370	229,174
証券化		—	—	—
（うちSTC要件適用分）		—	—	—
（うち非STC要件適用分）		—	—	—
（うち不良債券証券化適用分）		—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）		—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
（うちルックスルー方式）		—	—	—
（うちマンドート方式）		—	—	—
（うち蓋然性方式250%）		—	—	—
（うち蓋然性方式400%）		—	—	—
（うちフォールバック方式）		—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)		—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計		585,849,404	160,794,089	6,431,763
CVAリスク相当額÷8%（簡便法）		—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）		585,849,404	160,794,089	6,431,763
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額（簡便方式または標準的方式）	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a			所要自己資本額 b=a×4%
				—
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額（標準的計測手法）	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a			所要自己資本額 b=a×4%
		6,225,903	249,036	
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 a			所要自己資本額 b=a×4%
		167,019,992	6,680,799	

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:千円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,225,903
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	249,036
BI	4,150,602
BIC	498,072

- (注)1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計手法により算出しており、算出に使用するILMIは告知第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(3)信用リスクに関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャーおよび三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

項 目		令 和 5 年 度				令 和 6 年 度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞 エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞 エクスポージャー
		うち貸出金等	う ち 債 券			うち貸出金等	う ち 債 券		
法 人	農 業	56,480	56,480	—	—	56,931	56,931	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	7,711	7,711	—	—	6,774	6,774	—	—
	製 造 業	1,979,358	76,516	1,902,842	—	2,149,093	45,981	2,103,112	17,636
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	2,507,457	1,405,514	1,101,943	—	2,496,141	1,093,751	1,402,389	—
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1,096,626	—	1,096,626	—	1,096,962	—	1,096,962	—
	運 輸 ・ 通 信 業	1,737,627	28,329	1,702,448	—	1,746,421	36,964	1,702,606	—
	金 融 ・ 保 険 業	469,539,943	9,018,918	1,401,252	—	466,678,271	9,018,799	1,401,010	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	1,055,914	5,886	1,000,328	—	953,909	3,758	900,451	—
人	日 本 国 政 府 ・ 地 方 公 共 団 体	9,965,386	1,086,321	8,879,064	—	12,830,709	3,076,139	9,754,570	—
	上 記 以 外	247,666	47,422	200,244	—	460,151	259,909	200,242	—
	個 人	89,900,296	89,900,296	—	64,772	89,705,646	89,705,646	—	494,809
	そ の 他	7,785,036	—	—	—	7,668,389	—	—	—
	業 種 別 残 高 計	585,879,508	101,633,398	17,284,750	64,772	585,849,404	103,304,657	18,561,345	512,445
	1 年 以 下	435,196,827	895,762	200,106		439,640,661	980,708	400,607	
	1 年 超 3 年 以 下	2,008,784	1,307,681	701,103		2,590,807	1,188,705	1,402,102	
	3 年 超 5 年 以 下	3,663,790	2,461,951	1,201,838		3,537,133	2,436,051	1,101,081	
	5 年 超 7 年 以 下	4,948,997	3,245,748	1,703,248		4,802,875	3,099,841	1,703,034	
	7 年 超 1 0 年 以 下	7,573,615	6,572,145	1,001,470		8,448,063	6,152,798	2,295,265	
	1 0 年 超	98,965,774	86,488,790	12,476,983		100,027,144	88,367,889	11,659,254	
	期限の定めのないもの	33,521,720	661,317	—		26,802,717	1,078,662	—	
	残 存 期 間 別 残 高 計	585,879,508	101,633,398	17,284,750		585,849,404	103,304,657	18,561,345	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

6. 当連結グループは、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:千円)

項 目		令 和 5 年 度				令 和 6 年 度			
		期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額	
				目 的 使 用	そ の 他			目 的 使 用	そ の 他
一 般 貸 倒 引 当 金		1,742	1,617	—	1,742	1,617	43	—	1,617
個 別 貸 倒 引 当 金		77,749	68,246	—	77,749	68,246	64,592	—	68,246
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—
人	日 本 国 政 府 ・ 地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	77,749	68,246	—	77,749	68,246	64,592	—	68,246
合 計		79,491	69,863	—	79,491	69,863	64,636	—	69,863

(注) 当連結グループは、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

③貸出金償却の額

該当するものではありません。

④信用リスク・アセット残高内訳表

(単位:千円)

項目	令和6年度						
	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F=(E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	1,867,988	－	1,867,988	－	0	0
わが国の中央政府および中央銀行向け	0	7,147,541	－	7,147,541	－	0	0
外国の中央政府および中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
わが国の地方公共団体向け	0	5,683,167	－	5,683,167	－	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	499,935	－	499,935	－	49,993	10
わが国の政府関係機関向け	10～20	1,202,591	－	1,202,591	－	80,153	7
地方三公社向け	20	5,240	－	5,240	－	1,048	20
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	20～150	447,278,145	－	447,278,145	－	89,856,579	20
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	7,127,544	－	7,119,897	－	2,958,225	42
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45～100	5,966,791	209,767	3,664,799	20,976	1,953,078	53
（うちトラランザクター向け）	45	－	55,600	－	5,560	2,502	45
不動産関連向け	20～150	27,322,331	－	27,149,346	－	9,747,294	36
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	22,801,043	－	22,749,407	－	6,643,949	29
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	3,407,164	－	3,318,069	－	1,990,841	60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	1,114,122	－	1,081,870	－	1,112,503	103
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	100～50	－	－	－	－	－	－
劣後債券およびその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	382,142	1,491	381,968	149	545,127	143
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	65,561	－	65,561	－	32,780	50
取立未済手形	20	66,430	－	66,430	－	13,286	20
信用保証協会等による保証付	0～10	57,358,713	－	57,120,083	－	5,712,010	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	690,220	－	690,220	－	690,220	100
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	23,099,339	0	23,099,339	0	49,154,291	213
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	17,299,014	－	17,299,014	－	43,247,537	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	70,953	－	70,953	－	177,383	250
（うち総株主等の議決権の10/100を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の10/100を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	5,729,370	0	5,729,370	0	5,729,370	100
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（短期STC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－	－
未決済取引	－					－	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	－					－	
合計(信用リスク・アセットの額)	－					160,794,089	

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

⑤ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位:千円)

項目	令和 6 年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
わが国の中央政府および中央銀行向け	7,147,541	-	-	-	-	-	7,147,541						
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
わが国の地方公共団体向け	5,683,167	-	-	-	-	-	-	5,683,167					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方公共団体金融機構向け	-	499,935	-	-	-	-	-	499,935					
わが国の政府関係機関向け	401,058	801,532	-	-	-	-	-	1,202,591					
地方三公社向け	-	-	5,240	-	-	-	-	5,240					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	443,268,637	4,009,507	-	-	-	-	-	-	447,278,145				
(うち、第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	1,999,344	5,104,904	-	-	-	-	-	-	15,648	7,119,897			
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権およびその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-						
株式等	-	-	690,220	-	-	-	690,220						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向けおよび個人向け	5,560	774,106	393,941	2,512,168	3,685,775								
(うちトランザクター向け)	5,560	-	-	-	5,560								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け	2,721,379	-	-	-	12,348,440	-	-	154,450	-	-	2,500	7,522,636	22,749,407
うち自己居住用不動産等向け	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け	-	-	-	-	-	3,318,069	-	-	-	-	-	3,318,069	
うち賃貸用不動産向け	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け	592,960	59,889	-	-	429,020	-	1,081,870						
うち事業用不動産関連向け	60%			その他					合計				
不動産関連向け	-			-					-				
うちその他不動産関連向け	100%			150%			その他			合計			
不動産関連向け	-			-			-			-			
うちADC向け	50%			100%			150%			その他			合計
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	13,533	29,033	339,548	3	382,118								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	65,561	-	-	-	65,561								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	1,867,988	-	-	-	-	1,867,988							
取立未済手形	-	-	66,430	-	-	66,430							
信用保証協会等による保証付	-	57,114,948	-	0	5,135	57,120,083							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-							

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和 5 年度については記載していません。

⑥信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

項 目		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	14,937,891	14,937,891
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	56,660,086	56,660,086
	リスク・ウェイト 20%	1,198,007	461,494,038	462,692,046
	リスク・ウェイト 35%	—	1,332,211	1,332,211
	リスク・ウェイト 50%	5,504,911	12,845,283	18,350,194
	リスク・ウェイト 75%	—	3,770,947	3,770,947
	リスク・ウェイト 100%	—	10,676,077	10,676,077
	リスク・ウェイト 150%	—	42,941	42,941
	リスク・ウェイト 250%	—	17,417,112	17,417,112
	その他	—	—	—
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—
合 計		6,702,918	579,176,590	585,879,508

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には、リスク・ウェイト算定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはリスク・ウェイト算定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを導入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑦資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:千円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均 値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	548,985,442	—	—	546,409,620
40%～70%	10,326,799	55,600	10%	10,251,732
75%	786,240	127,885	10%	776,607
80%	—	—	—	—
85%	582,600	—	—	581,800
90%～100%	484,854	—	—	482,864
105%～130%	—	—	—	—
150%	798,184	1,491	10%	768,568
250%	690,220	—	—	690,220
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	10,004	26,281	10%	2,632
合計	562,664,346	211,258	10%	559,964,044

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

項 目	令和5年度	
	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
わが国の政府関係機関向け	—	401,053
地方三公社向け	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	2,741	394,688
中小企業等向けおよび個人向け	27,867	23,718,156
抵当権付住宅ローン	—	—
不動産取得等事業向け	—	—
三月以上延滞等証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
その他	—	—
合 計	30,609	24,513,898

- (注)1. 当連結グループは、適格金融資産担保について簡便手法を採用しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む。)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品業向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
5. 「その他」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれています。

(単位:千円)

項 目	令和6年度	
	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
わが国の政府関係機関向け	—	401,058
地方三公社向け	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3,849	11,788
中堅中小企業等向けおよび個人向け	40,899	1,886,188
自己居住用不動産等向け	650	10,394,428
賃貸用不動産向け	—	—
事業用不動産関連向け	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞証券化	—	65,561
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合 計	45,399	12,759,025

- (注)1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む。)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当するものではありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当するものではありません。

(7) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額および時価

(単位:千円)

項 目	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上 場	—	—	—	—
非 上 場	17,989,234	17,989,234	17,989,234	17,989,234
合 計	17,989,234	17,989,234	17,989,234	17,989,234

② 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

該当するものではありません。

③ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当するものではありません。

④ 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社の評価損益等)

該当するものではありません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当するものではありません。

(9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

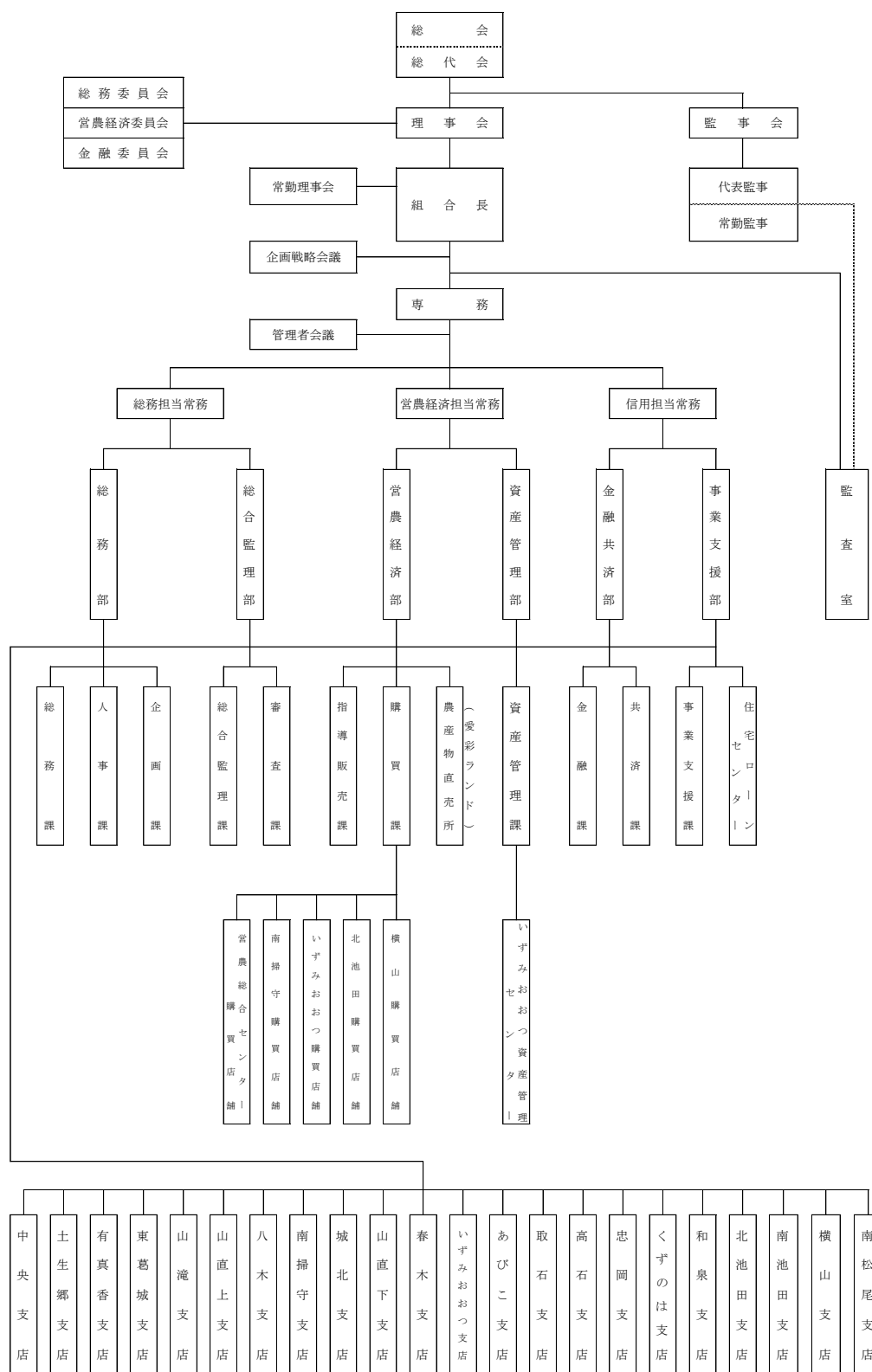
IRRBB1:金利リスク					
項番		△ E V E		△ N I I	
		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
1	上方パラレルシフト	479	160	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	95	343
3	ス テ ィ ー プ 化	2,006	1,490		
4	フ ラ ッ ト 化	—	—		
5	短 期 金 利 上 昇	—	—		
6	短 期 金 利 低 下	842	1,077		
7	最 大 値	2,006	1,490	95	343
		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
8	自 己 資 本 の 額	25,457		26,210	

JAの概要

1. 機構図
2. 役員一覧
3. 会計監査人の名称
4. 組合員数
5. 組合員組織の状況
6. 特定信用事業代理業者の状況
7. 地区一覧
8. 沿革・あゆみ
9. 店舗一覧

1. 機構図

(令和7年7月1日現在)



※東葛城支店、南松尾支店は、一部業務(融資・共済等)を近隣支店に移管し、「コミュニティ店舗」として運営しています。

2. 役員一覧

●理事

(令和7年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	代 表 権	備 考	役 職 名	氏 名	代 表 権	備 考
代表理事組合長	谷 口 敏 信	有	※2、※3	理 事	山 本 徳 巳	無	※1
代表理事専務	赤 坂 浩 司	有	※3	理 事	中 谷 正 彦	無	
常 務 理 事	山 田 久 美	無	※3	理 事	松 本 常 男	無	※2
常 務 理 事	定 孝 昌	無	※3	理 事	久 禮 勝 則	無	※2
理 事	前 川 幸 一 郎	無	※2	理 事	谷 藤 栄 一	無	※1
理 事	角 谷 勝 己	無	※3	理 事	西 村 洋 一	無	
理 事	角 野 一 仁	無		理 事	村 田 朝 代	無	※2
理 事	川 端 義 邦	無	※3	理 事	白 井 隆 雄	無	
理 事	野 井 正 代	無		理 事	井 阪 光 一	無	※3
理 事	中 井 正 二	無	※3	理 事	坂 上 克 子	無	※2
理 事	池 本 広 一	無	※2	理 事	田 口 榮 男	無	※2
理 事	松 田 良 輝	無	※3	理 事	今 口 香 須 美	無	※2
理 事	北 嶋 等	無	※3	理 事	忠 見 真 由 美	無	
理 事	浅 井 哲 二	無	※2、※3	理 事	小 西 庸 晴	無	※1
理 事	黒 川 已 與 司	無	※2	理 事	池 内 美 智 子	無	
理 事	池 内 隆 宏	無		理 事	勝 元 広 美	無	
理 事	西 村 豊 光	無	※1	計 33 名 (うち女性 8 名)			

- (注) 1. 備考に「※1」を付した方は、農協法第30条第12項第1号の規定に該当する理事です。
2. 備考に「※2」を付した方は、農協法施行規則第76条の2第1項第1号“へ”の規定に該当する理事です。
3. 備考に「※3」を付した方は、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する理事です。
4. 代表理事専務 赤坂 浩司は、常務理事を兼任しています。

●監事

(令和7年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代 表 監 事	谷 口 典 人	監 事	吉 田 正 実
常 勤 監 事	柳 田 裕 樹	監 事	植 田 功
員 外 監 事	渡 邊 祥 央	監 事	上 田 良 一
計 6 名 (うち女性 0 名)			

(注) 監事 渡邊 祥央は、農協法第30条第14項に定める要件を満たす員外監事です。

3. 会計監査人の名称

(令和7年7月1日現在)

名 称	みのり監査法人
代 表 者	理事長 大森一幸
主 たる 事 務 所	東京都港区芝五丁目29-11

4. 組合員数

(単位:人、団体)

区 分		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
正 組 合 員	個 人	7,024	7,093
	法 農 事 組 合 法 人	4	3
	人 そ の 他 の 法 人	24	28
	計	7,052	7,124
准 組 合 員	個 人	37,106	37,278
	農 業 協 同 組 合	—	—
	農 事 組 合 法 人	—	—
	そ の 他 の 団 体	106	104
	計	37,212	37,382
合 計		44,264	44,506

5. 組合員組織の状況

(単位:人)

組 織 名	構 成 員 数
柑 橘 生 産 出 荷 組 合	125
み か ん 出 荷 部 会	39
い ち じ く 生 産 出 荷 組 合	12
水 茄 子 生 産 出 荷 組 合	46
軟 弱 蔬 菜 生 産 出 荷 組 合	100
種 先 生 産 出 荷 組 合	37
紅 ズ イ キ 生 産 出 荷 組 合	2
筍 生 産 出 荷 組 合	49
花 卉 生 産 出 荷 組 合	14
玉 葱 生 産 出 荷 組 合	53
冬 瓜 生 産 出 荷 組 合	19
農 作 業 受 託 協 議 会	4
農 産 物 直 売 部 会	10
愛 彩 ラ ン ド 出 荷 協 力 会	1,050
青 壮 年 会	65

(単位:人)

組 織 名	構 成 員 数
女 性 会	1,557
中 央 支 部	72
土 生 郷 支 部	24
有 真 香 支 部	54
東 葛 城 支 部	26
山 滝 支 部	14
山 直 上 支 部	48
八 木 支 部	82
南 掃 守 支 部	64
城 北 支 部	54
山 直 下 支 部	105
春 木 支 部	41
い ず み お お つ 支 部	319
高 石 支 部	266
忠 岡 支 部	120
く ず の は 支 部	27
和 泉 支 部	26
北 池 田 支 部	35
南 池 田 支 部	65
横 山 支 部	79
南 松 尾 支 部	36
フ レ ッ シ ュ ミ ズ 「 い ず み ん 」	27

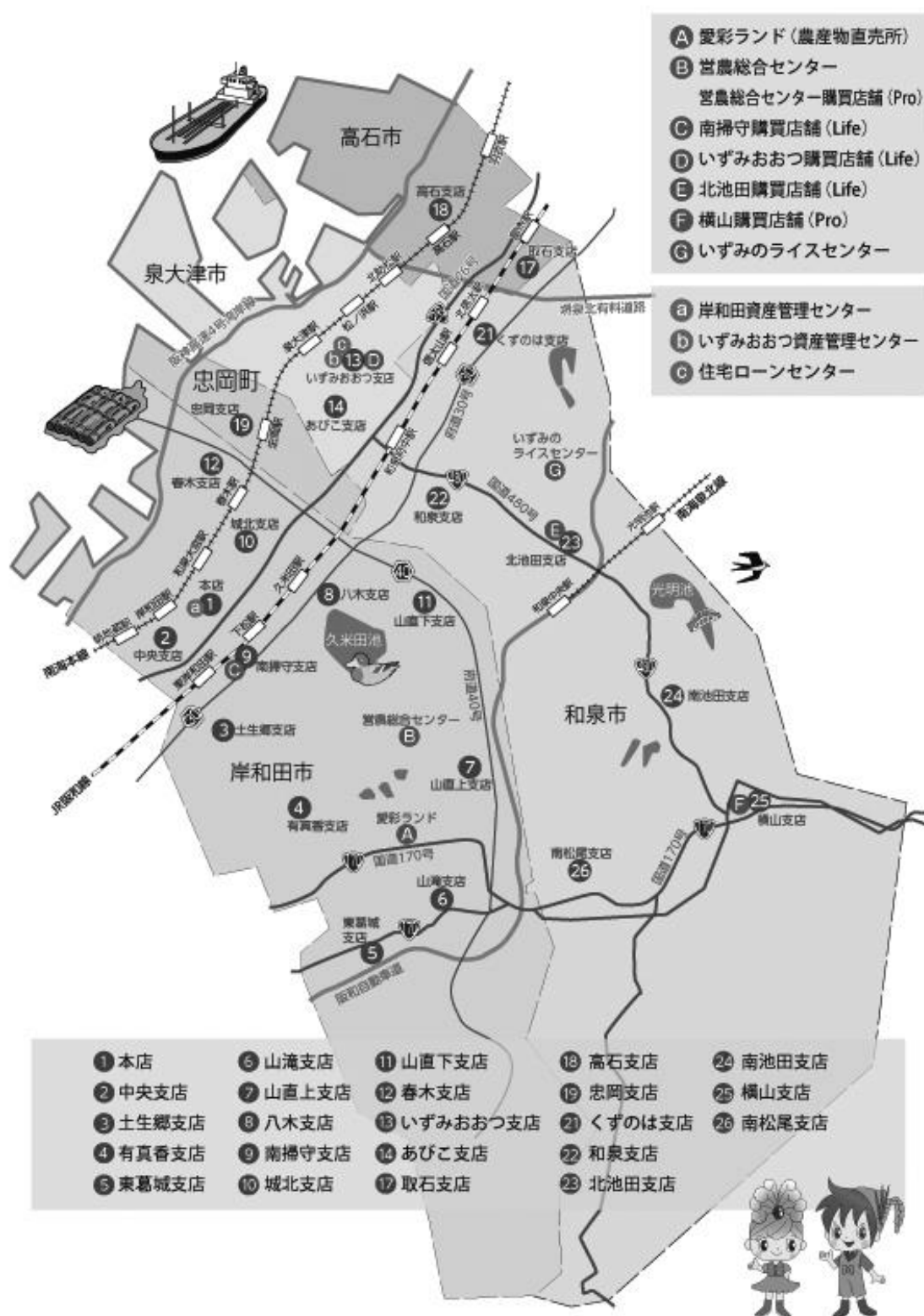
(注) 1. 当JAの組合員組織を記載しています。

2. 組織名については7月1日現在を、構成員数については3月31日現在を基準として記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況(令和7年7月1日現在)

該当するものではありません。

7. 地区一覽



8. 沿革・あゆみ

平成 21 年	4月 JAきしわだ・JA泉北西部・JA大阪和泉が合併し、いずみの農業協同組合を発足 広報誌「JA IZUMINO」を創刊 ホームページ開設 6月 貯金残高4,000億円達成 9月 農産物直売所 仮オープン
平成 22 年	4月 本店別館竣工式
平成 23 年	2月 南横山支店閉店 3月 農産物直売所「愛彩ランド」竣工式 4月 農産物直売所「愛彩ランド」オープン
平成 24 年	3月 JAIいずみのキャラクター「イズミちゃん」、「ミノルくん」誕生
平成 25 年	2月 信太・幸支店閉店 くずのは支店オープン 愛彩ランド来店者数100万人突破 7月 株式会社JAファームいずみの設立 12月 貯金残高5,000億円達成
平成 26 年	6月 北池田支店、北池田購買店舗新築オープン 10月 女性大学「アイズカレッジ」開校 JA全農ファーマーズららぽーと和泉店オープン(JAIいずみのの地元産農産物を搬入) 11月 穴師・戎支店閉店 あびこ支店オープン
平成 27 年	4月 愛彩ランド地域応援館オープン 5月 軟弱野菜・Aコープ集出荷場竣工式 9月 JAIいずみのライスセンター竣工式 12月 フレッシュミズ組織「いずみん」発足
平成 28 年	1月 ららぽーと和泉にATMを設置 2月 泉大津・上條支店閉店 いずみおおつ支店(購買店舗、資産管理センター、住宅ローンセンター)オープン
平成 29 年	3月 ホームページリニューアル
平成 30 年	3月 JAIいずみのLINE公式アカウント開設 4月 青壮年会を設立 8月 愛彩ランドに防災備蓄倉庫竣工
平成 31 年	1月 全組合員訪問を実施(～3月) 3月 合併10周年記念式典・講演会 4月 愛彩ランド来店者数500万人突破
令和 元年	10月 レストラン「泉州やさいのビュッフェ&カフェ」リニューアルオープン
令和 2 年	2月 無料職業紹介所の設立 8月 愛彩ランドInstagram公式アカウント開設 10月 愛彩ランド駐車場拡張
令和 3 年	2月 水ナス選果機を新調 8月 JAIいずみの営農経済部LINE公式アカウント開設
令和 5 年	10月 東葛城支店をコミュニティ店舗化
令和 6 年	1月 南掃守購買店舗、いずみおおつ購買店舗、北池田購買店舗をLife店舗化 3月 リースハウス事業・チャレンジファーム事業開始 7月 南松尾支店をコミュニティ店舗化 9月 山直下購買店舗閉店

9. 店舗一覧

(令和7年7月1日現在)

種 別	名 称	所 在 地	電 話 番 号	業 務 内 容								
				信 用	共 済	購 買	販 売	利 用	指 導	資 産 管 理	そ の 他	ATM
本 店	本 店	岸和田市別所町3-13-20	072-439-2381	○	○				○			1
支 店	中 央 支 店	岸和田市野田町2-17-13	072-437-0658	○	○							1
	土 生 郷 支 店	岸和田市土生町7-1-23	072-428-3468	○	○							1
	有 真 香 支 店	岸和田市真上町20-1	072-428-4597	○	○							1
	東 葛 城 支 店	岸和田市河合町1801-1	072-446-0014	○								1
	山 滝 支 店	岸和田市内畑町1033	072-479-0601	○	○							1
	山 直 上 支 店	岸和田市稲葉町34-3	072-479-0015	○	○							1
	八 木 支 店	岸和田市大町475-1	072-445-0129	○	○							1
	南 掃 守 支 店	岸和田市下松町3-6-12	072-427-5443	○	○							1
	城 北 支 店	岸和田市荒木町1-8-6	072-445-8881	○	○							1
	山 直 下 支 店	岸和田市田治米町383	072-445-0001	○	○							2
	春 木 支 店	岸和田市八幡町13-9	072-439-2370	○	○							1
	いずみおおつ支店	泉大津市寿町6-33	0725-21-4121	○	○							2
	あ び こ 支 店	泉大津市我孫子1-4-25	0725-20-0804	○	○							1
	取 石 支 店	高石市取石2-37-19	072-272-0606	○	○							1
	高 石 支 店	高石市千代田1-10-30	072-264-0001	○	○							1
	忠 岡 支 店	泉北郡忠岡町忠岡中1-12-16	0725-32-1341	○	○							1
	く ず の は 支 店	和泉市尾井町1-1-34	0725-41-2880	○	○							2
	和 泉 支 店	和泉市府中町4-20-5	0725-41-2385	○	○							1
	北 池 田 支 店	和泉市池田下町273-1	0725-55-0480	○	○							2
	南 池 田 支 店	和泉市平井町300-3	0725-55-0380	○	○							1
	横 山 支 店	和泉市北田中町204-3	0725-92-1501	○	○							1
	南 松 尾 支 店	和泉市久井町507-1	0725-54-0190	○								1
住宅ローンセンター	住 宅 ロ ー ン セ ン タ ー	いずみおおつ支店内	0725-21-5333	○								
資産管理センター	岸和田資産管理センター	本店内	072-439-2387							○		
	いずみおおつ資産管理センター	いずみおおつ支店内	0725-21-4123							○		
農産物直売所	愛 彩 ラ ン ド	岸和田市岸の丘町3-6-18	072-444-8002				○				○	
営農センター	営 農 総 合 セ ン タ ー	岸和田市山直中町1000-1	072-444-8001			○	○	○	○			
購 買 店 舗	営農総合センター購買店舗	営農総合センター敷地内	072-444-8006			○						
	南 掃 守 購 買 店 舗	南掃守支店敷地内	072-427-4141			○						
	いずみおおつ購買店舗	いずみおおつ支店横	0725-21-4126			○						
	北 池 田 購 買 店 舗	北池田支店敷地内	0725-55-0720			○						
選 果 場	横 山 購 買 店 舗	横山支店敷地内	0725-92-3900			○						
	み か ん 選 果 場	営農総合センター敷地内	—				○		○			
作 業 所 ・ 倉 庫	玉 葱 選 果 場	営農総合センター敷地内	—				○					
	いずみのライスセンター	和泉市池田下町1353-2	—					○				
ハ ウ ス	育 苗 施 設	営農総合センター敷地内	—					○				
	軟弱野菜・Aコープ集出荷場	営農総合センター敷地内	—				○					
貯 蔵 施 設	集 出 荷 貯 蔵 施 設	営農総合センター敷地内	—				○					
	倉 庫	肥 料 倉 庫	営農総合センター敷地内	—		○						
店 外 A T M	ららぽーと和泉出張所ATM	和泉市あゆみ野4-4-7	—									1

※東葛城支店の信用事業は、貯金・為替業務です。

※南松尾支店の信用業務は、貯金・為替業務です。

【参考】法定開示項目一覧

【農業協同組合法施行規則第 204 条に基づく開示項目（単体情報）】

1. 組合の概況および組織に関する事項	
業務の運営の組織	104
理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名	105
会計監査人の名称	105
事務所の名称および所在地	109
当該組合を所屬組合とする特定信用事業代理業者に関する事項	106
2. 組合の主要な業務の内容	
主要な業務の内容	23～25、32～34
3. 組合の主要な業務に関する事項	
直近の事業年度における事業の概況	5～8
直近の 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標	51
経常収益、経常利益または経常損失、当期剰余金または当期損失金、出資金および出資口数、純資産額、総資産額、貯金等残高、貸出金残高、有価証券残高、単体自己資本比率、法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額、職員数	
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
◇ 主要な業務の状況を示す指標	
事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益およびコア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	51
資金運用収支、役員取引等収支およびその他事業収支	51
資金運用勘定および資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび総資金利ざや	52
受取利息および支払利息の増減	52
総資産経常利益率および資本経常利益率	63
総資産当期純利益率および資本当期純利益率	63
◇ 貯金に関する指標	
流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	53
固定金利定期貯金、変動金利定期貯金およびその他の区分ごとの定期貯金の残高	53
◇ 貸出金等に関する指標	
手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	54
固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	54
担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証および信用の区分をいう。）の貸出金残高および債務保証見返額	54
使途別（設備資金および運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	54
主要な農業関係の貸出実績	55
業種別の貸出金残高および当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	55
貯貸率の期末値および期中平均値	63
◇ 有価証券に関する指標	
商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債およびその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高	57
有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国債券および外国株式、その他の証券ならびに貸付有価証券の区分をいう。）の残存期間別の残高	57
有価証券の種類別の平均残高	57
貯証率の期末値および期中平均値	63
4. 組合の業務運営に関する事項	
リスク管理の体制	15～16
法令遵守の体制	16
中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況	11～12
金融ADR制度への対応	20
5. 組合の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項	
貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書	36～47
債権のうち下に掲げるものの額および①～④までの合計額	56
①破産更生債権およびこれらに準ずる債権 ②危険債権 ③三月以上延滞債権 ④貸出条件緩和債権 ⑤正常債権	
元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち下に掲げるものの額および①～④までの合計額	56
①破産更生債権およびこれらに準ずる債権 ②危険債権 ③三月以上延滞債権 ④貸出条件緩和債権 ⑤正常債権	
自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官が別に定める事項	64～76
下の取得価額または契約価額、時価および評価損益	58
有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引	
貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	56
貸出金償却の額	56
会計監査人の監査	50

【農業協同組合法施行規則第 205 条に基づく開示項目（連結情報）】

1. 組合およびその子会社の概況に関する事項	
組合およびその子会社の主要な事業の内容および組織の構成	78
組合の子会社に関する事項	78
名称、主たる営業所または事務所の所在地、資本金または出資金、事業の内容、設立年月日、組合が有する子会社の議決権の総株主、総社員または総出資者の議決権に占める割合、組合の一の子会社以外の子会社が所有する当該一の子会社の議決権の総株主、総社員または総出資者の議決権に占める割合	
2. 組合およびその子会社の主要な業務に関する事項（連結）	
直近の事業年度における事業の概況	78
直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	78
経常収益（事業の区分ごとの事業収益およびその合計）、経常利益または経常損失、当期利益または当期損失、純資産額、総資産額、連結自己資本比率	
3. 直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項（連結）	
貸借対照表、損益計算書および剰余金計算書	79～80、82～91
債権のうち下に掲げるものの額および①～④までの合計額	91
①破産更生債権およびこれらに準ずる債権 ②危険債権 ③三月以上延滞債権 ④貸出条件緩和債権 ⑤正常債権	
自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官が別に定める事項	92～102
事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益または経常損失の額および資産の額として算出したもの	91

【その他の開示項目（任意開示項目）】

ごあいさつ	2
組合理念	3
経営方針	3
内部統制システム基本方針	3～4
経営管理体制	4
農業振興活動	9～10
地域貢献情報等	11～12
組合員から監事への情報提供窓口	17
利用者保護等への取り組み	17
利益相反管理への取り組み	18
マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針	19
金融円滑化への取り組み	19～20
内部監査体制	21
金融商品の勧誘方針	21
個人情報保護について	21～22
手数料一覧	25～31
J/A・バンク・セーフティネット	34
部門別損益計算書	48～49
財務諸表の正確性等にかかる確認	50
貯金の科目別期末残高	53
貸出金の科目別期末残高	54
金融再生法開示債権の保全状況	56
為替業務等取扱実績	57
預かり資産の状況	58
共済事業取扱実績	59～60
購買事業取扱実績	60
販売事業取扱実績	61
直売所事業取扱実績	61
資産管理事業取扱実績	61
利用事業	61
指導事業	62
職員一人当たり指標	63
一店舗当たり指標	63
連結キャッシュ・フロー計算書	81
組合員数	105
組合員組織の状況	106
地区一覧	107
沿革・あゆみ	108